官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法律〕
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（五〇）　八
○災害対策基本法等の一部を改正する法律（五一）　一六
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（五二）　二
○人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（五三）　三六

〔政令〕
○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（二〇〇）　四一
○災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二〇一）
○児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（二〇二）
○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（二〇三）　四二

〔省令〕
○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（**総務**五七）　四四
○介護保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**六五）　四九
○森林法施行規則及び農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**二六）　五三

〔法規的告示〕
○介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示（**厚生労働**一七七）　五四
○原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公表する件（**原子力規制委**六）　五七

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五九
会社その他
会社決算公告　二三
二五

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（法律第五〇号）（総務省）

1　最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費、事務費等の基準額を改定することとした。（第四条～第九条、第一三条～第一五条及び第一七条関係）

2　改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二五年法律第一七九号。以下「新基準法」という。）の規定（新基準法第一三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙等について適用するものとした。（附則第二条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律（法律第五一号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法の一部改正関係

1　総則

㈠　災害の定義

異常な自然現象の例示として、地盤の液状化を追加することとした。（第二条関係）

㈡　災害対策に関する基本理念

基本理念として、災害復旧及び災害からの復興に必要な準備に関する事項を追加することとした。（第二条の二関係）

㈢　国及び地方公共団体とボランティアとの連携

国は、ボランティアによる防災活動に対する事業者及び国民の関心等を深める等の必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第五条の三第二項関係）

㈣　施策における防災上の配慮等

国等が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に実施に努めなければならない事項として、宅地の耐震化に関する事項等を追加することとした。（第八条第二項関係）

2　防災に関する組織

㈠　中央防災会議の委員等への内閣府の防災監の追加

中央防災会議の委員等として内閣総理大臣が任命することができる者等に、内閣府の防災監を追加することとした。（第一二条第五項、第二五条第六項及び第二八条の三第六項関係）

㈡　都道府県災害対策本部長等からの登録被災者援護協力団体への協力の求め

都道府県災害対策本部長等が協力を求めることができる者として、㈢により内閣総理大臣の登録を受けた被災者援護協力団体（以下「登録被災者援護協力団体」という。）を追加することとした。（第二三条第七項、第二三条の七第三項、第二八条第三項及び第二八条の六第三項関係）

㈢　登録被災者援護協力団体

被災者の援護への協力であって、避難所の運営等の業務（以下「被災者援護協力業務」という。）を行う法人等は、申請により、内閣総理大臣の登録を受けることができること等とした。（第三三条の二～第三三条の一一関係）

3　防災計画

都道府県地域防災計画等に、公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定めることができることとした。（第四〇条第三項及び第四二条第三項関係）

4　災害予防

㈠　防災に必要な物資の備蓄の状況の公表

地方公共団体の長は、毎年一回、物資の備蓄の状況を公表しなければならないこととした。（第四九条第二項関係）

㈡　円滑な相互応援の実施のために必要な措置

指定行政機関の長等は、高度かつ専門的な技術等を有する人材の確保及び育成等の取組を推進することにより、他の災害応急対策責任者を迅速かつ的確に応援するよう努めなければならないこととした。（第四九条の二第二項関係）

5　災害応急対策

㈠　災害に関する情報の収集及び伝達

災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集等に当たっては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならないこととした。（第五一条第二項関係）

㈡　指定行政機関の長等による応援等の強化

(1)　市町村長は、都道府県知事に対し、指定行政機関の長等に対する応急措置の実施の要請をするよう求めることができること等とした。（第六八条の二関係）

(2)　指定行政機関の長等は、都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、都道府県知事からの応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、応援をすることができることとした。（第七四条の四第二項関係）

(3)　指定行政機関の長等は、災害の発生により施設又は設備に被害が生じ、かつ、市町村長等による応急措置の実施が困難である場合であって、災害応急対策の円滑な実施のため、応急措置を実施する緊急の必要があると認めるときは、市町村長が実施すべき応急措置を当該市町村長に代わって実施しなければならないこととした。（第七八条の二第一項関係）

㈢　被災者の生活環境の整備

災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、遅滞なく、避難所の運営状況等に関する情報を把握し、福祉サービスの提供、情報の提供等の措置を講ずるよう努めなければならないこと等とした。（第八六条の六～第八六条の七の二関係）

㈣　広域一時滞在

市町村長は、広域一時滞在等の協議に際し、各被災住民についての援護の実施の状況等の情報であって自らが保有するものを当該協議をする他の市町村の市町村長等に提供しなければならないこと等とした。（第八六条の八第三項及び第八項、第八六条の九第二項、第五項、第七項及び第一四項、第八六条の一〇第一項、第八六条の一一並びに第八六条の一三第一項関係）

6　被災者の援護を図るための措置

㈠　被災者台帳の作成

(1)　市町村長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、その市町村の区域内で被災者援護協力業務を実施する登録被災者援護協力団体に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができることとした。（第九〇条の三第四項関係）

(2)　市町村長は、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関する情報の提供を求めるときは、都道府県知事に対し協力を求めることができること等とした。（第九〇条の三第五項及び第六項関係）

㈡　台帳情報の利用及び提供等

市町村長は、被災者の生命又は身体を害するおそれがある等の場合において、登録被災者援護協力団体が、被災者援護協力業務に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するときには、台帳情報を提供することができること等とした。（第九〇条の四～第九〇条の六関係）

二　災害救助法の一部改正関係

1　救助

㈠　救助の種類

救助の種類として、福祉サービスの提供を追加することとした。（第四条第一項関係）

㈡　従事命令

都道府県知事等は、福祉関係者を救助に関する業務に従事させることができること等とした。（第七条第一項及び第三項関係）

㈢　協力命令

都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができること等とした。（第八条第二項～第四項及び第一八条第二項関係）

2　登録被災者援護協力団体による情報提供

登録被災者援護協力団体は、1の㈢により都道府県知事等に協力して救助を行った者について、一の6の㈠の(1)により市町村長から情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての情報であって自らが保有するものを提供することとした。（第三一条の二関係）

三　水道法の一部改正関係

1　日本下水道事業団法の特例

日本下水道事業団は、水道事業者等と協定を締結し、当該水道事業者等の管理する水道施設が災害により損傷した場合における当該水道施設の工事の業務を行うことができること等とした。（第三九条の三関係）

2　災害時の給水装置の操作

水道事業者は、災害により損傷した水道の機能を回復するため緊急に配水管の調査及び復旧を行う必要があると認めるときは、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地に立ち入り、給水装置を操作させることができること等とした。（第四〇条の二関係）

四　大規模地震対策特別措置法の一部改正関係

地震災害警戒本部員として、内閣府の防災監を追加することとした。（第一一条第六項関係）

五　大規模災害からの復興に関する法律の一部改正関係

1　復興対策本部員として内閣総理大臣が任命することができる者に、内閣府の防災監を追加することとした。（第五条第六項関係）

2　一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画について、特定大規模災害等を受けた区域等を対象とすることとした。（第四一条第一項関係）

六　内閣府設置法の一部改正関係

本府に、防災に関する事務を統理する防災監一人を置くこととした。（第一六条の二関係）

七　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

―――――――――――――

◇脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五二号）

（内閣官房）

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「推進法」という。）の一部改正関係

1　目的

この法律は、世界的規模でエネルギーの脱炭素化に向けた取組等が進められる中で、我が国における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進するため、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行並びに化石燃料採取者等に対する賦課金の徴収及び特定事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めるとともに、脱炭素成長型投資事業者への排出枠の割当てに係る措置及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する支援等に関する業務を行わせるための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　化石燃料賦課金

㈠　化石燃料賦課金の納付に係る移出とみなす場合等

原油等の採取場において原油等が消費される場合には、化石燃料採取者等がその消費の時に当該原油等をその採取場から移出したものとみなすこと、原油等の採取をする化石燃料採取者等又は原油等の販売業者が、労務、資金その他原油等の採取に必要なものを供給して原油等の採取を委託する場合には、当該委託をした者（以下「採取委託者」という。）が当該委託を受けた者（以下「採取受託者」という。）の採取した原油等で当該委託に係るものを採取したものとみなすこと等、化石燃料賦課金の納付に係る移出とみなす場合等について定めることとした。（第一二条及び第一三条関係）

㈡　化石燃料賦課金単価

化石燃料賦課金単価の範囲について所要の改正を行うこととした。（第一四条関係）

㈢　化石燃料賦課金の減額等

経済産業大臣は、化石燃料採取者等が採取場から移出し、又は保税地域から引き取る原油等であって、エネルギーの需給等に関する施策との整合性、我が国の産業活動

に与える影響等を考慮して政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、推進法第一一条第三項の規定により納付すべき又は既に納付された化石燃料賦課金を減額し、又は還付することとした。（第一五条関係）

(四) 化石燃料採取者等の届出

化石燃料採取者等（採取受託者を含み、採取委託者を除く。）は、原油等を採取し、又は保税地域から引き取ろうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 原油等の採取又は保税地域からの引取りを開始しようとする年月日

(3) 原油等の採取をする場合にあっては、原油等の採取場の名称及び所在地

(4) 採取受託者にあっては、当該採取受託者に原油等の採取の委託をした採取委託者に係る(1)に掲げる事項（第一六条関係）

(五) 化石燃料賦課金の納付等

(1) 化石燃料採取者等は、政令で定めるところにより、化石燃料賦課金の額その他の経済産業省令で定める事項を記載した申告書を、原油等の採取又は保税地域からの引取りをした日の属する月の翌月末日（原油等を保税地域から引き取る者であって化石燃料賦課金の納付が確実なものとして政令で定めるところにより経済産業大臣の承認を受けた者以外の者にあっては、その引取りの時）までに経済産業大臣に提出しなければならないこととした。（第一八条第一項関係）

(2) (1)の申告書を提出した化石燃料採取者等は、(1)の申告に係る額の化石燃料賦課金を、(1)の申告書の提出期限までに政府に納付しなければならないこととした。（第一八条第二項関係）

(3) 経済産業大臣は、化石燃料採取者等が(1)の申告書の提出期限までに(1)の申告書を提出しないとき、又は(1)の申告書に経済産業省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたときは、化石燃料賦課金の額を決定し、これを当該化石燃料採取者等に通知することとした。（第一八条第四項関係）

3

(一) 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て等

脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針

(1) 経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠（事業者の生産、輸送その他の事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（以下この3及び5において「二酸化炭素の排出量」という。）に相当する枠であって、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。以下同じ。）の割当ての実施に関する指針（以下「実施指針」という。）を定めることとした。（第三二条第一項関係）

(2) 実施指針においては、次に掲げる事項について定めることとした。

イ 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに関する基本的事項

ロ 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法に関する事項

ハ 排出目標量（二酸化炭素の排出量の目標をいう。以下同じ。）の設定及び排出実績量（二酸化炭素の排出量の実績をいう。以下同じ。）の算定に係る適正な計量の実施その他これらの設定及び算定の方法に関する事項

ニ 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて促進する投資に関する次に掲げる事項

(イ) 重点的に投資を促進する主務省令で定める事業分野に関する事項

(ロ) (イ)に定める事業分野に属する事業活動のうち、投資の促進を通じて二酸化炭素の排出量を削減することが当該事業分野の産業競争力の強化にとって特に効果的であると認められるものとして主務省令で定める事業活動に関する事項

(ハ) 新たな投資に資する研究及び技術開発に関する事項

(ニ) 投資に係る指標、基準等の策定その他の投資環境の整備に関する事項

ホ 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって勘案すべき次に掲げる事項

(イ) 事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項

(ロ) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項（第三二条第二項関係）

(二) 届出

(1) その行う事業活動に伴う二酸化炭素の年度平均排出量（政令で定めるところにより算定される当該年度（四月一日から翌年三月三一日までをいう。以下同じ。）の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量を平均した量をいう。以下同じ。）が政令で定める量以上である事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。

イ 名称、代表者の氏名及び本店等（本店又は主たる事務所をいう。以下同じ。）の所在地（その者が個人である場合にあっては、氏名及び住所。以下同じ。）

ロ その属する事業分野及び当該事業活動の内容

ハ 二酸化炭素の年度平均排出量

ニ 当該年度における排出目標量及びその設定の基礎となる事項

ホ その他経済産業省令で定める事項（第三三条第一項関係）

(2) (1)の規定による届出をしようとする事業者は、当該届出に係る排出目標量が政令で定める方法により適切に設定されていることについて、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、4の(二)の規定により経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）の確認を受けなければならないこととした。（第三三条第二項関係）

(三) 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て

(1) 経済産業大臣は、(二)の(1)の規定による届出の内容が実施指針に照らして適切なものであると認めるときは、当該届出をした事業者（以下この3、5及び6において「脱炭素成長型投資事業者」という。）に対し、当該届出に係る排出目標量を基礎として、(一)の(2)のホに掲げる事項を勘案して、脱炭素成長型投資事業者排出枠を無償で割り当てることとした。（第三四条第一項関係）

(2) (1)の規定による割当ては、法人等保有口座（(二)の(1)に規定する法人等保有口座をいう。(五)の(3)及び(六)において同じ。）に脱炭素成長型投資事業者排出枠の増加の記録をすることにより行うこととした。（第三四条第三項関係）

(3) 経済産業大臣は、(2)の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠の増加の記録をしたときは、その旨を当該脱炭素成長型投資事業者に通知することとした。（第三四条第四項関係）

(四) 排出実績量の報告等

(1) 脱炭素成長型投資事業者は、経済産業省令で定めるところにより、(三)の(1)の規定による脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに係る年度（以下「割当年度」という。）の翌年度において、割当年度における排出実績量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣、環境大臣及び当該脱炭素成長型投資事業者が行う事業活動に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならないこととした。（第三五条第一項関係）

(2) 脱炭素成長型投資事業者は、(1)の規定による報告に係る排出実績量が政令で定める方法により適切に算定されていることについて、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、登録確認機関の確認を受けなければならないこととした。（第三五条第二項関係）

(五) 脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知及び保有義務

(1) 経済産業大臣は、(四)の(1)の規定による報告をした脱炭素成長型投資事業者に、排出実績量に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量を通知することとした。(第三六条第一項関係)

(2) 経済産業大臣は、(四)の(1)の規定による報告の内容が不適切であると認める場合その他必要があると認める場合には、その調査に基づき、(3)の規定によりあらかじめ保有しなければならない脱炭素成長型投資事業者排出枠の量を決定し、当該脱炭素成長型投資事業者に通知することとした。(第三六条第二項関係)

(3) 脱炭素成長型投資事業者は、(1)又は(2)の規定により通知された量の脱炭素成長型投資事業者排出枠を、割当年度の翌年度の一月三一日に、その法人等保有口座において保有しなければならないこととした。(第三六条第三項関係)

(六) 脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却

(1) 経済産業大臣は、(五)の(3)に規定する日に、(五)の(3)に規定する量の脱炭素成長型投資事業者排出枠について償却（(二)の排出枠口座簿において、脱炭素成長型投資事業者がその法人等保有口座において保有する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の範囲内で、脱炭素成長型投資事業者排出枠についての減少の記録をすることにより、当該脱炭素成長型投資事業者排出枠を消滅させることをいう。以下同じ。）をすることとした。(第三七条第一項関係)

(2) (1)の償却を受けた脱炭素成長型投資事業者排出枠は、当該償却によりその法人等保有口座において減少の記録を受けた(三)に規定する法人等保有口座名義人が(五)の(3)に規定する日に保有していたものとみなすこととした。(第三七条第二項関係)

(七) 参考上限取引価格

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、我が国の産業又は国民生活に与える影響、脱炭素成長型経済構造への移行の状況、エネルギーの需給に関する施策との整合性その他の事情を勘案して、二酸化炭素の排出量一トンに相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格についてその上限の算定の基礎となる価格（以下「参考上限取引価格」という。）を定めることとした。(第三九条第一項関係)

(八) 脱炭素成長型投資事業者排出枠を保有しているものとみなす場合

(1) 経済産業大臣は、脱炭素成長型投資事業者が一定期間以上継続して脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引を行うことが困難であり、又は困難となるおそれがある場合として政令で定める場合において、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却に支障を生ずることが明らかであり、(2)の規定による措置を講ずる必要があると認めるときは、その旨を告示することとした。(第四〇条第一項関係)

(2) 経済産業大臣は、(1)の規定による告示をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、脱炭素成長型投資事業者が、当該年度における(五)の(1)又は(2)の規定により通知された脱炭素成長型投資事業者排出枠の量が(三)の(1)の規定により割り当てられた脱炭素成長型投資事業者排出枠の量を上回る量を限度として、(3)の規定の適用を受けようとする脱炭素成長型投資事業者排出枠の量に参考上限取引価格を乗じて得た額の負担金を政府に納付することを認めることとした。(第四〇条第二項関係)

(3) 経済産業大臣は、償却をする場合において、(2)の規定による納付があったときは、当該脱炭素成長型投資事業者が、その納付した額を参考上限取引価格で除して得た量の脱炭素成長型投資事業者排出枠を保有しているものとみなすこととした。(第四〇条第三項関係)

(九) 未償却相当負担金の徴収及び納付義務

(1) 経済産業大臣は、割当年度の翌年度の二月一日以後に、当該割当年度における(五)の(1)又は(2)の規定により通知された量の脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却を受けていない脱炭素成長型投資事業者から、当該量の脱炭素成長型投資事業者排出枠のうちその償却をしていない量に参考上限取引価格を乗じて得た額を徴収することとした。(第四一条第一項関係)

(2) 脱炭素成長型投資事業者は、未償却相当負担金（(1)の規定により経済産業大臣が徴収する金銭をいう。以下同じ。）を納付しなければならないこととした。(第四一条第二項関係)

未償却相当負担金の額の決定、通知等

経済産業大臣は、(九)の(1)の脱炭素成長型投資事業者が納付すべき未償却相当負担金の額を決定し、当該脱炭素成長型投資事業者に対し、その者が納付すべき未償却相当負担金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならないこととした。(第四二条関係)

(二) 排出枠口座簿の作成等

経済産業大臣は、排出枠口座簿を作成し、脱炭素成長型投資事業者排出枠の取得、保有及び移転（以下「排出枠の管理」という。）のため、次に掲げる口座を開設することとした。

(1) 法人等保有口座（内国法人等（国内に本店等を有する法人及び脱炭素成長型投資事業者である個人をいう。以下同じ。）が自己のために排出枠の管理を行うための口座をいう。以下同じ。）

(2) 機構取引口座（脱炭素成長型経済構造移行推進機構（5の(二)において「機構」という。）が推進法第一一三条第三項第一号に規定する売買取引（以下単に「売買取引」という。）を行うことができる者のために脱炭素成長型投資事業者排出枠の取得及び移転（以下「振替」という。）を行うための口座をいう。）(第四五条第一項関係)

(三) 法人等保有口座の記録事項

法人等保有口座は、当該法人等保有口座の名義人（当該法人等保有口座の開設を受けた者をいう。以下「法人等保有口座名義人」という。）ごとに区分することとした。(第四七条第一項関係)

(三) 法人等保有口座の開設

(1) 排出枠の管理を行おうとする内国法人等は、排出枠口座簿に、経済産業大臣による法人等保有口座の開設を受けなければならないこととした。(第四八条第一項関係)

(2) 法人等保有口座は、排出枠の管理を行おうとする一の内国法人等につき一に限り開設を受けることができることとした。(第四八条第二項関係)

(3) (1)の規定による法人等保有口座の開設を受けようとする者は、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならないこととした。(第四八条第三項関係)

(4) 経済産業大臣は、(3)の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、法人等保有口座を開設しなければならないこととした。(第四八条第五項関係)

(四) 振替手続

脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替は、推進法第五〇条に定めるところにより、経済産業大臣が、排出枠口座簿において、当該脱炭素成長型投資事業者排出枠についての減少又は増加の記録をすることにより行うこととした。(第五〇条第一項関係)

登録確認機関

(一) 登録

3の(二)の(2)の登録（以下単に「登録」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、3の(二)の(2)及び3の(四)の(2)の規定による確認の業務（以下「確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行うこととした。(第五八条関係)

(二) 登録の基準

経済産業大臣は、(一)の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならないこととした。

(1) 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた適合性の確認（事業活動を構成する生産工程その他の要素に関し作成された報告書の内容がその適合すべき基準

又は要件に照らして適正なものであることについて確認することをいう。）を行う機関に関する基準又はこれに類する基準として経済産業省令で定める基準に適合すると認められるものであること。

(2) 確認業務を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として経済産業省令で定めるものが確認を行うこと。

(3) 確認業務を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。

(4) 確認業務の公正な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合する体制が整備されていること。（第六〇条第一項関係）

㈢ 確認の義務

(1) 登録確認機関は、確認業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならないこととした。（第六二条第一項関係）

(2) 登録確認機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定める方法により確認業務を行わなければならないこととした。（第六二条第二項関係）

(3) 登録確認機関は、確認業務を行うときは、㈡の(2)に規定する者に確認業務を実施させなければならないこととした。（第六二条第三項関係）

㈣ 業務規程

(1) 登録確認機関は、確認業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、確認業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第六四条第一項関係）

(2) 経済産業大臣は、(1)の規定による届出のあった業務規程が確認業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができることとした。（第六四条第三項関係）

㈤ 経済産業大臣による確認業務の実施

経済産業大臣は、登録を受ける者がいないとき等その他必要があると認めるときは、当該確認業務の全部又は一部を自ら行うことができることとした。（第七一条第一項関係）

5 雑則

㈠ 脱炭素成長型投資事業者は、毎年度、主務省令で定める基準に従い、その事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の削減に関する目標その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画を作成し、経済産業大臣及び当該脱炭素成長型投資事業者が行う事業活動に係る事業所管大臣に提出しなければならないこととした。（第七三条第一項関係）

㈡ 経済産業大臣は、機構に、3の㈢の(4)の規定による法人等保有口座の開設等に関する業務等を行わせることとした。（第七四条関係）

6 脱炭素成長型経済構造移行推進機構

㈠ 業務の範囲

(1) 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下この6において「機構」という。）は、推進法第七七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を新たに行うこととした。

イ 法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人に係る事項の記録の変更、脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替及び排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付に関する業務（第一一一条第一項第四号関係）

ロ 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て、脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却、未償却相当負担金及び延滞金の徴収並びに法人等保有口座に係る記録の訂正等に係る事務（第一一一条第一項第五号関係）

ハ 脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引（以下「排出枠取引」という。）の機会の提供に関する次に掲げる業務

(イ) 排出枠取引を行うための市場の設置及び運営

(ロ) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動に係る指標等の情報の提供（第一一一条第一項第六号関係）

ニ 脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の調整のための脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務（第一一一条第一項第七号関係）

ホ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動に関する調査研究、知識の普及及び啓発並びに当該事業活動を担う人材の養成及び資質の向上に関する業務（第一一一条第一項第九号関係）

(2) 機構は、推進法第一一一条第一項各号に掲げる業務のほか、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資するため、二の4の㈡に規定する助言を行うことができることとした。（第一一一条第二項関係）

㈡ 機構が従うべき排出枠取引機会提供実施基準

経済産業大臣は、機構が㈠の(1)のハに掲げる業務を実施する際に従うべき基準を定めることとした。（第一一四条第一項関係）

㈢ 機構が従うべき調整実施基準

経済産業大臣は、㈠の(1)のニに掲げる業務の実施に当たって機構が従うべき基準（以下「調整実施基準」という。）を定めることとした。（第一一五条第一項関係）

㈣ 調整基準取引価格

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、脱炭素成長型投資事業者排出枠につき、調整基準取引価格を定めなければならないこととした。（第一一六条第一項関係）

㈤ 脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れの決定

(1) 機構は、売買取引の価格の平均額として経済産業省令で定める方法により算出される額が調整基準取引価格を下回る場合には、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れることができることとした。（第一一七条第一項関係）

(2) 機構は、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れるときは、あらかじめ、調整実施基準に従って、脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入量を決定しなければならないこととした。（第一一七条第二項関係）

(3) 機構は、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れるかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならないこととした。（第一一七条第三項関係）

(4) 機構は、調整実施基準に従い、(1)の規定により買い入れた脱炭素成長型投資事業者排出枠を脱炭素成長型投資事業者に対し、売り渡すこととした。（第一一七条第四項関係）

㈥ 交付金

政府は、予算の範囲内において、機構に対し、推進法第一一一条第一項第一号から第六号までに掲げる業務に要する費用に相当する金額を交付することとした。（第一二七条関係）

7 罰則

罰則について所要の改正を行うこととした。（第一四一条～第一四八条関係）

8 その他

その他所要の改正を行うこととした。

二 資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正関係

1 目的

この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況に鑑み、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、

使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講じ、併せて、推進法とあいまって脱炭素化再生資源の有効な利用の促進等により脱炭素化を図るための措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律において「脱炭素化」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の削減を行うことをいうこととした。（第二条第六項関係）

㈡　この法律において「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」とは、脱炭素化のために利用することが特に必要な再生資源として政令で定めるもの（以下「脱炭素化再生資源」という。）をその原材料として利用することを促進することが当該脱炭素化再生資源の有効な利用及び当該製品の脱炭素化を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいうこととした。（第二条第一一項関係）

3　事業者等の責務

一の3の㈢の⑴に規定する脱炭素成長型投資事業者その他の事業者は、脱炭素化再生資源を製造し、又は原材料として利用するよう努めなければならないこととした。（第四条第三項関係）

4　指定脱炭素化再生資源利用促進製品

㈠　主務大臣は、指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る脱炭素化再生資源の利用を促進するため、主務省令で、脱炭素化再生資源の利用の促進のために必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に関し、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造等の事業を行う者（その事業の用に供するために指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定脱炭素化再生資源利用促進事業者」という。）の判断の基準となるべき事項を定めることとした。（第二一条第一項関係）

㈡　指定脱炭素化再生資源利用促進事業者であって、政令で定める要件に該当するものは、㈠に規定する判断の基準となるべき事項において定められた脱炭素化再生資源の利用の促進のために必要な計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画を作成し、主務大臣に提出しなければならないこととし、推進法第七七条に規定する脱炭素成長型経済構造移行推進機構は、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の求めに応じ、計画の作成に関し必要な助言を行うことができることとした。（第二三条第一項及び第三項関係）

㈢　主務大臣は、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者であって、政令で定める要件に該当するものの当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る脱炭素化再生資源の利用の促進が㈠に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるもの等とすることとした。（第二五条関係）

5　資源有効利用・脱炭素化促進設計指針

㈠　主務大臣は、指定省資源化製品、指定脱炭素化再生資源利用促進製品及び指定再利用促進製品（以下「対象指定製品」という。）の製造の事業を行う者（その設計を行う者に限る。）及び専ら対象指定製品の設計を業として行う者（以下「対象指定製品製造事業者等」という。）が設計する対象指定製品について、資源の有効な利用及び脱炭素化を特に促進するために対象指定製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針を定めることとした。（第二九条第一項関係）

㈡　対象指定製品製造事業者等は、その設計する対象指定製品の設計について、主務大臣の認定（以下「設計認定」という。）を受けることができるもの等とすることとした。（第三〇条関係）

㈢　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第一六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団は、同法第一七条各号に掲げる業務のほか、設計認定を受けた対象指定製品製造事業者等が行う当該設計認定に係る対象指定製品の製造（その全部又は一部が産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証等の業務を行うことができることとした。（第五〇条第一項関係）

6　自主回収・再資源化事業計画の認定

㈠　指定再資源化事業者であって、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化のための使用済指定再資源化製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとするもの（以下「自主回収・再資源化事業者」という。）は、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画（以下「自主回収・再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができるもの等とすることとした。（第五四条関係）

㈡　自主回収・再資源化事業計画の認定を受けた自主回収・再資源化事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定にかかわらず、同法の規定による許可を受けないで、当該認定に係る自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができるもの等とすることとした。（第五七条関係）

7　その他

その他所要の改正を行うこととした。

三　附則

1　この法律の施行に関し必要な経過措置について定めることとした。（附則第二条～第九条及び第一五条関係）

2　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第一〇条～第一二条関係）

3　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一三条、第一四条及び第一六条～第一八条関係）

4　この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行することとした。

◇人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（法律第五三号）（内閣府本府）

1　目的

この法律は、人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術であることに鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、関係法律による施策と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において、「人工知能関連技術」とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいうこととした。（第二条関係）

3　基本理念

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本理念を、次のこととした。（第三条関係）

㈠　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、科学技術・イノベーション基本法第三条に定める科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針及びデジタル社会形成基本法第二章に定める基本理念のほか、次の㈡から㈤までに掲げる基本理念に基づいて行うものとすること。

㈡　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、我が国において人工知能関連技術の研究開発を行う能力を保持するとともに、人工知能関連技術に関する産業の国際競争力を向上させることを旨として、行うものとすること。

(三)　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階の関係者による取組を総合的かつ計画的に推進することを旨として、行うものとすること。

(四)　人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保等の施策が講じられなければならないものとすること。

(五)　人工知能関連技術の研究開発及び活用は、国際的協調の下に推進することを旨とし、我が国が人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力において主導的な役割を果たすよう努めるものとすること。

4　国等の責務等

国、地方公共団体、研究開発機関、活用事業者及び国民の責務等について定めることとした。（第四条～第一〇条関係）

5　基本的施策

(一)　国は、人工知能関連技術の基礎研究から実用化のための研究開発に至るまでの一貫した研究開発の推進等の施策を講ずるものとした。（第一一条関係）

(二)　国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に当たって必要となる大規模な情報処理、情報通信、電磁的記録の保管等に係る施設及び設備並びにデータセットその他の知的基盤を研究開発機関及び活用事業者が広く利用できるようにするため、これらの施設及び設備並びに知的基盤の整備及び共用の促進のために必要な施策を講ずるものとした。（第一二条関係）

(三)　国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備等の施策を講ずるものとした。（第一三条関係）

(四)　国は、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者と緊密な連携協力を図りながら、人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階において必要となる専門的かつ幅広い知識を有する多様な分野の人材の確保等に必要な施策を講ずるものとした。（第一四条関係）

(五)　国は、国民が広く人工知能関連技術に対する理解と関心を深めるよう、人工知能関連技術に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実等の施策を講ずるものとした。（第一五条関係）

(六)　国は、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、活用事業者等に対する指導、助言、情報の提供等の施策を講ずるものとした。（第一六条関係）

(七)　国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力を推進するとともに、国際的な規範の策定に積極的に参画するものとした。（第一七条関係）

6　人工知能基本計画

政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、人工知能基本計画を定めること等とした。（第一八条関係）

7　人工知能戦略本部

内閣に、人工知能戦略本部を置くこと等とした。（第一九条～第二八条関係）

8　施行期日等

(一)　政府は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する諸施策についての国際的動向等を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

(二)　この法律の施行に関し、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三条及び第四条関係）

(三)　この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から施行するものとした。

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇〇号）（総務省）

1　選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所の立札及び看板の類、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類、選挙運動用ポスター並びに個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第一〇九条の七、第一〇九条の八、第一一〇条の二～第一一〇条の四、第一二五条の三及び第一三二条の三の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二〇一号）（内閣府本府）

1　災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五一号）の一部の施行に伴い、大規模災害からの復興に関する法律施行令等について所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

小児慢性特定疾病医療費、肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八〇万円から八〇万九、〇〇〇円とすることとした。（第二二条第一項第五号、第二五条の一三第一項第三号及び第二七条の一三第一項第三号関係）

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係

自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八〇万円から八〇万九、〇〇〇円とすることとした。（第三五条第四号及び第四二条の四第一項第三号関係）

三　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正関係

特定医療費の支給に係る負担上限月額の算定方法における所得区分の一部を八〇万円から八〇万九、〇〇〇円とすることとした。（第一条第一項第五号関係）

四　施行期日等

1　この政令の施行に際し必要な経過措置を設けることとした。（附則第二項～第四項関係）

2　この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係

高額療養費算定基準額が一万五、〇〇〇円となる者に係る総所得金額の算定における公的年金等控除額を八〇万六、七〇〇円とすることとした。（第四二条第三項第六号関係）

二　船員保険法施行令の一部改正関係

高額療養費算定基準額について、一に準じた改正を行うこととした。（第九条第三項第六号関係）

三　国民健康保険法施行令の一部改正関係

高額療養費算定基準額について、一に準じた改正を行うこととした。（第二九条の三第四項第六号関係）

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正関係

高額療養費算定基準額について、一に準じた改正を行うこととした。（第一五条第一項第六号関係）

五　介護保険法施行令の一部改正関係

高額介護サービス費等について、支給段階の判定基準の一部を八〇万九、〇〇〇円とすることとするほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第二二条の二の二第九項、第二二条の三第七項第二号ヘ及び第二九条の二の二第九項関係）

六　施行期日等

1　この政令の施行に際し必要な経過措置等を設けることとした。（附則第二条～第一〇条関係）

2　この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和七年八月一日から施行することとした。

法　律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

区市町村	区		市		町村	
投票区の選挙人の数 ＼ 投票日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千人以上	一五六、五五九円	二四四、八五五円	二一二、六六九円	二〇九、九六五円	二一二、六六九円	二〇九、九六五円
千人以上千人未満	二二八、三〇二	三六〇、七四六	二一〇、八五七	三四三、三〇一	一七七、九八九	三三二、五〇七
二千人以上三千人未満	二五五、〇五一	三八七、四九五	二二〇、一六一	三五二、六〇五	一九九、〇一三	三七五、六〇五
三千人以上五千人未満	二八二、二二〇	四一四、六六四	二四〇、七九一	三九五、三〇九	二二五、七六二	四〇二、三五四
五千人以上一万人未満	三一六、〇五一	四七〇、五六九	二九六、四三四	五一七、一七四	二八二、一九二	五二五、〇〇六
一万人以上一万五千人未満	三六〇、九〇八	五八一、六四八	三四一、二九一	六二八、二五三	三二三、〇七七	六一〇、〇三九
一万五千人以上二万人未満	四〇七、九三八	六五〇、七五二	三八一、七八二	七一二、八九二	三五八、二三六	七一一、四二〇
二万人以上	四三一、三七七	七一八、三三九	四〇五、二二一	七八〇、四七九	三八一、六七六	七七九、〇〇八

第四条第二項の表を次のように改める。

区市町村	区		市		町村	
投票区の選挙人の数 ＼ 投票日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	四八、三三六円	一三六、六三二円	四八、三三六円	一三六、六三二円	四八、三三六円	一三六、六三二円
五百人以上千人未満	五九、二四二	一六九、六一二	四八、三三六	一三六、六三二	五九、二四二	一六九、六一二
千人以上二千人未満	七二、五〇四	二〇四、九四八	七二、五〇四	二〇四、九四八	八三、四一〇	二三七、九二八

第四条第三項の表を次のように改める。

区市町村	区		市		町村	
投票区の選挙人の数 ＼ 投票日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
二千人以上三千人未満	七二、五〇四	二〇四、九四八	七二、五〇四	二〇四、九四八	九四、三一六	二七〇、九〇八
三千人以上五千人未満	七二、五〇四	二〇四、九四八	八三、四一〇	二三七、九二八	九四、三一六	二七〇、九〇八
五千人以上一万人未満	八五、七六六	二四〇、二八四	一一八、四八四	三三九、二二四	一二九、三九〇	三七二、二〇四
一万人以上一万五千人未満	一一八、四八四	三三九、二二四	一五一、二〇二	四三八、一六四	一五一、二〇二	四三八、一六四
一万五千人以上二万人未満	一二九、三九〇	三七二、二〇四	一七三、〇一四	五〇四、一二四	一八三、九二〇	五三七、一〇四
二万人以上	一五一、二〇二	四三八、一六四	一九四、八二六	五七〇、〇八四	二〇五、七三二	六〇三、〇六四

第四条第四項の表を次のように改める。

区市町村	区		市		町村	
投票区の選挙人の数 ＼ 投票日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	一四、〇七三円	一四、七七三円	一一、七四七円	一二、四四七円	一一、七四七円	一二、四四七円
五百人以上千人未満	一六、二五四	一七、一二九	一二、九一〇	一三、六一〇	一三、九二八	一四、八〇三
千人以上二千人未満	一九、五九八	二〇、六四八	一八、四三五	一九、四八五	一八、二九〇	一九、五一五
二千人以上三千人未満	二〇、七六一	二一、八一一	一八、四三五	一九、四八五	二〇、四七一	二一、八七一
三千人以上五千人未満	二一、九二四	二二、九七四	二〇、六一六	二一、八四一	二一、六三四	二三、〇三四
五千人以上一万人未満	二四、一〇五	二五、三三〇	二七、一五九	二八、九〇九	二八、一七七	三〇、一〇二
一万人以上一万五千人未満	三〇、六四八	三二、三九八	三三、七〇二	三五、九七七	三三、七〇二	三五、九七七
一万五千人以上二万人未満	三五、一五五	三七、〇八〇	三九、二二七	四一、八五二	四〇、二四五	四三、〇四五
二万人以上	三九、五一七	四一、七九二	四三、五八九	四六、五六四	四四、六〇七	四七、七五七

区市町村	区		市		町村	
投票区の選挙人の数 ＼ 投票日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	八、七二四円	九、四二四円	八、七二四円	九、四二四円	八、七二四円	九、四二四円
五百人以上千人未満	一〇、九〇五	一一、七八〇	八、七二四	九、四二四	一〇、九〇五	一一、七八〇

第四条第五項の表を次のように改める。

区市町村	投票区の選挙人の数 / 投票日	五百人未満	五百人以上千人未満	千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上一万五千人未満	一万五千人以上二万人未満	二万人以上
区	平日	一四七、二五五円	一五八、五五五	二一八、九九八	二六八、九二五	三五一、四四二	三七八、一九一	四〇五、三六〇	四五一、九六一	四一二、七六九
	休日	二三五、五五一円	二六八、九二五	三五一、四四二	三七八、一九一	四〇五、三六〇	四五一、九六一	五六三、〇四〇	六三二、一四四	六九九、七三一
市	平日	一一二、三六五円	一三〇、二〇四	二〇一、五五三	二一〇、八五七	二三一、四八七	二七七、八二六	三二二、六八三	三六三、一七四	三八六、六一三
	休日	二〇〇、六六一円	二一八、五〇〇	三三三、九九七	三四三、三〇一	三八六、〇〇五	四九八、五六六	六〇九、六四五	六九四、二八四	七六一、八七一
町村	平日	一一二、三六五円	一二四、〇八五	一六八、六八五	一八九、七〇九	二一六、四五八	二六三、五八四	三〇四、四六九	三三九、六二八	三六三、〇六八
	休日	二〇〇、六六一円	二三四、四五五	三二三、二〇三	三六六、三〇一	三九三、〇五〇	五〇六、三九八	五九一、四三一	六九二、八一二	七六〇、四〇〇

区市町村	投票区の選挙人の数 / 投票日	五百人未満	五百人以上千人未満	千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上一万五千人未満	一万五千人以上二万人未満	二万人以上
区	平日	一三、〇八六	一三、〇八六	一三、〇八六	一三、〇八六	一三、〇八六	一五、二六七	二一、八一〇	二三、九九一	二八、三五三
	休日	一四、一三六	一四、一三六	一四、一三六	一四、一三六	一四、一三六	一六、四九二	二三、五六〇	二五、九一六	三〇、六二八
市	平日	一三、〇八六	一三、〇八六	一三、〇八六	一三、〇八六	一五、二六七	二一、八一〇	二八、三五三	三二、七一五	三七、〇七七
	休日	一四、一三六	一四、一三六	一四、一三六	一四、一三六	一六、四九二	二三、五六〇	三〇、六二八	三五、三四〇	四〇、〇五二
町村	平日	一五、二六七	一七、四四八	一七、四四八	一七、四四八	一七、四四八	二三、九九一	二八、三五三	三四、八九六	三九、二五八
	休日	一六、四九二	一八、八四八	一八、八四八	一八、八四八	一八、八四八	二五、九一六	三〇、六二八	三七、六九六	四二、四〇八

第四条第六項の表を次のように改める。

区市町村	投票区の選挙人の数 / 投票日	五百人未満	五百人以上千人未満	千人以上二千人未満
区	平日	四八、三三六円	五九、二四二	七二、五〇四
	休日	一三六、六三二円	一六九、六一二	二〇四、九四八
市	平日	四八、三三六円	四八、三三六	七二、五〇四
	休日	一三六、六三二円	一三六、六三二	二〇四、九四八
町村	平日	四八、三三六円	五九、二四二	八三、四一〇
	休日	一三六、六三二円	一六九、六一二	二三七、九二八

第四条第七項の表を次のように改める。

区市町村	投票区の選挙人の数 / 投票日	五百人未満	五百人以上千人未満	千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上一万五千人未満	一万五千人以上二万人未満	二万人以上
区	平日	一四、〇七三円	一六、二五四	一九、五九八	二〇、七六一	二一、九二四	二四、一〇五	三〇、六四八	三五、一五五	三九、五一七
	休日	一四、七七三円	一七、一二九	二〇、六四八	二一、八一一	二二、九七四	二五、三三〇	三二、三九八	三七、〇八〇	四一、七九二
市	平日	一一、七四七円	一二、九一〇	一八、四三五	一八、四三五	二〇、六一六	二七、一五九	三三、七〇二	三九、二二七	四三、五八九
	休日	一二、四四七円	一三、六一〇	一九、四八五	一九、四八五	二一、八四一	二八、九〇九	三五、九七七	四一、八五二	四六、五六四
町村	平日	一一、七四七円	一三、九二八	一八、二九〇	二〇、四七一	二一、六三四	二八、一七七	三三、七〇二	四〇、二四五	四四、六〇七
	休日	一二、四四七円	一四、八〇三	一九、五一五	二一、八七一	二三、〇三四	三〇、一〇二	三五、九七七	四三、〇四五	四七、七五七

区市町村	投票区の選挙人の数 / 投票日	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上一万五千人未満	一万五千人以上二万人未満	二万人以上
区	平日	七二、五〇四	七二、五〇四	八五、七六六	一一八、四八四	一二九、三九〇	一五一、二〇二
	休日	二〇四、九四八	二〇四、九四八	二四〇、二八四	三三九、二二四	三七二、二〇四	四三八、一六四
市	平日	七二、五〇四	八三、四一〇	一一八、四八四	一五一、二〇二	一七三、〇一四	一九四、八二六
	休日	二〇四、九四八	二三七、九二八	三三九、二二四	四三八、一六四	五〇四、一二四	五七〇、〇八四
町村	平日	九四、三一六	九四、三一六	一二九、三九〇	一五一、二〇二	一八三、九二〇	二〇五、七三二
	休日	二七〇、九〇八	二七〇、九〇八	三七二、二〇四	四三八、一六四	五三七、一〇四	六〇三、〇六四

第四条第八項の表を次のように改める。

区市町村	投票区の選挙人の数 / 投票日	五百人未満	五百人以上千人未満
区	平日	八、七二四円	一〇、九〇五
	休日	九、四二四円	一一、七八〇
市	平日	八、七二四円	八、七二四
	休日	九、四二四円	九、四二四
町村	平日	八、七二四円	一〇、九〇五
	休日	九、四二四円	一一、七八〇

開票区の選挙人の数	投票の翌日	
二千人以上千人未満	一三、〇八六	一六、四九二
二千人以上三千人未満	一三、〇八六	一八、八四八
三千人以上五千人未満	一三、〇八六	一八、八四八
五千人以上一万人未満	一五、二六七	二五、九一六
一万人以上一万五千人未満	二一、八一〇	三〇、六二八
一万五千人以上二万人未満	二三、九九一	三七、六九六
二万人以上	二八、三五三	四二、四〇八

第四条第九項第一号中「五万八千三百七十八円」を「五万八千四百五十六円」に改め、同項第二号中「六万千三百四十円」を「六万千四百二十二円」に改め、同条第十項第一号中「五万九千五百九十八円」を「五万九千六百七十七円」に改め、同項第二号中「六万二千五百六十円」を「六万二千六百四十四円」に改め、同条第十二項中「千八十九円」を「千三百五十三円」に改め、同項ただし書中「二千百七十八円」を「二千七百六円」に、「千九百十七円」を「二千三百八十一円」に、「千八百六十二円」を「二千三百十四円」に、「千五百三円」を「千八百六十七円」に改める。

第四条の二第一項中「三万四千六百円」を「三万九千三百円」に改める。

第四条の三第一項中「三万五百円」を「三万四千六百円」に改め、同条第二項中「二千六百五十三円」を「三千九円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	
千人未満	二五三、九七一円	二五八、一六三円
千人以上二千人未満	三五九、五九三	三六六、一四三
二千人以上三千人未満	四七五、八四四	四八四、七五二
三千人以上五千人未満	五八一、八七三	五九三、一三九
五千人以上一万人未満	六九八、四九九	七一二、一二三
一万人以上一万五千人未満	八〇四、一七六	八二〇、一五八
一万五千人以上二万人未満	九四四、〇九九	九六二、九六三
二万人以上三万人未満	一、一一五、〇五〇	一、一三七、五八二
三万人以上	一、二六三、一九四	一、二八七、五六〇

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	
千人未満	一八一、四七二円	一八五、六六四円
二千人以上千人未満	二八三、五五〇	二九〇、一〇〇
三千人以上五千人未満	三八五、六二八	三九四、五三六
五千人以上一万人未満	四八七、七〇六	四九八、九七二
一万人以上一万五千人未満	五八九、七八四	六〇三、四〇八
一万五千人以上二万人未満	六九一、八六二	七〇七、八四四
二万人以上三万人未満	九七五、四一二	九九七、九四四
三万人以上	一、〇五四、八〇六	一、〇七九、一七二

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	
千人未満	二六一、三五五円	二六六、五三一円
二千人以上千人未満	三七二、六九三	三七九、二一八
三千人以上五千人未満	四九三、六六〇	五〇二、五三四
五千人以上一万人未満	六〇四、四〇五	六一五、六二八
一万人以上一万五千人未満	七二五、七四七	七三九、三一九
一万五千人以上二万人未満	八三六、一四〇	八五二、〇六一
二万人以上三万人未満	九八一、八二七	一、〇〇〇、六一九
三万人以上	一、一六〇、一一四	一、一八二、五六〇
	一、三一一、九二六	一、三三六、一九九

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	
千人未満	一八九、八五六円	一九四、〇三二円
二千人以上千人未満	二九六、六五〇	三〇三、一七五

第五条第五項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	開票日	平日	休日
千人未満		七二、四九九円	二四二、一一五円
二千千人以未満		七六、〇四三	三四一、〇六八
三千千人未満		九〇、二一六	四五〇、六五〇
五千千人未満		九四、一六七	五五〇、〇一〇
一万五千人未満		一〇八、七一五	六五九、九六七
一万五千人以未満		一一二、三一四	七五八、九七五
二万五千人以未満		一二七、四七五	八九〇、七四七
三万人以上		一三九、六三八	一、〇五一、三二四
三万人以上		二〇八、三八八	一、一九四、二八一
三千千人未満		四〇三、四四四	四一二、三一八
五千千人未満		五一〇、二三八	五二一、四六一
一万五千人未満		六一七、〇三二	六三〇、六〇四
一万五千人以未満		七二三、八二六	七三九、七四七
二万五千人未満		八五四、三五二	八七三、一四四
三万人未満		一、〇二〇、四七六	一、〇四二、九二二
三万人以上		一、〇三三、五三八	一、一二七、八一一

第五条第六項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一六九、六一六円
二千千人以未満	二六五、〇二五
三千千人未満	三六〇、四三四

第五条第七項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日 平日	休日
千人未満	二五三、九七一円	二五八、一六三円
二千千人以未満	三五九、五九三	三六六、一四三
三千千人未満	四七五、八四四	四八四、七五二
五千千人未満	五八一、八七三	五九三、一三九
一万五千人未満	六九八、四九九	七一二、一二三
一万五千人以未満	八〇四、一七六	八二〇、一五八
二万五千人未満	九四四、〇九九	九六二、九六三
三万人未満	一、一一五、〇五〇	一、一三七、五八二
三万人以上	一、二六三、一九四	一、二八七、五六〇
五千千人未満	四五五、八四三	
一万五千人未満	五五一、二五二	
一万五千人以未満	六四六、六六一	
二万五千人未満	七六三、二七二	
三万人未満	九一一、六八六	
三万人以上	九八五、八九三	

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日 平日	休日
千人未満	一八一、四七二円	一八五、六六四円
二千千人以未満	二八三、五五〇	二九〇、一〇〇
三千千人未満	三八五、六二八	三九四、五三六
五千千人未満	四八七、七〇六	四九八、九七二
一万五千人未満	五八九、七八四	六〇三、四〇八

第五条第九項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 投票の翌日	平日	休日
千人未満	二六二、三五五円	二六六、五三一円
千人以上二千人未満	三七二、六九三	三七九、二一八
二千人以上三千人未満	四九三、六六〇	五〇二、五三四
三千人以上五千人未満	六〇四、四〇五	六一五、六二八
五千人以上一万人未満	七二五、七四七	七三九、三一九
一万人以上一万五千人未満	八三六、一四〇	八五二、〇六一
一万五千人以上二万人未満	九八一、八二七	一、〇〇〇、六一九
二万人以上三万人未満	一、一六〇、一一四	一、一八二、五六〇
三万人以上	一、三二一、九二六	一、三三六、一九九

開票区の選挙人の数 ＼ 投票の翌日	平日	休日
一万人以上一万五千人未満	六九一、八六二	七〇七、八四四
一万五千人以上二万人未満	八一六、六二四	八三五、四八八
二万人以上三万人未満	九七五、四一二	九九七、九四四
三万人以上	一、〇五四、八〇六	一、〇七九、一七二

第五条第十項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 投票の翌日	平日	休日
千人未満	一八九、八五六円	一九四、〇三二円
千人以上二千人未満	二九六、六五〇	三〇三、一七五
二千人以上三千人未満	四〇三、四四四	四一二、三一八
三千人以上五千人未満	五一〇、二三八	五二一、四六一
五千人以上一万人未満	六一七、〇三二	六三〇、六〇四
一万人以上一万五千人未満	七二三、八二六	七三九、七四七
一万五千人以上二万人未満	八五四、三五二	八七三、一四四
二万人以上三万人未満	一、〇二〇、四七六	一、〇四二、九二二
三万人以上	一、一〇三、五三八	一、一二七、八一一

第五条第十一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 開票日	平日	休日
千人未満	七二、四九九円	二四二、一一五円
千人以上二千人未満	七六、〇四三	三四一、〇六八
二千人以上三千人未満	九〇、二一六	四五〇、六五〇
三千人以上五千人未満	九四、一六七	五五〇、〇一〇
五千人以上一万人未満	一〇八、七一五	六五九、九六七
一万人以上一万五千人未満	一一二、三一四	七五八、九七五
一万五千人以上二万人未満	一二七、四七五	八九〇、七四七
二万人以上三万人未満	一三九、六三八	一、〇五一、三二四
三万人以上	二〇八、三八八	一、一九四、二八一

第五条第十二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	金額
千人未満	一六九、六一六円
千人以上二千人未満	二六五、〇二五
二千人以上三千人未満	三六〇、四三四
三千人以上五千人未満	四五五、八四三
五千人以上一万人未満	五五一、二五二
一万人以上一万五千人未満	六四六、六六一
一万五千人以上二万人未満	七六三、二七二
二万人以上三万人未満	九一一、六八六
三万人以上	九八五、八九三

第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六八八、八八五円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、一九一、三〇五
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙（公職選挙法第五条の六第二項に規定する参議院合同選挙区選出議員選挙をいう。以下同じ。）にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六六、六八八
参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）	一、一五五、〇六三

第六条第二項中「四十二万八千八円」を「四十三万三千百九十三円」に、「六十万八千百九十三円」を「六十一万五千五百五十八円」に、「百十万七千三百五十二円」を「百十二万七百五十九円」に、「六十七万五千九十三円」を「六十八万三千二百六十六円」に改め、同項ただし書中「六万五千三百四十円」を「八万千百八十円」に、「五万七千四百九十九円」を「七万千四百三十八円」に、「五万五千八百六十六円」を「六万九千四百九円」に、「四万五千八十五円」を「五万六千十四円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

選挙 ＼ 都道府県の世帯数	一 三十万未満	二 三十万以上四十万未満	三 四十万以上五十万未満	四 五十万以上七十万未満	五 七十万以上百万未満	六 百万以上
衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙 都及び大都市のある道府県	円	—	—	五〇	五〇	四九
	銭	—	—	一四	五七	一〇
その他の県	五三円	五一	五〇	四九	五〇	四八
	一一銭	七二	九七	九〇	三九	九五
衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	一八円	一八	一七	一七	一七	一七
	五九銭	〇六	九三	七一	五三	三二

第八条第一項の表を次のように改める。

候補者数	金額
十四人未満	四六円
十四人以上十七人未満	六五
二十七人以上	九九

第八条第二項中「四十九円」を「五十三円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数	金額
百人未満	一四〇円
百五十人以上百五十人未満	二〇四

第八条第三項中「二十三円」を「二十五円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数	金額
百人未満	七〇円
百五十人以上百五十人未満	一〇三
二百五十人以上二百五十人未満	一二八
二百五十人以上三百人未満	一五六
三百人以上三百五十人未満	一八一
三百五十人以上三百五十人未満	二〇八
三百五十人以上	二三四

第八条第六項の表を次のように改める。

衆議院名簿届出政党等の数	金額
十四未満	四六円
十四以上十七未満	六五
十七以上	九九

第八条の二中「三千三百円」を「四千七十円」に改め、同条の表を次のように改める。

区画数 ＼ 区市町村	区	市	町村
九未満	一八、一五〇円	一七、〇五〇円	一五、九五〇円
九以上十三未満	二二、二二〇	二一、一二〇	二〇、〇二〇
十三以上	二六、二九〇	二五、一九〇	二四、〇九〇

第九条第一項の表を次のように改める。

開催の時		金額
平日	昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	一〇、六六八円
	夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	二七、一四八
休日		二八、四五六

第九条第二項中「一万六千三百三十七円」を「一万六千三百五十九円」に、「一万七千六百四十五円」を「一万七千六百六十七円」に改め、同条第六項中「四百三十六円」を「五百四十一円」に改め、同項ただし書中「八百七十二円」を「千八十二円」に、「七百六十七円」を「九百五十二円」に、「六百二円」を「七百四十六円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一八、七八二、四五六円	一四、二六二、八四一円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二二、八九三、〇六八	一七、三〇四、三五四
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二六、七五七、三三五	二〇、二三二、二九一
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二九、六二四、一六七	二二、二五八、五四七
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三三、八七七、五一一	二五、五三五、九六一
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三九、九五二、六九八	三〇、二二七、七九六
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四八、四七三、九四七	三七、三〇三、二四五
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	五三、二二二、四九一	四〇、九〇八、二九四
	選挙人の数が三百万人以上のもの	七九、五一九、六六五	五九、五八六、七八六
都道府県の支庁又は地方事務所		四、九四四、九三〇	三、八八九、三四八
認定出先機関		二、六二二、五五八	二、〇六四、八四三
大都市		一〇、三五四、九九八	八、三五三、〇六四
区	選挙人の数が五万人未満のもの	六、五四九、四六二	五、七〇九、三〇〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	八、〇八四、四九四	七、二四〇、七一八
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一〇、一三七、六三五	九、二九〇、二四五
	選挙人の数が十五万人以上のもの	一二、五七四、五〇六	一一、七二三、五〇二
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）	選挙人の数が三万人未満のもの	三、三二五、四七二	二、九四二、二七四
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、六三一、四二八	四、一七五、九一九
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、二一四、三五〇	六、五五四、二七三
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一〇、四二五、九二四	九、五五八、三一四
	選挙人の数が十五万人以上のもの	一三、一二七、三五五	一二、一六〇、三一一

第十三条第二項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	九、六四四、九七一円	七、六三六、九一五円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、二一〇、六九四	八、八八一、七七二
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、七七六、四一七	一〇、一二六、六二九
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、七七六、四一七	一〇、一二六、六二九
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、七五六、九八二	一〇、九四七、七四四
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、二七一、五三二	一一、三七一、四八六
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、二五二、〇九七	一二、一九二、六〇一
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、四三三、九〇一	一二、三三四、〇〇五
	選挙人の数が三百万人以上のもの	二〇、一八七、五五二	一五、九七九、九一〇
都道府県の支庁又は地方事務所		四、四一二、九五八	三、四〇七、九〇〇
認定出先機関		二、二六二、〇七七	一、七三九、三〇一
大都市		九、三一五、八六六	七、三四六、六九〇
区	選挙人の数が五万人未満のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、〇四〇、六九九	三、二二二、四〇五
市	選挙人の数が三万人未満のもの	一、九六八、二一九	一、五九九、八六〇
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、一六五、八三五	一、七三一、六〇四
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、二〇〇、三三一	二、五六五、三四二
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、三四六、三二八	三、五〇七、六一七
	選挙人の数が十五万人以上のもの	四、六六一、〇三〇	三、七二六、六九六
町村	選挙人の数が千人未満のもの	三二四、六二七	二七三、四八四
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三六二、九七六	三一一、七五九
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五七五、四九一	四九四、四五四
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、〇七七、一九七	九〇〇、一九五
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、六五四、五二〇	一、四一七、六五四
	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、一一七、一二一	一、八三〇、九三五
	選挙人の数が二万人以上のもの	二、五六九、三三三	二、二三三、八二七

第十三条第三項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県の支庁又は地方事務所	五四五、四二七	四〇四、〇二〇
認定出先機関	二六二、六一三	二〇二、〇一〇
大都市	一、三七五、六八五	一、〇三六、四七五
区 選挙人の数が三万人未満のもの	三五八、〇五五	二六三、八三〇
市 選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
市 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一三一、九一五	九四、二二五
市 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	二二六、一四〇	一六九、六〇五
市 選挙人の数が十五万人以上のもの	三二〇、三六五	二四四、九八五
町村 選挙人の数が千人未満のもの	三五八、〇五五	二六三、八三〇
町村 選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	—	—
町村 選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	—	—
町村 選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	—	—
町村 選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	五六、五三五	三七、六九〇
町村 選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七五、三八〇	五六、五三五
町村 選挙人の数が二万人以上のもの	七五、三八〇	五六、五三五
都道府県 選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇七〇、六五三円	八〇八、〇四〇円
都道府県 選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、二一二、〇六〇	九〇九、〇四五
都道府県 選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三五三、四六七	一、〇一〇、〇五〇
都道府県 選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三五三、四六七	一、〇一〇、〇五〇
都道府県 選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三五三、四六七	一、〇一〇、〇五〇
都道府県 選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一、四七四、六七三	一、一一一、〇五五
都道府県 選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四七四、六七三	一、一一一、〇五五
都道府県 選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四七四、六七三	一、一一一、〇五五
都道府県 選挙人の数が三百万人以上のもの	二、四二四、一二〇	一、八一八、〇九〇
町村 選挙人の数が千人未満のもの	二六七、七六三	一、二六七、一六六
町村 選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二六七、七六三	二一九、一六六
町村 選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	四五〇、七二一	三七二、三七三
町村 選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	八三一、二九五	六五七、三二四
町村 選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、二六三、〇八三	一、〇二九、六一〇
町村 選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、五三〇、八四六	一、二四八、七七六
町村 選挙人の数が二万人以上のもの	一、七九八、六〇九	一、四六七、九四二

第十三条第四項中「一万三千六十八円」を「一万六千二百三十六円」に、「六千五百三十四円」を「八千百十八円」に改め、同項の表を次のように改める。

寒冷地手当の支給地域 ＼ 都道府県、市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	三二、四七二円	一六、二三六円
二級地	二八、五七五	一四、二八八
三級地	二七、七六四	一三、八八二
四級地	二二、四〇六	一一、二〇三

第十三条の二第一項中「千七十三円」を「千二百三十六円」に改め、同条第二項中「一万九百円」を「一万二千四百円」に改める。

第十三条の三中「二千百四十九円」を「千八百七十五円」に、「五百八十九円」を「七十五円」に、「千六百二十九円」を「千二百七十五円」に、「千百九円」を「六百七十五円」に改める。

第十四条第一項第一号中「一万八百円」を「一万二千二百円」に改め、同項第二号及び第三号中「一万二千八百円」を「一万四千五百円」に改め、同項第四号中「一万千三百円」を「一万二千八百円」に改め、同項第五号中「一万八百円」を「一万二千二百円」に改め、同項第六号及び第七号中「一万九百円」を「一万二千四百円」に改め、同項第八号中「九千六百円」を「一万九百円」に改める。

第十五条第一項中「千六百二十四円」を「千七百六十一円」に、「百七十四円」を「百八十九円」に改める。

第十七条第二項中「二、一九三、一一〇」を「二、二六六、六八八」に、「一、一三五、一三四」を「一、二七六、一一八」に、「百十万七千三百五十二円」を「百十二万七百五十九円」に、「六十七万五千九十三円」を「六十八万三千二百六十六円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「新法」という。）の規定（新法第十三条の三の規定を除く。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

２　新法第十三条の三の規定は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日（同法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請（以下「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。）にあっては、同法第三十条の五第四項の規定による申請の日。以下「申請の日」という。）が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

災害対策基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十一号

災害対策基本法等の一部を改正する法律

（災害対策基本法の一部改正）

第一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条）」を「第四節　災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条）」に、「・第八十六条の七」を「―第八十六条の七の二」に、「第九十条の四」を「第九十条の六」に、「第百十三条―第百十七条」を「第百十二条の二―第百十九条」に改める。

第二条第一号中「津波」の下に「、地盤の液状化」を加え、同条第九号中「第二十八条の三第六項第三号」を「第二十八条の三第六項第四号」に改める。

第二条の二第六号中「災害が」を「災害復旧及び災害からの復興に必要な準備をするとともに、災害が」に改める。

第五条の三に次の一項を加える。

２　国は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八条第二項第三号中「建物」を「宅地の耐震化、建物」に改め、同項中第十九号を第二十一号とし、第十五号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　被災者の生活の再建に関する事項

第八条第二項第十三号の次に次の一号を加える。

十四　被災者の援護に従事する者が災害が発生した地域において円滑かつ効率的に活動を行うことができる環境の整備に関する事項

第八条第二項に次の一号を加える。

二十二　防災上必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用に関する事項

第十二条第五項第二号中「内閣危機管理監」の下に「、内閣府の防災監」を加える。

第二十三条第七項中「指定地方公共機関」の下に「、第三十三条の二第一項の規定により内閣総理大臣の登録を受けた同項に規定する被災者援護協力団体（以下「登録被災者援護協力団体」という。）」を加える。

第二十三条の七第三項中「指定地方公共機関」の下に「、登録被災者援護協力団体」を加える。

第二十五条第六項第二号中「内閣危機管理監」の下に「、内閣府の防災監」を加える。

第二十八条第三項中「指定地方公共機関」の下に「、登録被災者援護協力団体」を加える。

第二十八条の三第六項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　内閣府の防災監

第二十八条の六第三項中「指定地方公共機関」の下に「、登録被災者援護協力団体」を加える。

第二十九条第一項中「委員（」の下に「第三十三条の三を除き、」を加える。

第二章に次の一節を加える。

第五節　登録被災者援護協力団体

（被災者援護協力団体の登録）

第三十三条の二　国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力であつて、次の各号のいずれかに該当する業務（以下「被災者援護協力業務」という。）を行う法人その他これに準ずるものとして内閣府令で定める団体（以下この条において「被災者援護協力団体」という。）は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

一　避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の運営

二　炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給

三　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

四　被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物の除去

五　被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供若しくは助言

六　ボランティアの受入れの実施に係る連絡調整

七　前各号に掲げるもののほか、被災者の援護を図るために必要な協力の業務

２　前項の登録（以下「登録」という。）を受けようとする被災者援護協力団体は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならない。

３　次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を受けることができない。

一　第三十三条の九の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しないもの

二　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む。第三十三条の六及び第九十条の六において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で内閣府令で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ホ　心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

４　内閣総理大臣は、第二項の申請をした被災者援護協力団体が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一　その行おうとする被災者援護協力業務に必要な機材その他の物資を有し、かつ、当該被災者援護協力業務に従事する者のうち二人以上が当該被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者として内閣府令で定める者であるものであること。

二　被災者援護協力業務を適切に行うための次に掲げる措置がとられていること。

イ　被災者援護協力業務を適切に行うための管理者が置かれていること。

ロ　被災者援護協力業務の適切な実施の確保に関する業務方法書その他の文書が作成されていること。

三　その行おうとする被災者援護協力業務の実績が相当程度あること。

5　登録は、登録被災者援護協力団体登録簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録被災者援護協力団体の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

三　被災者援護協力業務を行おうとする地域

四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

6　登録被災者援護協力団体は、前項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（登録被災者援護協力団体の都道府県知事等による救助への協力）

第三十三条の三　登録被災者援護協力団体は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第八条第二項の規定により都道府県知事等（同法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）から協力命令が発せられたときは、同法による救助に関する業務に協力しなければならない。

（表示の制限）

第三十三条の四　登録被災者援護協力団体でない者は、被災者援護協力業務を行うに際し、登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

（被災者援護協力業務の方法）

第三十三条の五　登録被災者援護協力団体は、第三十三条の二第四項各号に掲げる要件及び被災者援護協力業務を適切に行うための内閣府令で定める基準に適合する方法により被災者援護協力業務を行わなければならない。

（秘密保持義務）

第三十三条の六　登録被災者援護協力団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、被災者援護協力業務に関して知り得た秘密（第九十条の四第一項第四号の規定により提供を受けた同項に規定する台帳情報に関する秘密を除く。）を漏らしてはならない。

（業務の休廃止）

第三十三条の七　登録被災者援護協力団体は、被災者援護協力業務を休止し、又は廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定により被災者援護協力業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該登録被災者援護協力団体に係る登録は、その効力を失う。

（改善命令）

第三十三条の八　内閣総理大臣は、登録被災者援護協力団体が第三十三条の五の規定に違反していると認めるときは、当該登録被災者援護協力団体に対し、被災者援護協力業務の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し）

第三十三条の九　内閣総理大臣は、登録被災者援護協力団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

一　第三十三条の二第三項第二号に該当するに至つたとき。

二　第三十三条の二第六項又は第三十三条の七第一項の規定に違反したとき。

三　前条の規定による命令に違反したとき。

四　不正の手段により登録を受けたとき。

五　次条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

六　災害救助法第八条第三項の規定による通知があつた場合において、正当な理由がなく、同法による救助に関する業務に協力していないと認めるとき。

（報告又は資料の提出）

第三十三条の十　内閣総理大臣は、被災者援護協力業務の適切な運営を確保するために必要な限度において、登録被災者援護協力団体に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（公表）

第三十三条の十一　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

一　登録をしたとき。

二　第三十三条の二第六項の規定による届出があつたとき。

三　第三十三条の七第一項の規定による届出があつたとき。

四　第三十三条の九の規定により登録を取り消したとき。

第四十条第二項第一号中「次項」を「第四項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定めることができる。

第四十二条第三項中「について」を「並びに災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について」に改める。

第四十三条第三項中「第四十条第三項から第五項まで」を「第四十条第四項から第六項まで」に改める。

第四十九条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　地方公共団体の長は、毎年一回、前項の規定による物資の備蓄の状況を公表しなければならない。

第四十九条の二に次の一項を加える。

2　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の措置を講ずるほか、高度かつ専門的な技術、知識又は経験を有する人材の確保及び育成、資機材の整備、災害の状況に応じて機動的に応援を行う体制の整備、多様な主体との連携の強化その他の取組を推進することにより、他の災害応急対策責任者（第五十一条第一項に規定する災害応急対策責任者をいう。）を迅速かつ的確に応援するよう努めなければならない。

第四十九条の七第一項中「（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十一条第二項中「の活用」を「及び情報通信技術その他の先端的な技術の活用」に改める。

第六十八条の二を第六十八条の三とし、第六十八条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事に対する応急措置の実施の要請の要求等）

第六十八条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第七十条第三項の規定による応急措置の実施の要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を当該応急措置の実施に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。

2　市町村長は、前項の規定による要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

3　市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第七十一条第一項中「（昭和二十二年法律第百十八号）」を削る。

第七十四条の四に次の一項を加える。

2　指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、当該都道府県の知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、災害応急対策について応援をすることができる。

第七十八条の二第一項中「災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、「当該市町村の」を削り、同項に次の各号を加える。

一　災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき。

二　災害の発生により施設又は設備に被害が生じ、かつ、市町村長又は都道府県知事による当該施設又は設備に係る応急措置の実施が困難である場合であつて、災害応急対策の円滑な実施のため、当該応急措置を実施する緊急の必要があると認めるとき。

第八十六条の六中「供与する」を「供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握する」に、「及び保健医療サービス」を「、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報」に改め、同条に次の一項を加える。

2　災害応急対策責任者は、前項の情報の把握及び提供に当たつては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならない。

第八十八条の七中「被災者に」の下に「関する情報を把握するとともに、これらの者に」を、「保健医療サービス」の下に「及び福祉サービス」を加え、同条に次の一項を加える。

2　災害応急対策責任者は、前項の情報の把握及び提供に当たつては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならない。

第五章第五節第一款に次の一条を加える。

（避難所に関する情報の把握等に関する相互協力）

第八十六条の七の二　災害応急対策責任者は、避難所の運営状況に関する情報及び被災者に関する情報の把握並びに被災者の生活環境の整備に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

第八十六条の八第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　協議先市町村長は、協議元市町村長から第四項の規定により受け入れた被災住民の援護に関する情報の提供を受けたときは、当該被災住民に対し、当該情報を提供するとともに、当該協議元市町村長から求められたときは、当該被災住民に関する情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。

第八十六条の八中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村長は、第一項の規定による協議に際し、当該協議に係る各被災住民についての第九十条の三第二項各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するものを当該協議をする他の市町村の市町村長に提供しなければならない。

第八十六条の九第十四項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条中第十三項を第十七項とし、第十二項を第十六項とし、同条第十一項中「前項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　都道府県外協議先市町村長は、都道府県外協議元市町村長から第八項の規定により受け入れた被災住民の援護に関する情報の提供を受けたときは、当該被災住民に対し、当該情報を提供するとともに、当該都道府県外協議元市町村長から求められたときは、当該被災住民に関する情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。

第八十六条の九第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　協議先都道府県知事は、前項の規定による協議に際し、第五項の規定により都道府県知事から提供された被災住民情報を当該協議をする関係市町村長に提供しなければならない。

第八十六条の九第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　都道府県知事は、第三項の規定による協議に際し、第二項の規定により市町村長から提供された被災住民情報を当該協議をする他の都道府県の知事に提供しなければならない。

第八十六条の九第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村長は、前項の規定による都道府県知事との協議に際し、同項の規定による要求に係る各被災住民についての第九十条の三第二項各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するもの（以下この条において「被災住民情報」という。）を当該都道府県知事に提供しなければならない。

第八十六条の十第一項中「及び第五項から第七項まで」を「、第三項及び第六項から第九項まで」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第九項」に改める。

第八十六条の十一中「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第九項」を「同条第五項中「第二項の規定により市町村長から提供された被災住民情報」とあるのは「当該協議に係る各被災住民についての第九十条の三第二項各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するもの」と、同条第七項中「被災住民情報」とあるのは「情報」と、同条第十二項」に、「同条第十一項」を「同条第十四項中「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、同条第十五項」に、「第九項の」を「第十二項の」に、「前項の」を「第十三項の」に、「同条第十三項」を「同条第十七項」に、「第十一項」を「第十五項」に、「同条第十項及び第十二項」を「同条第十三項及び第十六項」に改める。

第八十六条の十二第二項中「第八十六条の九第二項」を「第八十六条の九第三項」に改める。

第八十六条の十三第一項中「及び第五項から第七項まで」を「、第三項及び第六項から第九項まで」に、「第八十六条の九第八項」を「同条後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第五項並びに同条第十一項」に、「第八十六条の九第九項及び第十一項の規定により」を「第八十六条の九第十二項、第十四項及び第十五項の規定により」に、「第八十六条の九第九項及び第十一項の規定による」を「第八十六条の九第十二項及び第十五項の規定による」に改める。

第九十条の三第四項中「の長」の下に「、その市町村の区域内で被災者援護協力業務を実施する登録被災者援護協力団体」を加え、同条に次の二項を加える。

5　市町村長は、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し前項の規定による要求を行うときは、都道府県知事に対し協力を求めることができる。

6　都道府県知事は、前項の規定による要求に応ずるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、当該被災者に関する情報の提供を求めることができる。

第九十条の四第一項中「この条」の下に「から第九十条の六まで」を加え、同項に次の一号を加える。

四　災害に起因して市町村の区域内の生活環境が安定しないことから被災者の生命又は身体を害するおそれがあり、かつ、当該市町村の市町村長が、被災者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認め、当該市町村の区域内で被災者援護協力業務を実施し、又は実施しようとする登録被災者援護協力団体の求めに応じて台帳情報を提供する場合において、当該登録被災者援護協力団体が、被災者援護協力業務に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

第九十条の四第二項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、第七章中同条の次に次の二条を加える。

（台帳情報を提供する場合における配慮）

第九十条の五　市町村長は、前条第一項第四号の規定により台帳情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、台帳情報の提供を受ける者に対して台帳情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該台帳情報に係る被災者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第九十条の六　第九十条の四第一項第四号の規定により台帳情報の提供を受けた登録被災者援護協力団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、同号の規定により提供を受けた台帳情報に関する秘密を漏らしてはならない。

第九十二条第一項中「第七十四条の四」を「第七十四条の四第一項」に改める。

第百十三条の前の見出しを削り、第十一章中同条の前に次の一条を加える。

第百十二条の二　第九十条の六の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の二条を加える。

第百十八条　第三十三条の六の規定に違反して秘密を漏らした者は、二十万円以下の過料に処する。

第百十九条　第三十三条の四の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

（災害救助法の一部改正）

第二条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」の下に「・第三十一条の二」を加える。

第四条第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　福祉サービスの提供

第七条第一項及び第三項中「医療」の下に「、福祉」を加える。

第八条に次の三項を加える。

２　都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体（災害対策基本法第二十三条第七項に規定する登録被災者援護協力団体をいう。以下この条及び第三十一条の二において同じ。）を救助に関する業務に協力させることができる。

３　都道府県知事等は、前項の規定による協力命令を受けた登録被災者援護協力団体が、正当な理由がなく当該協力命令に従わなかった場合には、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

４　第二項の規定により登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

第十五条第二項中「第八条」を「第八条第一項又は第二項」に改める。

第十八条第二項中「第七条第五項」の下に「又は第八条第四項」を加え、「第八条」を「第八条第一項若しくは第二項」に改める。

第三十一条に見出しとして「（都道府県知事による情報提供）」を付し、第四章中同条の次に次の一条を加える。

（登録被災者援護協力団体による情報提供）

第三十一条の二　登録被災者援護協力団体は、第八条第二項の規定により都道府県知事等に協力して救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号から第四号までに掲げる情報であって自らが保有するものを提供するものとする。

（水道法の一部改正）

第三条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第六項及び第二十四条の八第二項中「並びに第三十九条」を「、第三十九条」に改め、「除く。）」の下に「並びに第四十条の二第一項及び第二項」を加える。

第三十一条の表第二十四条の三第六項の項中欄中「第三十六条第二項」の下に「、第三十九条（第二項及び第三項を除く。）並びに第四十条の二第一項及び第二項」を加え、同項下欄中「第三十六条第二項」の下に「並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）」を加え、同表第二十四条の八第二項の項を次のように改める。

第二十四条の八第二項	第十七条、第二十条	第二十条
	第二十三条第一項、第二十五条の九	第二十三条第一項
	、第三十九条（第二項及び第三項を除く。）並びに第四十条の二第一項及び第二項	並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）

第三十四条第一項の表第二十四条の三第六項の項中「並びに第三十九条（第二項」を「、第三十九条（第二項及び第三項を除く。）並びに第四十条の二第一項及び第二項」に改め、「第一項」の下に「及び第三項を除く。）」を加える。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

（日本下水道事業団法の特例）

第三十九条の三　日本下水道事業団は、日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十六条第一項に規定する業務のほか、同項第一号の終末処理場等の建設並びに同項第二号イ及びロに掲げる管渠の建設に関する工事に係る技術を活用して行う業務として、地方公共団体（都道府県又は市町村にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第三項又は第四十二条第三項の規定に基づき同法第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画に公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針（次項において「連携方針」という。）を定めているものに限る。）である水道事業者等と次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「協定」という。）を締結し、当該水道事業者等の管理する水道施設が災害により損傷した場合における当該水道施設の工事の業務を行うことができる。

一　協定の目的となる水道施設

二　日本下水道事業団が水道施設の損傷の程度その他の水道施設の状況に応じて行う前号の水道施設の工事の内容

三　前号の工事に要する費用の負担の方法

四　協定の有効期間

五　協定に違反した場合の措置

六　その他必要な事項

２　都道府県又は市町村が締結する協定は、連携方針に即したものでなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

（災害時の給水装置の操作）

第四十条の二　水道事業者は、災害により損傷した水道の機能を回復するため緊急に配水管の調査及び復旧を行う必要があると認めるときは、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地に立ち入り、給水装置を操作させることができる。

２　前項の規定により給水装置の操作に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　前二項の規定は、災害対策基本法第六十七条第一項、第七十二条第二項、第七十四条の二第二項若しくは第七十四条の三第四項の規定による要求に応じ災害応急対策（同法第五十条第一項に規定する災害応急対策をいい、第一項の水道事業者の実施するものに限る。以下この項において同じ。）に係る応援をする市町村長、同法第六十八条、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項若しくは第七十四条の三第二項若しくは第三項の規定による要求に応じ災害応急対策に係る応援をする都道府県知事、同法第七十二条第一項の規定による指示に従い応急措置（同法第六十二条第一項に規定する応急措置をいい、第一項の水道事業者の実施するものに限る。以下この項において同じ。）に係る応援をする市町村長、同法第七十四条の四第一項の規定による要求に応じ災害応急対策に係る応援をする指定行政機関の長（同法第二条第九号に規定する指定行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）若しくは指定地方行政機関（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。以下この項において同じ。）の長、同法第七十四条の四第二項の規定により災害応急対策に係る応援をする指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は同法第七十七条第一項の規定により応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために必要な施策を講ずる指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長について準用する。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第四条　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十一条第六項第三号」を「第十一条第六項第四号」に、「災害対策基本法第二条第九号」を「同法第二条第九号」に改める。

第十一条第六項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　内閣府の防災監

第二十六条第一項及び第三十一条中「第七十四条の四」を「第七十四条の四第一項」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第五条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第八号を第九号とし、同条第七号中「特定大規模災害」を「特定大規模災害等」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定大規模災害等　特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害をいう。

第五条第六項第二号中「若しくは大臣政務官」を「、大臣政務官若しくは内閣府の防災監」に改める。

第四十一条第一項中「特定大規模災害」を「特定大規模災害等」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十七条」を「―第十七条」に改める。

第四条第三項第十四号の二中「対する対策」の下に「（第九条の二及び第十六条の二第二項において「原子力防災」という。）」を加える。

第九条の二中「同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策」を「原子力防災」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（防災監）

第十六条の二　本府に、防災監一人を置く。

2　防災監は、第九条の二の特命担当大臣を助け、命を受けて第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に関するものを除く。）を統理する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中災害対策基本法第二条第一号の改正規定、同法第二条の二第六号の改正規定、同法第五条の三に一項を加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第四十条の改正規定、同法第四十二条第三項の改正規定、同法第四十三条第三項の改正規定及び同法第四十九条の二に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（大規模災害からの復興に関する法律第五条第六項第二号の改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第四条及び第六条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十条第三項の項の改正規定、同表第四十二条第三項の項の改正規定、同表第四十九条の二及び第四十九条の三の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（都市計画法の一部改正）

第四条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十四号中「第二条第八号」を「第二条第九号」に改める。

（日本下水道事業団法の一部改正）

第五条　日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　事業団は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三十九条の三第一項に規定する業務を行うことができる。

第五十四条第三号中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第六条　原子力災害対策特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項の表第二十一条の項の次に次のように加える。

第三十三条の二第一項第一号	立退き	立退き若しくは屋内への退避

第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号の項の次に次のように加える。

第四十条第三項	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

第二十八条第一項の表第四十条第三項の項中「第四十条第三項」を「第四十条第四項」に改め、同表第四十二条第三項の項を次のように改める。

第四十二条第三項	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

第二十八条第一項の表第四十九条の項中「第四十九条」を「第四十九条第一項」に改め、同表第四十九条の二及び第四十九条の三の項中「第四十九条の二及び第四十九条の三」を「第四十九条の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十九条の二第二項	災害の	原子力災害の
第四十九条の三	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）
	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

第二十八条第一項の表第四十九条の七第一項の項を次のように改める。

第四十九条の七第一項	災害の	原子力災害の
	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が

第二十八条第一項の表第六十八条の二第一項及び第二項並びに第六十九条の項中「第六十八条の二第一項」を「第六十八条の三第一項」に改め、同表第七十四条の四の項中「第七十四条の四」を「第七十四条の四第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十四条の四第二項	災害が発生し、又は発生するおそれがあり	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生し
	災害応急対策	緊急事態応急対策

第二十八条第一項の表第七十八条の二第一項の項を次のように改める。

第七十八条の二第一項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針

第二十八条第一項の表第七十八条の二第一項の項の次に次のように加える。

第七十八条の二第一項第一号	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第七十八条の二第一項第二号	災害の	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の
	災害応急対策	緊急事態応急対策

第二十八条第一項の表第九十条の二第一項及び第四項並びに第九十条の三第一項の項中「並びに第九十条の三第一項」を「、第九十条の三第一項並びに第九十条の四第一項第四号」に改める。

第二十八条第二項の表第六十五条第三項の項の次に次のように加える。

第六十八条の二第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	災害の	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の
第六十八条の二第二項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）

第二十八条第三項の表第二十三条第七項の項中欄中「並びにその他の関係者」を「指定地方公共機関」に改め、同項下欄中「、原子力事業者並びにその他の関係者」を「指定地方公共機関、原子力事業者」に改め、同表第八十六条の六の項中「第八十六条の六」を「第八十六条の六第一項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「第四十九条」を「第四十九条第一項」に改める。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百四十六条

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十一条

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十二号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正）

第一条　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第二十六条」に、「第十五条―第十九条」を「第二十七条―第三十一条」に、「第五章　脱炭素成長型経済構造移行推進機構」を「第五章　脱炭素成長型投資事業者排出枠登録確認機関（第十八条―第七十六条）
第一節　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て等（第三十二条―第五十七条）
第二節　雑則（第七十三条―第七十六条）
第六章　脱炭素成長型経済構造移行推進機構」に、「第二十条―第二十六条」を「第七十七条―第八十三条」に、「第二十七条―第三十二条」を「第八十四条―第八十九条」に、「第三十三条―第四十一条」を「第九十条―第九十八条」に、「第四十二条―第五十三条」を「第九十九条―第百十条」に、「第五十四条―第五十九条」を「第百十一条―第百二十条」に、「第六十条―第六十八条」を「第百二十一条―第百三十条」に、「第六十九条・第七十条」を「第百三十一条・第百三十二条」に、「第七十一条・第七十二条」を「第百三十三条・第百三十四条」に、「第六章」を「第七章」に、「第七十三条―第七十五条」を「第百三十五条―第百四十条」に、「第七章」を「第八章」に、「第七十六条―第七十九条」を「第百四十一条―第百四十八条」に改める。

第一条中「ともに、」の下に「脱炭素成長型投資事業者への排出枠の割当てに係る措置及び」を加える。

第二条第四項中「第十一条第一項及び第十二条第一号二において」を「以下」に、「者を」を「事業者を」に改め、同条第五項中「第十五条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第六項中「第十六条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第六条第二項第三号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業環境の整備に関する事項

第七条第一項中「費用」の下に「並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の六第六項及び第七項の規定による法人税に係る租税収入の減少額の補塡に要する費用」を加える。

第八条第二項中「第十二条第二号イ」を「第十四条第二号イ」に改める。

第九条中「償還並びに」を「償還」に改め、「特定事業者負担金」の下に「並びに第四十条第二項（第四十四条の規定により適用する場合を含む。）の規定により納付される負担金及び第四十一条第二項（第四十四条の規定により適用する場合を含む。）に規定する未償却相当負担金」を加え、「同条第五項」を「同法第八十五条第五項」に改める。

第十一条第一項中「次条第一号ニ」を「第十四条第一号ニ」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の原油等の区分を定める政令は、原油等の種類のほか、国内の産業活動における消費の有無その他の事情を考慮して定めるものとする。

第七十九条を削る。

第七十八条第二号中「第二十五条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同条第三号中「第五十四条」を「第百十一条」に改め、同条第四号中「第五十八条第二項」を「第百十七条第三項又は第百十九条第二項」に改め、同条第五号中「第六十二条第三項」を「第百二十三条第三項」に改め、同条第六号中「第六十七条」を「第百二十九条」に改め、同条第七号中「第六十九条第二項」を「第百三十一条第二項」に改め、同条を第百四十七条とする。

第七十七条中「第七十条第一項」を「第百三十二条第一項」に改め、同条を第百四十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第百四十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第六十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第七十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　第百三十五条第二項又は第三項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

四　第百三十六条第二項又は第三項の規定による検査（同条第五項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百四十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百四十二条、第百四十三条又は前条に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第七十六条中「第四十条（第五十三条」を「第九十七条第一項又は第二項（これらの規定を第百十条」に、「違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした」を「違反した」に改め、同条を第百四十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第百四十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十八条第一項の申告書について、虚偽の記載をしたとき。

二　第十八条第二項又は第五項の規定に違反して、正当な理由がなくて第二十条第二項の規定により発する督促状に指定する期限までに納付すべき化石燃料賦課金を納付しないとき。

三　第二十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

四　第二十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五　第二十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

六　第百三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

七　正当な理由がなくて第百三十六条第一項の規定による検査（同条第五項の規定により機構が行うものを含む。）を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第百四十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条若しくは第十七条又は第三十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第四十三条（第四十四条の規定により適用する場合を含む。）において準用する第二十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

三　第四十三条（第四十四条の規定により適用する場合を含む。）において準用する第二十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四　第四十三条（第四十四条の規定により適用する場合を含む。）において準用する第二十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件を提示し、若しくは提出したとき。

五　第三十五条第一項（第四十四条の規定により適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　第四十八条第三項の規定による申請書又は同条第四項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

七　第六十九条の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

第七章を第八章とする。

第六章中第七十五条を第百三十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（主務省令）

第百四十条　この法律において主務省令は、経済産業大臣及び脱炭素成長型投資事業者が行う事業活動に係る事業所管大臣の発する命令とする。

第七十四条を第百三十八条とし、第七十三条を第百三十七条とし、第六章中同条の前に次の二条を加える。

（報告の徴収）

第百三十五条　経済産業大臣は、第四章第一節の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、化石燃料採取者等（採取受託者を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）又はその化石燃料採取者等とその業務に関して関係のある事業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

２　経済産業大臣は、第三十四条第一項並びに第三十六条第一項及び第二項（これらの規定を第四十四条の規定により適用する場合を含む。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その事業活動に伴い二酸化炭素の排出をする者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

3　経済産業大臣は、第六十七条から第六十九条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、登録確認機関又はその登録確認機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4　経済産業大臣は、第二項の規定により報告をさせ、又は資料の提出をさせるときは、あらかじめ、当該者の行う事業活動に係る事業所管大臣にその旨を通知するものとする。

（立入検査）

第百三十六条　経済産業大臣は、第四章第一節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、化石燃料採取者等又はその化石燃料採取者等とその業務に関して関係のある事業者の事業場その他その業務に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　経済産業大臣は、第三十四条第一項並びに第三十六条第一項及び第二項（これらの規定を第四十四条の規定により適用する場合を含む。）の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、その事業活動に伴い二酸化炭素の排出をする者の工場又は事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　経済産業大臣は、第六十七条から第六十九条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録確認機関又はその登録確認機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　前三項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5　経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査を行わせることができる。

6　経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

7　機構は、前項の規定による指示に従って第五項の規定により立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

8　第五項の規定により機構の職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

9　第一項から第三項まで及び第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10　経済産業大臣は、その職員に第二項の規定による立入検査をさせるとき又は機構に第五項の規定により第二項の規定による立入検査を行わせるときは、あらかじめ、当該者の行う事業活動に係る事業所管大臣にその旨を通知するものとする。

第六章を第七章とする。

第五章第八節中第七十二条を第百三十四条とし、第七十一条を第百三十三条とし、同章第七節中第七十条を第百三十二条とし、第六十九条を第百三十一条とし、同章第六節中第六十八条を第百三十条とし、第六十六条中「前条第一項」を「第百二十六条第一項」に改め、同条を第百二十八条とする。

第六十五条第一項中「次条」を「第百二十八条」に改め、同条を第百二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（交付金）

第百二十七条　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第百十一条第一項第一号から第六号までに掲げる業務に要する費用に相当する金額を交付するものとする。

第六十四条第四項第二号中「第二十三条第三項」を「第八十条第三項」に、「前条第四号及び第五号に係る」を「第百十一条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する」に改め、同条を第百二十五条とする。

第六十三条第一号中「第五十四条第一項第一号」を「第百十一条第一項第一号及び第三号」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に改め、同条第二号中「第五十四条第一項第二号」を「第百十一条第一項第二号及び第四号から第六号まで」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に改め、同条第三号中「第五十四条第一項第三号」を「第百十一条第一項第七号」に改め、同条第四号中「第五十四条第一項第四号」を「第百十一条第一項第八号及び第九号」に、「（特別会計に関する法律第八十五条第三項に規定するエネルギー需給構造高度化対策に関するものに限る。）及びこれ」を「並びに同条第二項及び第三項に規定する業務並びにこれら」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条を第百二十四条とし、第六十二条を第百二十三条とし、第六十一条を第百二十二条とし、第六十条を第百二十一条とし、第五章第五節中第五十九条を第百二十条とし、第五十八条を第百十九条とする。

第五十七条の見出しを「（機構が従うべき支援基準）」に改め、同条第一項中「第五十四条第一項第四号イ」を「第百十一条第一項第八号イ」に改め、同条を第百十八条とする。

第五十六条第二項中「に記載すべき事項は、経済産業省令で定める」を「には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の業務及びその執行に関する事項には、次に掲げる事項が含まれていなければならない。

一　排出枠取引市場における脱炭素成長型投資事業者排出枠の売買取引（以下この項及び第百十六条第二項において「売買取引」という。）を行うことができる者に関する事項

二　売買取引の方法に関する事項

三　公正な売買取引を確保するために必要な措置に関する事項

四　売買取引の決済に関する事項

第五十六条を第百十三条とし、同条の次に次の四条を加える。

（機構が従うべき排出枠取引機会提供実施基準）

第百十四条　経済産業大臣は、機構が第百十一条第一項第六号に掲げる業務を実施する際に従うべき基準（以下この条において「排出枠取引機会提供実施基準」という。）を定めるものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により排出枠取引機会提供実施基準を定めたときは、これを公表するものとする。

3　前項の規定は、排出枠取引機会提供実施基準の変更について準用する。

（機構が従うべき調整実施基準）

第百十五条　経済産業大臣は、第百十一条第一項第七号に掲げる業務の実施に当たって機構が従うべき基準（以下この条並びに第百十七条第二項及び第四項において「調整実施基準」という。）を定めるものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定により調整実施基準を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定により調整実施基準を定めたときは、これを公表するものとする。

4　経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造への移行の状況及び経済事情の変動により必要が生じたときは、調整実施基準を変更するものとする。

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定による調整実施基準の変更について準用する。

（調整基準取引価格）

第百十六条　経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、脱炭素成長型投資事業者排出枠につき、調整基準取引価格を定めなければならない。

2　調整基準取引価格は、一定期間以上継続して平均売買取引価格（売買取引の価格の平均額として経済産業省令で定める方法により算出される額をいう。次条第一項において同じ。）がその額を下回った場合にこれによる脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する脱炭素成長型投資事業者の投資その他の事業活動に及ぼす影響を緩和するため、売買取引の価格を調整することが必要となると認められる二酸化炭素の排出量一トンに相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格として、当該事業活動を誘導する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の水準、二酸化炭素の排出に係る国内外の経済動向その他の事情を勘案して、経済産業大臣が定めるものとする。

3　第三十九条第二項から第五項までの規定は、調整基準取引価格について準用する。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れの決定）

第百十七条　機構は、平均売買取引価格が調整基準取引価格を下回る場合には、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、経済産業大臣から脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替を行うための法人等保有口座の開設を受けなければならない。

２　機構は、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れるときは、あらかじめ、調整実施基準に従って、脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入量を決定しなければならない。

３　機構は、脱炭素成長型投資事業者排出枠を買い入れるかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

４　機構は、調整実施基準に従い、第一項の規定により買い入れた脱炭素成長型投資事業者排出枠を脱炭素成長型投資事業者に対し、売り渡すものとする。

第五十五条を第百十二条とする。

第五十四条第一項中「第二十条」を「第七十七条」に改め、同項中第五号を第十号とし、第四号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動に関する調査研究、知識の普及及び啓発並びに当該事業活動を担う人材の養成及び資質の向上に関する業務

第五十四条第一項第三号の次に次の四号を加える。

四　法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人に係る事項の記録の変更、脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替及び排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付に関する業務

五　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て、脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却、未償却相当負担金及び延滞金の徴収並びに法人等保有口座に係る記録の訂正等に係る事務

六　脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引（イにおいて「排出枠取引」という。）の機会の提供に関する次に掲げる業務

イ　排出枠取引を行うための市場（第百十三条第三項第一号において「排出枠取引市場」という。）の設置及び運営

ロ　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動に係る指標等の情報の提供

七　脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の調整のための脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務

第五十四条第二項中「前項各号に掲げる」を「前二項に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　機構は、前項各号に掲げる業務のほか、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資するため、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十三条第三項に規定する助言を行うことができる。

第五十四条を第百十一条とする。

第五十三条中「第四十条及び第四十一条」を「第九十七条及び第九十八条」に改め、第五章第四節中同条を第百十条とし、第五十二条を第百九条とし、第四十八条から第五十一条までを五十七条ずつ繰り下げる。

第四十七条第二項中「第三十八条各号」を「第九十五条各号」に、「第四十四条」を「第百一条」に改め、同条を第百四条とし、第四十六条を第百三条とし、第四十三条から第四十五条までを五十七条ずつ繰り下げる。

第四十二条中「六人」を「七人」に改め、同条を第九十九条とし、第五章第三節中第四十一条を第九十八条とする。

第四十条中「職務上知ることのできた」を「職務に関して知り得た」に改め、「漏らし」の下に「、又は盗用し」を加え、同条に次の一項を加える。

２　委員は、その職務に関して知り得た情報を、機構の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

第四十条を第九十七条とする。

第三十九条第一項中「第三十五条第四項」を「第九十二条第四項」に改め、同条を第九十六条とし、第三十八条を第九十五条とし、第三十七条を第九十四条とし、第三十六条を第九十三条とする。

第三十五条第一項中「八人」を「九人」に改め、同条を第九十二条とし、第三十四条を第九十一条とし、第三十三条を第九十条とし、第五章第二節中第三十二条を第八十九条とし、第三十一条を第八十八条とする。

第三十条第三号中「第四十六条各号」を「第百三条各号」に改め、同条を第八十七条とし、第二十九条を第八十六条とし、第二十八条を第八十五条とし、第二十七条を第八十四条とし、第五章第一節中第二十六条を第八十三条とし、第二十五条を第八十二条とし、第二十四条を第八十一条とする。

第二十三条第三項中「第五十四条第一項第四号イ」を「第百十一条第一項第八号イ」に改め、同条を第八十条とし、第二十二条を第七十九条とし、第二十一条を第七十八条とする。

第二十条中「業務」の下に「、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに係る事務、脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の機会の提供」を加え、同条を第七十七条とする。

第五章を第六章とする。

第十九条第一項中「特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施」を「第二十九条第二項の指針に基づく入札の実施による特定事業者排出枠の効果的な割当て」に改め、同条第二項中「徴収」を「確実な徴収」に、「調整」を「適切な調整」に改め、第四章第二節中同条を第三十一条とし、同条の次に次の一章を加える。

第五章　脱炭素成長型投資事業者排出枠

第一節　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て等

（実施指針）

第三十二条　経済産業大臣は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠（事業者の生産、輸送その他の事業活動に伴う二酸化炭素の排出の量（以下「二酸化炭素の排出量」という。）に相当する枠であって、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。以下同じ。）の割当ての実施に関する指針（以下この条及び第三十四条第一項において「実施指針」という。）を定めるものとする。

２　実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに関する基本的事項

二　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法に関する事項

三　排出目標量（二酸化炭素の排出量の目標をいう。次条及び第三十四条第一項において同じ。）の設定及び排出実績量（二酸化炭素の排出量の実績をいう。以下同じ。）の算定に係る適正な計量の実施その他これらの設定及び算定の方法に関する事項

四　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てを通じて促進する投資に関する次に掲げる事項

イ　重点的に投資を促進する主務省令で定める事業分野に関する事項

ロ　イに定める事業分野に属する事業活動のうち、投資の促進を通じて二酸化炭素の排出量を削減することが当該事業分野の産業競争力の強化にとって特に効果的であると認められるものとして主務省令で定める事業活動に関する事項

ハ　新たな投資に資する研究及び技術開発に関する事項

ニ　投資に係る指標、基準等の策定その他の投資環境の整備に関する事項

五　脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに当たって勘案すべき次に掲げる事項

イ　事業分野ごとの国際競争力の維持又は向上に関する事項

ロ　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する研究及び技術開発に関する事項

3　前項第二号に掲げる事項を定めるに当たっては、同項第四号イに定める事業分野間の均衡に配慮するとともに、同号ロに掲げる事項を定めるに当たっては、同項第二号の二酸化炭素の排出量の削減を評価する手法として原単位（生産量、輸送量その他の事業活動の規模を示す指標の単位当たりの当該事業活動に伴う二酸化炭素の排出量をいう。）の改善率を用いることを考慮しなければならない。

4　経済産業大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

5　経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、第二項第二号並びに第四号イ及びロに掲げる事項についてはその所掌に係る事業の発達、改善及び調整の観点から同号イに定める事業分野に属する事業活動に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に、同項第三号に掲げる事項（排出実績量に係る部分に限る。）については環境大臣に、それぞれ協議するとともに、産業構造審議会の意見を聴かなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

6　経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（届出）

第三十三条　その行う事業活動に伴う二酸化炭素の年度平均排出量（政令で定めるところにより算定される当該年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の前三年度中の各年度ごとの二酸化炭素の排出量を平均した量をいう。第三号において同じ。）が政令で定める量以上である事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　名称、代表者の氏名及び本店等（本店又は主たる事務所をいう。以下同じ。）の所在地（その者が個人である場合にあっては、氏名及び住所。以下同じ。）

二　その属する事業分野及び当該事業活動の内容

三　二酸化炭素の年度平均排出量

四　当該年度における排出目標量及びその設定の基礎となる事項

五　その他経済産業省令で定める事項

2　前項の規定による届出をしようとする事業者は、当該届出に係る排出目標量が政令で定める方法により適切に設定されていることについて、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、第六十条第一項の規定により経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録確認機関」という。）の確認を受けなければならない。

3　第一項の規定による届出には、登録確認機関が前項の規定により行った確認の結果を記載した報告書を添付しなければならない。

4　第一項の規定による届出をしようとする事業者が発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該事業者と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める事業者（以下この項において「密接関係者」という。）と一体的に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行うときは、当該密接関係者と共同して当該届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る密接関係者の二酸化炭素の排出量は当該届出をする事業者の二酸化炭素の排出量とみなして、この条から第三十六条まで及び第七十三条の規定を適用する。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て）

第三十四条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による届出の内容が実施指針に照らして適切なものであると認めるときは、当該届出をした事業者（以下「脱炭素成長型投資事業者」という。）に対し、当該届出に係る排出目標量を基礎として、第三十二条第二項第五号に掲げる事項を勘案して、脱炭素成長型投資事業者排出枠を無償で割り当てるものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定による割当てに際し、その割当てに係る年度（以下「割当年度」という。）より前の年度において脱炭素成長型投資事業者が行った前条第一項の規定による届出について、その基礎となる事実に変更があったと認められる場合には、政令で定める方法により、当該割当てを行う脱炭素成長型投資事業者排出枠の量について調整をすることができる。

3　第一項の規定による割当ては、法人等保有口座（第四十五条第一項第一号に規定する法人等保有口座をいう。第三十六条第三項及び第三十七条において同じ。）に脱炭素成長型投資事業者排出枠の増加の記録をすることにより行うものとする。

4　経済産業大臣は、前項の規定により脱炭素成長型投資事業者排出枠の増加の記録をしたときは、その旨を当該脱炭素成長型投資事業者に通知するものとする。

5　経済産業大臣は、第一項の規定による割当てをしようとするときは、あらかじめ、当該割当てに係る脱炭素成長型投資事業者が行う事業活動に係る事業所管大臣に協議しなければならない。

（排出実績量の報告等）

第三十五条　脱炭素成長型投資事業者は、経済産業省令で定めるところにより、割当年度の翌年度において、割当年度における排出実績量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣、環境大臣及び当該脱炭素成長型投資事業者が行う事業活動に係る事業所管大臣に報告しなければならない。

2　脱炭素成長型投資事業者は、前項の規定による報告に係る排出実績量が政令で定める方法により適切に算定されていることについて、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、登録確認機関の確認を受けなければならない。

3　第三十三条第三項の規定は、第一項の規定による報告について準用する。

4　経済産業大臣は、第一項の経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知及び保有義務）

第三十六条　経済産業大臣は、前条第一項の規定による報告をした脱炭素成長型投資事業者に、排出実績量に相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量を通知するものとする。

2　経済産業大臣は、前条第一項の規定による報告の内容が不適切であると認める場合その他必要があると認める場合には、その調査に基づき、次項の規定によりあらかじめ保有しなければならない脱炭素成長型投資事業者排出枠の量を決定し、当該脱炭素成長型投資事業者に通知するものとする。

3　脱炭素成長型投資事業者は、第一項又は前項の規定により通知された量の脱炭素成長型投資事業者排出枠を、割当年度の翌年度の一月三十一日に、その法人等保有口座において保有しなければならない。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却）

第三十七条　経済産業大臣は、前条第三項に規定する日に、同項に規定する量の脱炭素成長型投資事業者排出枠について償却（第四十五条第一項の排出枠口座簿において、脱炭素成長型投資事業者がその法人等保有口座において保有する脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の範囲内で、脱炭素成長型投資事業者排出枠についての減少の記録をすることにより、当該脱炭素成長型投資事業者排出枠を消滅させることをいう。以下同じ。）をするものとする。

2　前項の償却を受けた脱炭素成長型投資事業者排出枠は、当該償却によりその法人等保有口座において減少の記録を受けた第四十七条第一項に規定する法人等保有口座名義人が前条第三項に規定する日に保有していたものとみなす。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引）

第三十八条　脱炭素成長型投資事業者排出枠は、脱炭素成長型投資事業者排出枠を保有する者の間で取引の対象とすることができる。

2　脱炭素成長型投資事業者排出枠は、投機的取引の対象とされてはならない。

（参考上限取引価格）

第三十九条　経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、我が国の産業又は国民生活に与える影響、脱炭素成長型経済構造への移行の状況、エネルギーの需給に関する施策との整合性その他の事情を勘案して、二酸化炭素の排出量一トンに相当する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格についてその上限の算定の基礎となる価格（以下「参考上限取引価格」という。）を定めるものとする。

2　経済産業大臣は、脱炭素成長型投資事業者の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資の状況、第百十一条第一項第六号イに規定する排出枠取引市場における脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、前項の規定により定める参考上限取引価格のほかに、当該年度の翌年度以降に同項の規定により定めるべき参考上限取引価格を当該年度に併せて定めることができる。

3　経済産業大臣は、エネルギーの需給を取り巻く環境、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、参考上限取引価格を改定することができる。

4　経済産業大臣は、参考上限取引価格を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

5　経済産業大臣は、参考上限取引価格を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠を保有しているものとみなす場合）

第四十条　経済産業大臣は、脱炭素成長型投資事業者が一定期間以上継続して脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引を行うことが困難であり、又は困難となるおそれがある場合として政令で定める場合において、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却に支障を生ずることが明らかであり、次項の規定による措置を講ずる必要があると認めるときは、その旨を告示するものとする。

2　経済産業大臣は、前項の規定による告示をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、脱炭素成長型投資事業者が、当該年度における第三十六条第一項又は第二項の規定により通知された脱炭素成長型投資事業者排出枠の量が第三十四条第一項の規定により割り当てられた脱炭素成長型投資事業者排出枠の量を上回る量を限度として、次項の規定の適用を受けようとする脱炭素成長型投資事業者排出枠の量に参考上限取引価格を乗じて得た額の負担金を政府に納付することを認めるものとする。

3　経済産業大臣は、償却をする場合において、前項の規定による納付があったときは、当該脱炭素成長型投資事業者が、その納付した額を参考上限取引価格で除して得た量の脱炭素成長型投資事業者排出枠を保有しているものとみなす。

4　経済産業大臣は、第二項の規定による措置を講ずる必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、同項の規定により納付することができないものとし、その旨を告示するものとする。

（未償却相当負担金の徴収及び納付義務）

第四十一条　経済産業大臣は、割当年度の翌年度の二月一日以後に、当該割当年度における第三十六条第一項又は第二項の規定により通知された量の脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却を受けていない脱炭素成長型投資事業者から、当該量の脱炭素成長型投資事業者排出枠のうちその償却をしていない量に参考上限取引価格を乗じて得た額に一・一を乗じて得た額を徴収する。

2　脱炭素成長型投資事業者は、未償却相当負担金（前項の規定により経済産業大臣が徴収する金銭をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

（未償却相当負担金の額の決定、通知等）

第四十二条　経済産業大臣は、前条第一項の脱炭素成長型投資事業者に対し、その者が納付すべき未償却相当負担金の額を決定し、当該脱炭素成長型投資事業者に対し、その者が納付すべき未償却相当負担金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

（準用）

第四十三条　第二十条から第二十四条までの規定は、未償却相当負担金について準用する。

（合併、分割及び事業の譲渡）

第四十四条　脱炭素成長型投資事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該合併がその効力を生ずる日の属する割当年度においては、合併後存続し、又は合併により設立された法人（当該法人が脱炭素成長型投資事業者である場合を除く。）を脱炭素成長型投資事業者とみなして、第三十五条からこの条まで及び第六十六条第二項並びに第三節の規定を適用する。この場合において、第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「排出実績量」とあるのは、「排出実績量（第四十四条第一項に規定する合併により消滅した法人の事業活動及び同項の規定により脱炭素成長型投資事業者とみなされる法人が当該合併により承継した事業活動に伴うものに限る。）」とする。

2　脱炭素成長型投資事業者が法人である場合において、当該法人が事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）が分割により事業の全部若しくは一部を承継させたときは、当該事業譲渡又は分割がその効力を生ずる日の属する割当年度においては、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した法人（当該法人が脱炭素成長型投資事業者である場合を除く。）を脱炭素成長型投資事業者とみなして、第三十五条からこの条まで及び第六十六条第二項並びに第三節の規定を適用する。この場合において、第三十五条第一項及び第三十六条第一項中「排出実績量」とあるのは、「排出実績量（第四十四条第二項に規定する排出枠の管理」という。）のため、次に掲げる口座を開設するものとする。

一　法人等保有口座（内国法人等（国内に本店等を有する法人及び脱炭素成長型投資事業者である個人をいう。第四十八条第一項及び第二項において同じ。）が自己のために排出枠の管理を行うための口座をいう。以下同じ。）

二　機構取引口座（脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下この章において「機構」という。）が第百十三条第三項第一号に規定する売買取引を行うことができる者のために脱炭素成長型投資事業者排出枠の取得及び移転（以下「振替」という。）を行うための口座をいう。第五十条第三項第二号及び第四項において同じ。）

2　排出枠口座簿は、その全部を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十六条において同じ。）をもって調製するものとする。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の帰属）

第四十五条　経済産業大臣は、排出枠口座簿を作成し、脱炭素成長型投資事業者排出枠の取得、保有及び移転（以下「排出枠の管理」という。）のため、次に掲げる口座を開設するものとする。

一　法人等保有口座（内国法人等（国内に本店等を有する法人及び脱炭素成長型投資事業者である個人をいう。第四十八条第一項及び第二項において同じ。）が自己のために排出枠の管理を行うための口座をいう。以下同じ。）

二　機構取引口座（脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下この章において「機構」という。）が第百十三条第三項第一号に規定する売買取引を行うことができる者のために脱炭素成長型投資事業者排出枠の取得及び移転（以下「振替」という。）を行うための口座をいう。第五十条第三項第二号及び第四項において同じ。）

2　排出枠口座簿は、その全部を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十六条において同じ。）をもって調製するものとする。

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の帰属）

第四十六条　脱炭素成長型投資事業者排出枠の帰属は、この節の規定による排出枠口座簿の記録により定まるものとする。

（法人等保有口座の記録事項）

第四十七条　法人等保有口座は、当該法人等保有口座の名義人（当該法人等保有口座の開設を受けた者をいう。以下「法人等保有口座名義人」という。）ごとに区分する。

2　法人等保有口座には、次に掲げる事項を記録する。

一　口座番号

二　法人等保有口座名義人の名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他経済産業省令で定める事項

三　当該法人等保有口座名義人が保有する脱炭素成長型投資事業者排出枠の数量及び識別番号（脱炭素成長型投資事業者排出枠を識別するために経済産業大臣により付された文字及び数字をいう。）

四　その他政令で定める事項

（法人等保有口座の開設）

第四十八条　排出枠の管理を行おうとする内国法人等は、排出枠口座簿に、経済産業大臣による法人等保有口座の開設を受けなければならない。

2　法人等保有口座は、排出枠の管理を行おうとする一の内国法人等につき一に限り開設を受けることができるものとする。

3　第一項の規定による法人等保有口座の開設を受けようとする者は、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

4　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

5　経済産業大臣は、第三項の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、法人等保有口座を開設しなければならない。

6　経済産業大臣は、前項の規定により法人等保有口座を開設したときは、遅滞なく、当該法人等保有口座において排出枠の管理を行うために必要な事項をその法人等保有口座名義人に通知しなければならない。

（変更の届出）

第四十九条　法人等保有口座名義人は、その名称、代表者の氏名及び本店等の所在地その他前条第三項の経済産業省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出があった場合には、経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

3　前条第六項の規定は、前項の規定による記録の変更について準用する。

（振替手続）

第五十条　脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替は、この条に定めるところにより、経済産業大臣が、排出枠口座簿において、当該脱炭素成長型投資事業者排出枠についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2　脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替の申請は、振替によりその口座において減少の記録がされる法人等保有口座名義人又は機構が、経済産業大臣に対して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。第六十六条第二項第四号において同じ。）により行うものとする。

3　前項の申請をする法人等保有口座名義人又は機構は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該振替において減少及び増加の記録がされるべき脱炭素成長型投資事業者排出枠の数量

二　当該振替により増加の記録がされるべき法人等保有口座又は機構取引口座

4　第二項の申請があった場合には、経済産業省令で定める場合を除き、経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一　第二項の申請を行った者の法人等保有口座又は機構取引口座の前項第一号の脱炭素成長型投資事業者排出枠についての減少の記録

二　前項第二号の法人等保有口座又は機構取引口座の同項第一号の脱炭素成長型投資事業者排出枠についての増加の記録

（脱炭素成長型投資事業者排出枠の譲渡の効力発生要件）

第五十一条　脱炭素成長型投資事業者排出枠の譲渡は、前条の規定による振替により、譲受人がその口座に当該譲渡に係る脱炭素成長型投資事業者排出枠の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

（保有の推定）

第五十二条　法人等保有口座名義人は、その法人等保有口座における記録がされた脱炭素成長型投資事業者排出枠を適法に保有するものと推定する。

2　前項の規定は、機構について準用する。この場合において、同項中「法人等保有口座に」とあるのは、「機構取引口座に」と読み替えるものとする。

（振替の請求）

第五十三条　排出枠口座簿に脱炭素成長型投資事業者排出枠の記録を受ける権利を有する者は、その法人等保有口座において当該脱炭素成長型投資事業者排出枠の記録を受けた法人等保有口座名義人に対し、当該脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替を請求することができる。

（善意取得）

第五十四条　第五十条の規定による振替によりその口座において脱炭素成長型投資事業者排出枠の増加の記録を受けた法人等保有口座名義人又は機構は、当該脱炭素成長型投資事業者排出枠を取得する。ただし、法人等保有口座名義人又は機構に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（排出枠口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第五十五条　法人等保有口座名義人は、経済産業大臣に対し、排出枠口座簿の自己の法人等保有口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

（職権による記録の訂正等）

第五十六条　経済産業大臣は、第四十七条第二項各号に掲げる事項の記録について、次に掲げる場合には、当該記録の訂正又は回復（以下「訂正等」という。）をしなければならない。ただし、記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあっては、当該第三者の承諾があるときに限る。

一　脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替の申請及び償却の内容と異なる内容の記録がされているとき。

二　脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替の申請及び償却がなければすることのできない記録が、当該申請及び償却がないのにされているとき。

三　当該記録の全部又は一部が滅失したとき。

2　経済産業大臣が前項の規定により記録の訂正等をしたときは、その内容を法人等保有口座名義人に通知しなければならない。

（政令及び経済産業省令への委任）

第五十七条　この節に規定するもののほか、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て及び未償却相当負担金に関し必要な事項は政令で、排出枠口座簿における口座の開設及び排出枠の管理その他この節の規定の施行に関し必要な事項は経済産業省令で定める。

第二節　登録確認機関

（登録）

第五十八条　第三十三条第二項の登録（以下単に「登録」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、同項及び第三十五条第二項の規定による確認の業務（以下「確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　第六十九条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の基準）

第六十条　経済産業大臣は、第五十八条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一　国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた適合性の確認（事業活動を構成する生産工程その他の要素に関し作成された報告書の内容がその適合すべき基準又は要件に照らして適正なものであることについて確認することをいう。）を行う機関に関する基準又はこれに類する基準として経済産業省令で定める基準に適合すると認められるものであること。

二　確認業務を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として経済産業省令で定めるものが確認を行うこと。
三　確認業務を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。
四　確認業務の公正な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合する体制が整備されていること。
2　登録は、確認機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一　登録年月日及び登録番号
二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三　登録を受けた者が確認業務を行う事業所の所在地
四　前三号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項
3　経済産業大臣は、第一項第一号、第二号及び第四号の経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

（登録の更新）

第六十一条　登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2　前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

（確認の義務）

第六十二条　登録確認機関は、確認業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認業務を行わなければならない。
2　登録確認機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定める方法により確認業務を行わなければならない。
3　登録確認機関は、確認業務を行うときは、第六十条第一項第二号に規定する者に確認業務を実施させなければならない。
4　経済産業大臣は、第二項の経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

（変更の届出）

第六十三条　登録確認機関は、第六十条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第六十四条　登録確認機関は、確認業務に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、確認業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2　業務規程には、確認業務の実施方法、確認業務に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。
3　経済産業大臣は、第一項の規定による届出のあった業務規程が確認業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第六十五条　登録確認機関は、確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第六十六条　登録確認機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百四十八条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。
2　脱炭素成長型投資事業者その他の利害関係人は、登録確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録確認機関の定めた費用を支払わなければならない。
一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二　前号の書面の謄本又は抄本の請求
三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第六十七条　経済産業大臣は、登録確認機関が第六十条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録確認機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第六十八条　経済産業大臣は、登録確認機関が第六十二条第一項から第三項までの規定に違反していると認めるときは、その登録確認機関に対し、確認業務を行うべきこと又は確認業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第六十九条　経済産業大臣は、登録確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は期間を定めて確認業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一　第六十二条第一項から第三項まで、第六十三条、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条第一項又は次条の規定に違反したとき。
二　第五十九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
三　正当な理由がないのに第六十六条第二項の規定による請求を拒んだとき。
四　第六十四条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。
五　不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第七十条　登録確認機関は、帳簿を備え、確認業務に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。
2　前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（経済産業大臣による確認業務の実施）

第七十一条　経済産業大臣は、登録を受ける者がいないとき、第六十五条の規定による確認業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があったとき、第六十九条の規定により登録を取り消し、又は登録確認機関に対し確認業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録確認機関が天災その他の事由により確認業務の全部又は一部を実施することが困難となったときその他必要があると認めるときは、当該確認業務の全部又は一部を自ら行うことができる。
2　経済産業大臣が前項の規定により確認業務の全部又は一部を自ら行う場合における確認業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

（公示）

第七十二条　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一　登録をしたとき。
二　第六十三条又は第六十五条の規定による届出があったとき。
三　第六十九条の規定により登録を取り消し、又は確認業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
四　前条第一項の規定により経済産業大臣が確認業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた確認業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第三節　雑則

（移行計画）

第七十三条　脱炭素成長型投資事業者は、毎年度、主務省令で定める基準に従い、その事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の削減に関する目標その他脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画（次項及び第百四十八条第三号において「移行計画」という。）を作成し、経済産業大臣及び当該脱炭素成長型投資事業者が行う事業活動に係る事業所管大臣に提出しなければならない。

２　経済産業大臣及び当該脱炭素成長型投資事業者が行う事業活動に係る事業所管大臣は、移行計画について、主務省令で定めるところにより、公表するものとする。

（法人等保有口座の開設等に関する業務等の委託）

第七十四条　経済産業大臣は、機構に、第四十八条第五項の規定による法人等保有口座の開設、第四十九条第二項の規定による記録の変更、第五十条第一項の規定による振替及び第五十五条の規定による書面の交付に関する業務並びに第三十四条第一項の規定による割当て、第三十六条第一項及び第二項の規定による通知、第三十七条第一項に規定する償却、第四十三条において準用する第二十条、第二十一条及び第二十三条の規定による未償却相当負担金及び延滞金の徴収並びに第五十六条第一項に規定する訂正等に係る事務を行わせるものとする。

（手数料）

第七十五条　第七十一条第一項の規定により経済産業大臣が行う第三十三条第二項及び第三十五条第二項の規定による確認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

２　次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。

一　脱炭素成長型投資事業者以外の者であって、第四十八条第一項の法人等保有口座の開設を受けようとする者

二　機構以外の者であって、第五十条第二項の振替の申請（法人等保有口座への振替の申請に限る。）をする者

三　第五十五条の書面の交付を請求する者

３　前項の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

（条例との関係）

第七十六条　この法律の規定は、地方公共団体が脱炭素成長型投資事業者に対し、次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

一　事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の実績の報告に関する事項

二　事業活動に伴う他人から供給された電気又は熱を使用する場合における当該電気又は熱の供給に係る二酸化炭素の排出に関する事項

第十八条を第三十条とする。

第十七条第一項中「第十五条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「経済産業大臣は、前項の入札の実施に当たっては、あらかじめ」を「前項の指針には」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　経済産業大臣は、前項の入札の実施に当たっては、あらかじめ、その実施に関する指針を定めるものとする。

第十七条を第二十九条とする。

第十六条第三項第一号中「第十二条第一号ロ」を「第十四条第一号ロ」に改め、同項第二号中「第十二条第二号イ」を「第十四条第二号イ」に改め、同条を第二十八条とする。

第十五条第一項中「対して」を「対しては」に、「二酸化炭素の排出量に相当する枠」を「第三十二条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者排出枠」に改め、同条を第二十七条とする。

第十四条の見出しを「（政令への委任）」に改め、同条中「化石燃料賦課金の徴収の実施に関する事項その他」を削り、「別に法律」を「政令」に改め、第四章第一節中同条を第二十六条とする。

第十三条中「化石燃料賦課金」を「化石燃料賦課金その他この節の規定による徴収金」に改め、同条を第二十五条とする。

第十二条中「、第一号」を「、第三号に掲げる額以上であって第一号」に改め、同条第一号ロ中「第十五条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同号二中「総量」の下に「（次条の規定による減額又は還付を受けることが当該年度に見込まれる原油等にあっては、当該原油等に係る二酸化炭素の排出量に政令で定める率を乗じて得た量を除く。）」を加え、同条第二号中「を、同号二」を「（次号において「特定事業者負担金控除後償還基準額」という。）を、前号二」に改め、同条に次の一号を加える。

三　当該年度の前年度の化石燃料賦課金の総額を特定事業者負担金控除後償還基準額で除して得た率を一から控除して得た率を、第一号に掲げる額に乗じて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

第十二条を第十四条とし、同条の次に次の十条を加える。

（化石燃料賦課金の減額等）

第十五条　経済産業大臣は、化石燃料採取者等が採取場から移出し、又は保税地域から引き取る原油等であって、エネルギーの需給等に関する施策との整合性、我が国の産業活動に与える影響等を考慮して政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、第十一条第三項の規定により納付すべき又は既に納付された化石燃料賦課金を減額し、又は還付する。

（化石燃料採取者等の届出）

第十六条　化石燃料採取者等（採取受託者を含み、採取委託者を除く。次条において同じ。）は、原油等を採取し、又は保税地域から引き取ろうとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　原油等の採取又は保税地域からの引取りを開始しようとする年月日

三　原油等の採取をする場合にあっては、原油等の採取場の名称及び所在地

四　採取受託者にあっては、当該採取受託者に原油等の採取の委託をした採取委託者に係る第一号に掲げる事項

第十七条　前条の規定による届出をした化石燃料採取者等は、その届出に係る同条各号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る原油等の採取を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（化石燃料賦課金の納付等）

第十八条　化石燃料採取者等は、政令で定めるところにより、化石燃料賦課金の額その他の経済産業省令で定める事項を記載した申告書を、原油等の採取又は保税地域からの引取りをした日の属する月の翌月末日（原油等を保税地域から引き取る者であって化石燃料賦課金の納付が確実なものとして政令で定めるところにより経済産業大臣の承認を受けた者以外の者にあっては、その引取りの時）までに経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の申告書を提出した化石燃料採取者等は、同項の申告に係る額の化石燃料賦課金を、同項の申告書の提出期限までに政府に納付しなければならない。

３　保税地域から原油等を引き取る化石燃料採取者等が前項の規定により納付した化石燃料賦課金の受領は、関税法第七十条第一項に規定する許可、承認等とみなす。

４　経済産業大臣は、化石燃料採取者等が第一項の申告書の提出期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に経済産業省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたときは、化石燃料賦課金の額を決定し、これを当該化石燃料採取者等に通知する。

５　前項の規定による通知を受けた化石燃料採取者等は、化石燃料賦課金を納付していないときは同項の規定により経済産業大臣が決定した化石燃料賦課金の全額を、納付した化石燃料賦課金の額が同項の規定により経済産業大臣が決定した化石燃料賦課金の額に足りないときはその不足額を、それぞれその通知を受けた日から十五日以内に政府に納付しなければならない。

６　経済産業大臣は、化石燃料採取者等が納付した化石燃料賦課金の額が第四項の規定により経済産業大臣が決定した化石燃料賦課金の額を超えるときはその超える額について、未納の化石燃料賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

（化石燃料賦課金の延納）

第十九条　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、化石燃料採取者等の申請に基づき、その化石燃料採取者等の納付すべき化石燃料賦課金を延納させることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該化石燃料採取者等に対し、政令で定めるところにより、当該化石燃料賦課金の徴収を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

２　保税地域から原油等を引き取る化石燃料採取者等がした前項の申請に対する経済産業大臣の承認は、関税法第七十条第一項に規定する許可、承認等とみなす。

（督促及び滞納処分）

第二十条　経済産業大臣は、化石燃料賦課金その他この節の規定による徴収金を納付しない化石燃料採取者等があるときは、期限を指定して督促しなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の規定により督促するときは、納付義務者に対して督促状を発するものとする。

３　前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

４　経済産業大臣は、第一項の規定による督促を受けた化石燃料採取者等がその指定する期限までに化石燃料賦課金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

（延滞金）

第二十一条　経済産業大臣は、前条第一項の規定により化石燃料賦課金の納付を督促したときは、その督促に係る化石燃料賦課金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る化石燃料賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、化石燃料賦課金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる化石燃料賦課金の額は、その納付のあった化石燃料賦課金の額を控除した金額とする。

３　延滞金の計算において、前二項の化石燃料賦課金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

４　前三項の規定によって計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

５　延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一　督促状に指定した期限までに化石燃料賦課金を完納したとき。

二　納付義務者の住所又は居所が分からないため、公示送達の方法によって督促したとき。

三　延滞金の額が百円未満であるとき。

四　化石燃料賦課金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五　化石燃料賦課金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（先取特権の順位）

第二十二条　化石燃料賦課金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（徴収金の徴収手続）

第二十三条　化石燃料賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

（関係行政機関の協力）

第二十四条　経済産業大臣は、化石燃料賦課金の徴収を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

第十一条の次に次の見出し及び二条を加える。

（化石燃料賦課金の納付に係る移出とみなす場合等）

第十二条　原油等の採取場において原油等が消費される場合には、化石燃料採取者等がその消費の時に当該原油等をその採取場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該化石燃料採取者等の責めに帰することができない場合には、その消費者を当該原油等の化石燃料採取者等とみなし、当該消費者が消費の時に当該原油等をその採取場から移出したものとみなして、この法律（第十六条から第十八条まで及びこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定を適用する。

２　保税地域において原油等が消費される場合には、その消費者が消費の時に化石燃料採取者等として当該原油等をその保税地域から引き取ったものとみなす。

３　原油等の採取場に現存する原油等が滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続、企業価値担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該原油等に係る化石燃料採取者等がその換価の時に当該原油等をその採取場から移出したものとみなす。

４　原油等の採取をする化石燃料採取者等がその採取を廃止した場合において、原油等がその採取場に現存するときは、当該化石燃料採取者等がその採取を廃止した日に当該原油等を当該採取場から移出したものとみなす。ただし、当該化石燃料採取者等が、政令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

５　前項ただし書の承認があった場合には、その承認に係る原油等については、経済産業大臣の指定する期間、その採取場であった場所をなお原油等の採取場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該原油等がその場所に現存するときは、当該化石燃料採取者等がその日の前日に当該原油等を当該採取場から移出したものとみなす。

第十三条　原油等の採取をする化石燃料採取者等又は原油等の販売業者が、労務、資金その他原油等の採取に必要なものを供給して原油等の採取を委託する場合には、当該委託をした者（第十六条において「採取委託者」という。）が当該委託を受けた者（同条及び第百三十五条第一項において「採取受託者」という。）の採取した原油等で当該委託に係るものを採取したものとみなす。

２　原油等がその採取場から移出された場合において、その移出につき、当該原油等の採取場に係る化石燃料採取者等の責めに帰することができないときは、当該原油等を移出した者を当該原油等の化石燃料採取者等とみなして、この法律（第十六条から第十八条まで及びこれらの規定に係る罰則を除く。）の規定を適用する。

本則に次の一条を加える。

第百四十八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第四十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第六十六条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだとき。

三　第七十三条第一項の規定に違反して、移行計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

四　第八十一条第二項の規定に違反したとき。

附則第六条中「、第五十四条第一項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）並びに第二項」を「、第百十一条第一項第二号、第三号及び第十号（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）」に、「行う」を「行わない」に、「第七十八条」を「第百四十七条」に、「第五十四条」を「第百十一条」に、「「第五十四条第一項第四号及び第五号（同項第四号に係る部分に限る。）並びに第二項」を「「第百十一条第一項第一号、第四号から第九号まで及び第十号（同項第一号及び第四号から第九号までに係る部分に限る。）並びに第二項及び第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二　政府は、令和十五年三月三十一日までの間、第百十一条第一項第七号に掲げる業務に必要な資金に充てるため必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

2　機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

3　機構は、第百二十四条第三号に掲げる業務に係る勘定において、第百十七条第一項の規定により買い入れた脱炭素成長型投資事業者排出枠であって、第一項の規定による出資により払い込まれた金銭をその買入れに必要な資金に充てたものを全て売り渡した日の属する事業年度（第三号において「売渡終了年度」という。）に係る第百二十五条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除してなお残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

一　第百二十五条第一項の規定による積立金の額に相当する金額

二　令和十五年三月三十一日以前において第一項の規定による出資を受けた額から第百二十四条第三号に係る業務に要する費用に充てられた額を控除して得た額に相当する金額

三　売渡終了年度の翌事業年度以降において第百二十四条第三号に係る業務に要すると見込まれる費用として経済産業大臣の承認を受けた金額

4　経済産業大臣は、前項第三号の承認をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正）

第二条　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　指定再利用促進製品（第二十一条―第二十三条）」を「第六章　指定脱炭素化再生資源利用促進製品（第二十一条―第二十五条）　第七章　指定再利用促進製品（第二十六条―第二十八条）　第八章　資源有効利用・脱炭素化促進設計指針（第二十九条―第五十条）」に、「第七章」を「第九章」に、「第二十四条・第二十五条」を「第五十一条・第五十二条」に、「第八章」を「第十章」に、「第二十六条―第三十三条」を「第五十三条―第五十九条」に、「第九章」を「第十一章」に、「第三十四条―第三十六条」を「第六十条―第六十二条」に、「第十章」を「第十二章」に、「第三十七条―第四十一条」を「第六十三条―第六十七条」に、「第十一章」を「第十三章」に、「第四十二条―第四十四条」を「第六十八条―第七十三条」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「講ずることとし」を「講じ、併せて、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）とあいまって脱炭素化再生資源の有効な利用の促進等により脱炭素化を図るための措置を講じ」に改める。

第二条中第十三項を第十五項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、第九項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　この法律において「指定脱炭素化再生資源利用促進製品」とは、脱炭素化のために利用することが特に必要な再生資源として政令で定めるもの（以下「脱炭素化再生資源」という。）をその原材料として利用することを促進することが当該脱炭素化再生資源の有効な利用及び当該製品の脱炭素化を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

第二条中第八項を第九項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　この法律において「脱炭素化」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の削減を行うことをいう。

第三条第一項中「この章において」を削る。

第四条第一項中「販売」の下に「若しくは賃貸」を加え、同条に次の一項を加える。

3　脱炭素成長型投資事業者（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三十四条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者をいう。第二十三条第二項において同じ。）その他の事業者は、脱炭素化再生資源を製造し、又は原材料として利用するよう努めなければならない。

第十八条第一項中「又は販売」を「、販売又は賃貸」に改める。

第二十条第一項中「販売に」を「販売（自ら輸入したものの販売に限る。第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十八条第一項及び第五十九条第一項において同じ。）に」に改め、「販売量」の下に「（自ら輸入したものの販売量に限る。以下同じ。）」を加える。

第四十四条中「前二条」を「第七十条又は前条」に改め、同条を第七十三条とする。

第四十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第十二条」の下に「又は第二十三条第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第三十七条第一項から第五項まで」を「第六十三条第一項から第三項まで又は第五項から第七項まで」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十三条を第七十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

第七十一条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四十一条第一項の許可を受けないで設計調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

二　第四十五条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　第六十三条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十二条中「、第二十三条第三項」を削り、「第三十三条第三項又は第三十六条第三項」を「第二十八条第三項、第五十二条第三項、第五十九条第三項又は第六十二条第三項」に改め、同条を第七十条とし、第十一章中同条の前に次の二条を加える。

第六十八条　第四十四条第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六十九条　第四十六条第一項の規定に違反して、設計調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十一章を第十三章とする。

第十章中第四十一条を第六十七条とし、第四十条を第六十六条とする。

第三十九条の前の見出しを削り、同条第一項第二号及び第三号中「第三十七条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同項第四号中「第二十一条第一項」を「第二十一条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第二十二条に規定する指導及び助言、第二十三条第一項に規定する計画、第二十四条の規定による報告、第二十五条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第二十六条第一項」に、「第二十二条」を「第二十七条」に、「第二十三条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第五十一条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第三十七条第二項」を「第六十三条第二項」に、「若しくは販売の事業、」を「、販売若しくは賃貸の事業、当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造、加工、修理、販売若しくは賃貸の事業（その事業の用に供するために指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造を発注する事業者にあっては、当該事業者の事業）、」に、「若しくは販売の事業又は」を「、販売若しくは賃貸の事業又は」に改め、同項第六号中「第三十四条第一項」を「第六十条第一項」に、「第三十五条」を「第六十一条」に、「第三十六条第一項」を「第六十二条第一項」に、「第三十七条第五項」を「第六十三条第七項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第二十六条第一項」に、「第二十八条第一項の規定による」を「第五十四条第一項の」に、「第二十七条第一項の規定による」を「第五

十五条第一項の」に、「第二十九条の規定による」を「同条第二項及び第三項の規定による届出、同条第四項の規定による変更の指示及び」に、「第三十条」を「第五十六条」に、「第三十二条」を「第五十八条」に、「第三十三条第一項」を「第五十九条第一項」に、「第三十七条第三項及び第四項」を「第六十三条第五項及び第六項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　第二十九条第一項の規定による資源有効利用・脱炭素化促進設計指針の策定、第三十条第一項の認定、第三十一条第一項の変更の認定、同条第四項の規定による届出、同条第五項の規定による指示及び設計認定の取消し、第三十三条第一項の規定による指定、同項に規定する設計調査、第三十七条第五項の規定による公示、第三十九条第一項の規定による変更の届出、第四十条第一項の認可、同条第三項の規定による命令、第四十一条第一項の許可、第四十二条の規定による命令、第四十三条の規定による命令、第四十四条第一項の規定による指定の取消し、同条第二項の規定による指定の取消し及び命令、同条第三項の規定による指定の取消し、第四十七条第一項に規定する設計調査、第四十八条第二項の認可、第四十九条に規定する審査請求並びに第六十三条第三項及び第四項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、経済産業大臣、環境大臣及び資源有効利用・脱炭素化促進設計指針に係る対象指定製品の製造の事業を所管する大臣

第三十九条第二項中「法律」の下に「（第三十条第三項、第三十四条、第三十八条第二項、第四十条第二項、第四十五条、第五十四条第二項第十号並びに同条第三項第一号及び第二号を除く。）」を加え、「第六号」を「第七号」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

３　第三十条第三項、第三十四条、第三十八条第二項、第四十条第二項及び第四十五条における主務省令は、政令で定めるところにより、第一項第五号に定める主務大臣の発する命令とし、第五十四条第二項第十号並びに同条第三項第一号及び第二号における主務省令は、政令で定めるところにより、第一項第六号に定める主務大臣の発する命令とする。

第三十九条を第六十五条とし、同条の前に見出しとして「（主務大臣等）」を付する。

第三十八条第一項中「、第二十三条第三項」を削り、「第三十三条第三項又は第三十六条第三項」を「第二十八条第三項、第五十二条第三項、第五十九条第三項又は第六十二条第三項」に改め、「（平成二十六年法律第六十八号）」を削り、同条を第六十四条とする。

第三十七条第一項中「特定省資源事業者又は」を「特定省資源事業者若しくは」に、「又は倉庫」を「若しくは倉庫」に改め、同条第二項中「第二十三条及び第二十五条」を「第二十五条、第二十八条及び第五十二条」に改め、「指定省資源化事業者」の下に「、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者」を加え、「又は指定表示事業者」を「若しくは指定表示事業者」に改め、「指定省資源化製品」の下に「、指定脱炭素化再生資源利用促進製品」を加え、「又は指定表示製品」を「若しくは指定表示製品」に、「又は倉庫」を「若しくは倉庫」に改め、同条第七項中「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「又は倉庫」を「若しくは倉庫」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第三十三条」を「第五十九条」に、「自主回収又は」を「自主回収若しくは」に、「又は倉庫」を「若しくは倉庫」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二十八条及び第二十九条」を「第五十五条」に、「認定指定再資源化事業者」を「認定自主回収・再資源化事業者」に、「自主回収又は」を「自主回収若しくは」に、「又は倉庫」を「若しくは倉庫」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

３　主務大臣は、第三十一条の規定の施行に必要な限度において、認定製品製造事業者等に対し、認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の設計の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定製品製造事業者等の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、認定資源有効利用・脱炭素化促進製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　主務大臣は、第四十二条から第四十四条までの規定の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、設計調査の業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定調査機関の事務所、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第三十七条を第六十三条とする。

第十章を第十二章とする。

第三十六条第一項中「第三十四条第一項」を「第六十条第一項」に改め、第九章中同条を第六十二条とし、第三十五条を第六十一条とし、第三十四条を第六十条とする。

第九章を第十一章とする。

第三十三条第一項中「第二十六条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、第八章中同条を第五十九条とする。

第三十二条中「第二十六条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、同条を第五十八条とする。

第三十一条を削る。

第三十条第一項中「指定再資源化事業者」を「自主回収・再資源化事業者」に、「第二十七条第一項の規定による」を「第五十四条第三項の」に、「第二十八条第一項の規定による」を「前条第一項の」に改め、「及び次条」を削り、同条第二項中「第二十七条第一項」を「第五十四条第三項」に改め、同条を第五十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（廃棄物処理法の特例）

第五十七条　認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第七項において同じ。）又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。

２　認定自主回収・再資源化事業者は、前項に規定する行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第五十四条第二項第七号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

３　認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第五十四条第二項第七号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

４　認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下この条において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下この条において同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下この条において同じ。）若しくは産業廃棄物処分業者（廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下この条において同じ。）とみなす。

５　第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

６　前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7　一般廃棄物処理基準（廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。）に適合しない使用済指定再資源化製品（一般廃棄物であるものに限る。）の収集、運搬又は処分（保管を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合において、認定自主回収・再資源化事業者が、当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分をすることを助けたときは、当該認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第十九条の四の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

第二十七条から第二十九条までを削る。

第二十六条を第五十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（自主回収・再資源化事業計画の認定）

第五十四条　指定再資源化事業者であって、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化のための使用済指定再資源化製品の収集、運搬及び処分の事業（以下「自主回収・再資源化事業」という。）を行おうとするもの（当該自主回収・再資源化事業の全部又は一部を他人に委託して当該自主回収・再資源化事業を行おうとするものを含む。以下「自主回収・再資源化事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、自主回収・再資源化事業の実施に関する計画（以下「自主回収・再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2　自主回収・再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請者が法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

三　申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

四　自主回収及び再資源化の対象とする使用済指定再資源化製品の種類

五　自主回収及び再資源化の目標

六　自主回収・再資源化事業の内容

七　使用済指定再資源化製品の収集、運搬又は処分の全部又は一部を他人に委託しようとする場合には、その者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別

八　使用済指定再資源化製品の収集又は運搬の用に供する施設

九　使用済指定再資源化製品の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備

十　その他主務省令で定める事項

3　主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る自主回収・再資源化事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　自主回収・再資源化事業の内容が、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして適切なものであり、かつ、使用済指定再資源化製品の再資源化の促進に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二　申請者（前項第七号に規定する者がある場合にあっては、当該者を含む。次号において同じ。）の能力並びに同項第八号に掲げる施設及び同項第九号に規定する施設が、自主回収・再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

三　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　次条第四項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ニ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ　法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ヘ　個人であって、政令で定める使用人のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ト　廃棄物処理法第十四条第五項第二号ヘに該当する者

四　同一の業種に属する事業を営む二以上の自主回収・再資源化事業者の申請に係る自主回収及び再資源化にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。

イ　当該二以上の自主回収・再資源化事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

（自主回収・再資源化事業計画の変更等）

第五十五条　前条第三項の認定を受けた者（以下「認定自主回収・再資源化事業者」という。）は、同条第二項第四号から第九号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定自主回収・再資源化事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　認定自主回収・再資源化事業者は、前条第二項第一号から第三号まで又は第十号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4　主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定に係る自主回収・再資源化事業計画（第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定自主回収・再資源化事業計画」という。）の変更を指示し、又は同条第三項の認定を取り消すことができる。

一　認定自主回収・再資源化事業者（認定自主回収・再資源化事業計画に前条第二項第七号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次号及び第五十七条を除き、以下同じ。）が、認定自主回収・再資源化事業計画に従って自主回収・再資源化事業を実施していないとき。

二　認定自主回収・再資源化事業者が、認定自主回収・再資源化事業計画に記載された前条第二項第七号に規定する者以外の者に対して、当該認定自主回収・再資源化事業計画に係る使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為を委託したとき。

三　認定自主回収・再資源化事業者の能力又は前条第二項第八号に掲げる施設若しくは同項第九号に規定する施設が、同条第三項第二号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。

四　認定自主回収・再資源化事業者が前条第三項第三号イ、ロ又はニからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

5　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

第八章第十章を第十章とする。

第七章中第二十五条を第五十二条とし、第二十四条を第五十一条とする。

第七章を第九章とする。

第二十三条第一項中「第二十一条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、第六章中同条を第二十八条とし、同条の次に次の一章を加える。

第八章　資源有効利用・脱炭素化促進設計指針

（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針の策定等）

第二十九条　主務大臣は、指定省資源化製品、指定脱炭素化再生資源利用促進製品及び指定再利用促進製品（以下「対象指定製品」という。）の製造の事業を行う者（その設計を行う者に限る。）及び専ら対象指定製品の設計を業として行う者（以下「対象指定製品製造事業者等」という。）が設計する対象指定製品について、資源の有効な利用及び脱炭素化を特に促進するために対象指定製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針（以下「資源有効利用・脱炭素化促進設計指針」という。）を定めるものとする。

2　資源有効利用・脱炭素化促進設計指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進及び再生資源又は再生部品の利用の促進に関して対象指定製品製造事業者等が総合的に取り組むべき事項
二　二酸化炭素の排出量の削減に関して対象指定製品の設計を通じて対象指定製品製造事業者等が取り組むべき事項
三　自主回収及び再資源化のための使用済物品等の収集、運搬及び処分（再生を含む。第十章（第五十四条第三項第三号ロ及びハを除く。）において同じ。）の事業を行う者との連携に関して対象指定製品製造事業者等が取り組むべき事項
四　その他対象指定製品製造事業者等が資源の有効な利用及び脱炭素化の促進について配慮すべき事項
3　主務大臣は、資源有効利用・脱炭素化促進設計指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
4　対象指定製品製造事業者等は、第一項の規定により資源有効利用・脱炭素化促進設計指針が定められたときは、これに即して対象指定製品を設計するよう努めなければならない。

（対象指定製品の設計の認定）

第三十条　対象指定製品製造事業者等は、その設計する対象指定製品の設計について、主務大臣の認定を受けることができる。
2　前項の認定（以下「設計認定」という。）を受けようとする対象指定製品製造事業者等は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　当該対象指定製品の名称及び用途
3　前項の申請書には、当該対象指定製品の設計を記載した書類その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
4　主務大臣は、設計認定の申請があった場合において、当該申請に係る対象指定製品の設計が資源有効利用・脱炭素化促進設計指針に適合していると認めるときは、設計認定をするものとする。
5　主務大臣は、設計認定のための審査に当たっては、主務省令で定めるところにより、申請に係る対象指定製品の設計の資源有効利用・脱炭素化促進設計指針への適合性についての技術的な調査を行うものとする。
6　主務大臣は、設計認定をしたときは、当該設計認定に係る対象指定製品の情報を公表するものとする。

（変更の認定等）

第三十一条　設計認定を受けた対象指定製品製造事業者等（以下「認定製品製造事業者等」という。）は、当該設計認定に係る設計を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
2　前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、設計の変更の内容を記載した書類その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
3　前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定に準用する。
4　認定製品製造事業者等は、前条第二項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
5　主務大臣は、設計認定に係る設計が資源有効利用・脱炭素化促進設計指針に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定製品製造事業者等に対し、その改善を指示し、又は当該設計認定を取り消すことができる。
6　主務大臣は、前項の規定により設計認定を取り消したときは、その取消しに係る対象指定製品の情報を公表するものとする。

（認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の調達についての配慮等）

第三十二条　国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係る対象指定製品（以下「認定資源有効利用・脱炭素化促進製品」という。）の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。
2　事業者及び消費者は、認定資源有効利用・脱炭素化促進製品を使用するよう努めなければならない。

（指定調査機関による調査）

第三十三条　主務大臣は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に第三十条第五項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の調査（以下「設計調査」という。）の全部又は一部を行わせることができる。
2　主務大臣は、前項の規定により指定調査機関に設計調査の全部又は一部を行わせるときは、当該設計調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、指定調査機関が第四項の規定により通知する設計調査の結果を考慮して設計認定又は第三十一条第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。
3　主務大臣が第一項の規定により指定調査機関に設計調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、設計認定又は第三十一条第一項の変更の認定を受けようとする者は、当該設計調査の全部又は一部については、第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条第二項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、指定調査機関に申請しなければならない。
4　指定調査機関は、前項の規定による申請に係る設計調査を行ったときは、遅滞なく、当該設計調査の結果を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。

（指定）

第三十四条　前条第一項の規定による指定（以下この章において「指定」という。）は、主務省令で定めるところにより、設計調査を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
一　この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
二　第四十四条第一項から第三項までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）
三　法人であって、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（指定の基準等）

第三十六条　主務大臣は、第三十四条の規定により指定の申請をした者（第二号において「指定申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
一　設計調査を適確に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合していること。
二　対象指定製品の設計、製造、加工、修理、販売、賃貸その他の取扱いを業とする者（以下この号において「取扱業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ　指定申請者が株式会社である場合にあっては、取扱業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ　指定申請者が法人である場合にあっては、その役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員）に占める取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　指定申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、取扱業者の役員又は職員であること。

2　主務大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、指定調査機関の氏名又は名称及び住所並びに設計調査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

（指定の更新）

第三十七条　指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

3　第一項の指定の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4　前項の場合において、第一項の指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5　主務大臣は、第一項の指定の更新の申請が指定の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったとき、又は同項の規定により指定が効力を失ったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（設計調査の実施）

第三十八条　指定調査機関は、設計調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計調査を行わなければならない。

2　指定調査機関は、公正に、かつ、主務省令で定める基準に適合する方法により設計調査を行わなければならない。

（変更の届出）

第三十九条　指定調査機関は、その氏名若しくは名称若しくは住所又は設計調査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

2　主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（業務規程）

第四十条　指定調査機関は、設計調査の業務に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程には、設計調査の実施方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

3　主務大臣は、第一項の認可をした業務規程が設計調査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第四十一条　指定調査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、設計調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　主務大臣は、前項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（適合命令）

第四十二条　主務大臣は、指定調査機関が第三十六条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定調査機関に対し、これらの要件に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第四十三条　主務大臣は、指定調査機関が第三十八条の規定に違反していると認めるとき、又は指定調査機関が行う設計調査が適当でないと認めるときは、当該指定調査機関に対し、設計調査を行うべきこと又は設計調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第四十四条　主務大臣は、指定調査機関が第三十五条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2　主務大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて設計調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十三条第四項、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。

二　第四十条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

三　不正の手段により指定又はその更新を受けたとき。

3　主務大臣は、前二項に規定する場合のほか、指定調査機関が、正当な理由がないのに、その指定を受けた日から一年を経過してもなおその指定に係る設計調査の業務を開始しないときは、その指定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（帳簿の記載等）

第四十五条　指定調査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、設計調査の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（秘密保持義務等）

第四十六条　指定調査機関の役員（法人でない指定調査機関にあっては、当該指定を受けた者。次項、第六十八条及び第七十一条において同じ。）若しくは職員又はこれらの者であった者は、設計調査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2　設計調査の業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（主務大臣による設計調査の業務の実施）

第四十七条　主務大臣は、指定調査機関が第四十一条第一項の規定により設計調査の業務の全部若しくは一部を休止した場合、第四十四条第二項の規定により指定調査機関に対し設計調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定調査機関が天災その他の事由により設計調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第三十三条第二項の規定にかかわらず、設計調査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　主務大臣は、前項の規定により設計調査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている設計調査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3　主務大臣が、第一項の規定により設計調査の業務を行うこととし、第四十一条第一項の規定により設計調査の業務の廃止を許可し、又は第四十四条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における設計調査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

（手数料）

第四十八条　設計認定又は第三十一条第一項の変更の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。ただし、主務大臣が第三十三条第一項の規定により指定調査機関に設計調査の全部を行わせることとしたときは、この限りでない。

2　指定調査機関が行う設計調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定調査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を、当該指定調査機関に納めなければならない。

（審査請求）

第四十九条　この章の規定による指定調査機関の処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、当該指定調査機関の上級行政庁とみなす。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例）

第五十条　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団（次項において「振興財団」という。）は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　認定製品製造事業者等が行う認定資源有効利用・脱炭素化促進製品の製造（その全部又は一部が産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　認定製品製造事業者等が行う認定資源有効利用・脱炭素化促進製品に関する研究開発（産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

２　前項の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合には、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号。以下「資源有効利用促進法」という。）第五十条第一項第一号に掲げる業務」と、同法第十九条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び資源有効利用促進法第五十条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十一条第二号中「掲げる業務及び」とあるのは「掲げる業務及び資源有効利用促進法第五十条第一項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「掲げる業務及びこれに」とあるのは「掲げる業務及び資源有効利用促進法第五十条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに」と、同法第二十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務又は資源有効利用促進法第五十条第一項各号に掲げる業務」と、同法第三十条第一項第一号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務又は資源有効利用促進法第五十条第一項各号に掲げる業務」と、同項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは資源有効利用促進法」と、同法第三十条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項（資源有効利用促進法第五十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第二十二条第一項」とする。

第二十二条を第二十七条とする。

第二十一条第一項中「又は販売」を「、販売又は賃貸」に改め、同条を第二十六条とする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　指定脱炭素化再生資源利用促進製品

（指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の判断の基準となるべき事項）

第二十一条　主務大臣は、指定脱炭素化再生資源の利用を促進するため、主務省令で、脱炭素化再生資源の利用の促進のために必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に関し、指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造、加工、修理、販売又は賃貸の事業を行う者（その事業の用に供するために指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定脱炭素化再生資源利用促進事業者」という。）の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

２　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る脱炭素化再生資源の利用の状況、脱炭素化再生資源の利用の促進に関する技術水準、二酸化炭素の排出量の削減の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

３　第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

（指導及び助言）

第二十二条　主務大臣は、指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る脱炭素化再生資源の利用を促進するため必要があると認めるときは、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、脱炭素化再生資源の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

（計画の作成）

第二十三条　指定脱炭素化再生資源利用促進事業者であって、その事業年度における当該指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の製造（その事業の用に供するために発注して製造することを含む。第二十五条第一項及び第二十九条第一項において同じ。）又は販売に係る指定脱炭素化再生資源利用促進製品の生産量（その事業の用に供するために発注して製造したものの生産量を含む。第二十五条第一項において同じ。）又は販売量が政令で定める要件に該当するものは、主務省令で定めるところにより、第二十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた脱炭素化再生資源の利用の促進のために必要な計画的に取り組むべき措置の実施に関する計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

２　指定脱炭素化再生資源利用促進事業者は、前項に規定する計画を作成するに当たっては、脱炭素成長型投資事業者による脱炭素成長型経済構造（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第二条第一項に規定する脱炭素成長型経済構造をいう。）への円滑な移行に資する投資その他の事業活動の促進を図るために脱炭素化再生資源に対する需要の増進が重要であることに鑑み、脱炭素成長型投資事業者が製造した脱炭素化再生資源又は脱炭素化再生資源を利用した部品を利用するよう配慮をするものとする。

３　脱炭素成長型経済構造移行推進機構（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第七十七条に規定する脱炭素成長型経済構造移行推進機構をいう。次項において同じ。）は、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の求めに応じ、第一項に規定する計画の作成に関し必要な助言を行うことができる。

４　脱炭素成長型経済構造移行推進機構は、前項の規定による求めに係る事務に関し、脱炭素成長型経済構造移行推進機構が定める額の手数料を徴収することができる。

（定期の報告）

第二十四条　前条第一項の規定により計画を提出した指定脱炭素化再生資源利用促進事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、当該計画の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

（勧告及び命令）

第二十五条　主務大臣は、指定脱炭素化再生資源利用促進事業者であって、その製造又は販売に係る指定脱炭素化再生資源利用促進製品の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するものの当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る脱炭素化再生資源の利用の促進が第二十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る脱炭素化再生資源の利用の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

２　主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定脱炭素化再生資源利用促進事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定脱炭素化再生資源利用促進事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る脱炭素化再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定脱炭素化再生資源利用促進事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条、第五条及び第七条から第九条までの規定　公布の日から起算して十日を経過した日

二　附則第六条、第十四条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百十九号の二の次に次のように加える改正規定及び同法別表第三の十六の項の改正規定に限る。）及び第十五条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（化石燃料賦課金に関する経過措置）

第二条　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「新法」という。）第十二条第三項の規定の適用については、同項中「、企業価値担保権の実行手続又は」とあるのは、「又は」とする。

第三条　この法律の施行の際現に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第二条第三項に規定する原油等の採取をし、又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引取りをしている事業者（新法第十三条第一項に規定する採取受託者を含み、同項に規定する採取委託者を除く。）は、令和十年三月三十一日までに、新法第十六条各号（第二号を除く。）に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出をした者は、その届出をした日において新法第十六条の規定による届出をしたものとみなす。

3　第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

4　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（令和八年度に係る参考上限取引価格等に関する経過措置）

第四条　令和八年度に係る新法第三十九条第一項に規定する参考上限取引価格についての同項の規定の適用については、同項中「毎年度、当該年度の開始前に」とあるのは、「令和八年四月一日において」とする。

2　令和八年度に係る新法第百十六条第二項に規定する調整基準取引価格についての同条第一項の規定の適用については、同項中「毎年度、当該年度の開始前に」とあるのは、「令和八年四月一日において」とする。

（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正に伴う準備行為）

第五条　経済産業大臣は、新法第三十二条第一項に規定する実施指針を定めるため、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条第五項に規定する事業所管大臣及び環境大臣に協議するとともに、産業構造審議会の意見を聴くことができる。

2　経済産業大臣は、新法第三十九条第一項に規定する参考上限取引価格及び新法第百十六条第二項に規定する調整基準取引価格を定めるため、施行日前においても、産業構造審議会の意見を聴くことができる。

第六条　新法第六十条第一項の規定による登録を受けようとする者は、施行日前においても、新法第五十八条の規定の例により、その申請を行うことができる。新法第六十四条第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2　経済産業大臣は、前項の規定による登録の申請があった場合には、施行日前においても、新法第五十九条、第六十条第一項及び第二項並びに第七十二条（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。

3　前項の規定による登録及び公示は、施行日において、経済産業大臣が行った新法第六十条第一項及び第二項の規定による登録並びに新法第七十二条の規定による公示とみなす。

第七条　新法第七十七条に規定する脱炭素成長型経済構造移行推進機構（次項において「機構」という。）は、施行日前においても、新法第百十一条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第十号（同項第一号及び第四号から第七号までに係る部分に限る。）に掲げる業務の実施のために必要な準備行為をすることができる。

2　前項の規定により機構が行う業務は、第一条の規定による改正前の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第七十八条（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧法第五十四条に規定する業務とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条まで及び第十五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十一条　政府は、前条の規定による検討とともに、新法第三十一条の規定に基づき、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後五年以内に、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

一　新法第二十九条第一項の入札による新法第二十七条第一項に規定する特定事業者排出枠の効果的な割当てのための措置及び新法第二条第六項に規定する特定事業者負担金を納付しない同条第五項に規定する特定事業者に対する措置その他同条第六項に規定する特定事業者負担金を確実に徴収するための措置

二　新法第二条第六項に規定する化石燃料賦課金の賦課と同項に規定する特定事業者負担金の賦課とを適切に調整するための措置

2　政府は、前項の規定により同項第一号に掲げる措置を講ずるに当たっては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第三条に規定する中長期的なエネルギーに係る負担の抑制の状況、同法第八条第一項の規定による新法第八条第二項に規定する脱炭素成長型経済構造移行債等の償還の状況及び新法第三十四条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者のうち電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号に規定する発電事業者による新法第三十二条第一項に規定する脱炭素成長型投資事業者排出枠の保有の状況を、前項の規定により同項第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、新法第二条第六項に規定する化石燃料賦課金の徴収の実施の状況及び前項第一号に掲げる措置についての検討の状況を、それぞれ踏まえるものとする。

第十二条　政府は、新法第七条第一項の規定により発行する公債の発行収入金による令和十五年度以降の年度に係る同項に規定する法人税に係る租税収入の減少額の補塡の在り方について、当該補塡に要する費用の見通し及び脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第二条第一項に規定する脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動の実施状況を踏まえて検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後五年以内に、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（印紙税法の一部改正）

第十三条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第五十四条第一項各号（業務の範囲）に掲げる業務に関する文書の項中「第五十四条第一項各号」を「第百十一条第一項第一号から第三号まで、第八号及び第十号（同項第一号から第三号まで及び第八号の業務に係る業務に限る。）」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十四条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百十九号の二の次に次のように加える。

百十九の三　排出目標量及び排出実績量に係る登録確認機関の登録		
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第三十三条第二項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

別表第一第百五十六号の四を同表第百五十六号の五とし、同表第百五十六号の三を同表第百五十六号の四とし、同表第百五十六号の二を同表第百五十六号の三とし、同表第百五十六号の次に次のように加える。

百五十六の二　使用済指定再資源化製品の自主回収・再資源化事業計画の認定		
㈠　資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第五十四条第三項（自主回収・再資源化事業計画の認定）の自主回収・再資源化事業計画の認定	認定件数	一件につき十五万円
㈡　資源の有効な利用の促進に関する法律第五十五条第一項（自主回収・再資源化事業計画の変更等）の自主回収・再資源化事業計画の変更の認定（同法第五十四条第二項第四号の自主回収及び再資源化の対象とする使用済指定再資源化製品の種類の増加に係るものに限る。）	認定件数	一件につき三万円

別表第三の十六の項の第二欄中「（令和五年法律第三十二号）」を削る。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第百十九号の三に掲げる登録に係る同法の規定の適用については、同号中「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第三十三条第二項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）」とあるのは、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）附則第六条第二項（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律の一部改正に伴う準備行為）の登録」とする。

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部改正）

第十六条　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十七条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第三項第一号ハ及び第五項第一号ハ中「の出資」の下に「又は交付金の交付」を加える。

第八十八条第一項第一号中ヲをカとし、ルをワとし、ヌをヲとし、同号リ中「第十九条第三項及び」を「第十九条第三項並びに」に、「第六十四条第四項」を「第百二十五条第四項及び附則第六条の二第三項」に改め、同号リを同号ルとし、同号中チをヌとし、ホからトまでをトからリまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第四十条第二項（同法第四十四条において適用する場合を含む。）の規定による負担金

ヘ　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第四十一条第二項（同法第四十四条において適用する場合を含む。）に規定する未償却相当負担金

第八十八条第一項第二号ト中「出資金」の下に「及び交付金」を加え、同条第二項第一号ヘ中「第二十一条第二項及び」を「第二十一条第二項並びに」に、「第六十四条第四項」を「第百二十五条第四項及び附則第六条の二第三項」に改め、同項第二号ロ中「及びロ」を削り、同号ハ及びニ中「出資金」の下に「及び交付金」を加える。

附則第十八条の四の次に次の二条を加える。

（エネルギー需給勘定から一般会計への繰入れの特例）

第十八条の五　当分の間、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の十二の六第六項及び第七項の規定による法人税に係る租税収入の減少額（第一号及び次条第一項において「減収額」という。）を補塡するため、毎会計年度、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を、予算で定めるところにより、エネルギー需給勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

一　当該年度の前々年度における減収額（以下この項及び次条第一項において「前々年度の減収額」という。）が当該年度の前々年度において見込まれた減収額（以下この項及び次条第一項において「前々年度の減収見込額」という。）以上となる場合　当該年度の減収額として見込まれる額（次号及び次条第一項において「当該年度の減収見込額」という。）に、前々年度の減収額から前々年度の減収見込額を控除した額を加算した額

二　前々年度の減収見込額が前々年度の減収額を超える場合　当該年度の減収見込額から、前々年度の減収見込額から前々年度の減収額を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

2　第八十八条第一項の規定によるほか、前項の規定によるエネルギー需給勘定から一般会計への繰入金は、同勘定の歳出とする。

（一般会計からエネルギー需給勘定への繰入れの特例）

第十八条の六　第六条の規定にかかわらず、前条の規定による減収額の補塡に当たり、前々年度の減収見込額から前々年度の減収額を控除した額が当該年度の減収見込額を超えるときは、当該年度において、前々年度の減収見込額から前々年度の減収額を控除した額から当該年度の減収見込額を控除した額に相当する額を、予算で定めるところにより、一般会計からエネルギー需給勘定に繰り入れるものとする。

2　前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条の規定の適用については、同条中「繰入金（」とあるのは、「繰入金（附則第十八条の六第一項及び」とする。

（経済産業省設置法の一部改正）

第十八条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「（昭和三十四年法律第二十四号）」の下に「、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）」を加える。

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第五十三号

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　基本的施策（第十一条―第十七条）
第三章　人工知能基本計画（第十八条）
第四章　人工知能戦略本部（第十九条―第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術であることに鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、「人工知能関連技術」とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。

（基本理念）

第三条　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、科学技術・イノベーション基本法第三条に定める科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針及びデジタル社会形成基本法第二章に定める基本理念のほか、この条に定める基本理念に基づいて行うものとする。

2　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人工知能関連技術が、その適正かつ効果的な活用によって行政事務及び民間の事業活動の著しい効率化及び高度化並びに新産業の創出をもたらすものとして経済社会の発展の基盤となる技術であるとともに、安全保障の観点からも重要な技術であることに鑑み、我が国において人工知能関連技術の研究開発を行う能力を保持するとともに、人工知能関連技術に関する産業の国際競争力を向上させることを旨として、行うものとする。

3　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階の関係者による取組が相互に密接な関連を有することに鑑み、これらの取組を総合的かつ計画的に推進することを旨として、行うものとする。

4　人工知能関連技術の研究開発及び活用は、不正な目的又は不適切な方法で行われた場合には、犯罪への利用、個人情報の漏えい、著作権の侵害その他の国民生活の平穏及び国民の権利利益が害される事態を助長するおそれがあることに鑑み、その適正な実施を図るため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保その他の必要な施策が講じられなければならない。

5　人工知能関連技術の研究開発及び活用は、我が国及び国際社会の平和と発展に寄与するものとなるよう、国際的協調の下に推進することを旨とし、我が国が人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力において主導的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国の責務）

第四条　国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国は、行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（研究開発機関の責務等）

第六条　大学、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人その他の人工知能関連技術の研究開発を行う機関（以下「研究開発機関」という。）は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及びその成果の普及並びに専門的かつ幅広い知識を有する人材の育成に積極的に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び前条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で大学に係るものを策定し、及び実施するに当たっては、大学における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

3　研究開発機関は、人工知能関連技術の研究開発を効果的に進めるに当たっては、人文科学及び自然科学に関する多様な分野の知見を総合的に活用することが必要であることに鑑み、学際的又は総合的な研究開発に努めるものとする。

（活用事業者の責務）

第七条　人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者（以下「活用事業者」という。）は、基本理念にのっとり、自ら積極的な人工知能関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第八条　国民は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術に対する理解と関心を深めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（連携の強化）

第九条　国は、国、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者が相互に連携を図りながら協力することにより人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（法制上の措置等）

第十条　国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章　基本的施策

（研究開発の推進等）

第十一条　国は、人工知能関連技術の基礎研究から実用化のための研究開発に至るまでの一貫した研究開発の推進、研究開発機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。

（施設及び設備等の整備及び共用の促進）

第十二条　国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に当たって必要となる大規模な情報処理、情報通信、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保管等に係る施設及び設備並びにデータセット（特定の目的をもって収集した情報の集合物をいう。）その他の知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この条において同じ。）を研究開発機関及び活用事業者が広く利用できるようにするため、これらの施設及び設備並びに知的基盤の整備及び共用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

（適正性の確保）

第十三条　国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の確保等）

第十四条　国は、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者と緊密な連携協力を図りながら、人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階において必要となる専門的かつ幅広い知識を有する多様な分野の人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（教育の振興等）

第十五条　国は、国民が広く人工知能関連技術に対する理解と関心を深めるよう、人工知能関連技術に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第十六条　国は、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴って国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国際協力）

第十七条　国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力を推進するとともに、国際的な規範の策定に積極的に参画するものとする。

第三章　人工知能基本計画

第十八条　政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策を踏まえ、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画（以下「人工知能基本計画」という。）を定めるものとする。

２　人工知能基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、人工知能戦略本部の作成した人工知能基本計画の案について閣議の決定を求めるものとする。

４　内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、人工知能基本計画を公表するものとする。

５　前二項の規定は、人工知能基本計画の変更について準用する。

第四章　人工知能戦略本部

（設置）

第十九条　人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、人工知能戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　人工知能基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第二十一条　本部は、人工知能戦略本部長、人工知能戦略副本部長及び人工知能戦略本部員をもって組織する。

（人工知能戦略本部長）

第二十二条　本部の長は、人工知能戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

２　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（人工知能戦略副本部長）

第二十三条　本部に、人工知能戦略副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び人工知能戦略担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、人工知能関連技術の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

２　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（人工知能戦略本部員）

第二十四条　本部に、人工知能戦略本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

２　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十五条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第二十六条　本部に関する事務は、内閣府において処理する。

（主任の大臣）

第二十七条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第二十八条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び第四章並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する諸施策についての国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定するものをいう。第三項第七号の九において同じ。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項中第七号の九を第七号の十とし、第七号の八の次に次の一号を加える。

七の九　人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進に関すること。

第四条第三項第十五号中「第七号の九」を「第七号の十」に改める。

第九条の二及び第十六条の二第二項中「第三項第七号の九」を「第三項第七号の十」に改める。

第四十条の四第一項中「第十六号まで」の下に「及び第十七号の二」を、「第七号の三まで」の下に「、第七号の九」を加える。

附則第二条の二第一項及び第三項中「第三項第七号の九」を「第三項第七号の十」に改める。

（調整規定）

第四条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日前である場合には、同法第六条のうち内閣府設置法第十六条の次に一条を加える改正規定中「第三項第七号の九」とあるのは、「第三項第七号の十」とし、前条のうち同法第十六条の二第二項の改正規定は、適用しない。

内閣総理大臣　石破　茂

政令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項、第百六十四条の二第六項及び第二百七十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百九条の七第二項第一号中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に改め、同項第二号中「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」を「三十万千七百円と七円四十六銭」に改め、同条第三項中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に改める。

第百九条の八中「七円九十五銭」を「八円六十二銭」に、「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に、「二十七万八千二百五十円と六円八十八銭」を「三十万千七百円と七円四十六銭」に、「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第百十条の二第二項及び第三項中「五万六千六百十三円」を「六万千三百七十九円」に改める。

第百十条の三中「五万六千六百十三円」を「六万千三百七十九円」に、「五万三千六百一円」を「五万八千百十四円」に改める。

第百十条の四第二項第一号イ中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同号ロ中「二十七万六百五十五円と二十八円三十五銭」を「二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭」に改め、同項第二号中「三十七円」を「四十円」に改める。

第百二十五条の三中「五万六千六百十三円」を「六万千三百七十九円」に、「四万九百五十四円」を「四万四千四百三円」に改める。

第百三十二条の三の二第十項中「三十七円」を「四十円」に、「二十万二千四百九十円」を「二十一万九千五百四十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百一号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第一条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

（平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第二条第九号」を「第二条第二号」に改める。

一　平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十八号）本則

二　令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和元年政令第百四十三号）本則

三　令和二年七月豪雨による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和二年政令第二百三十四号）本則

四　令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和六年政令第十四号）本則

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百二号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第二項第一号、第二十一条の五の二十九第二項及び第二十四条の二十第二項第一号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第三項第一号（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「八十万円」を「八十万九千円」に改める。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第五号、第二十五条の十三第一項第三号及び第二十七条の十三第一項第三号

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第三十五条第四号及び第四十二条の四第一項第三号

三　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）第一条第一項第五号

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年七月一日から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令による改正後の児童福祉法施行令第二十二条第一項（第五号に係る部分に限る。）、第二十五条の十三第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二十七条の十三第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる児童福祉法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援に係る同法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以後に行われる同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係る同法の規定による肢体不自由児通所医療費の支給又は施行日以後に行われる同法第七条第二項に規定する障害児入所支援に係る同法の規定による障害児入所医療費の支給について適用し、施行日前に行われた同法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援に係る同法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日前に行われた同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援に係る同法の規定による肢体不自由児通所医療費の支給又は施行日前に行われた同法第七条第二項に規定する障害児入所支援に係る同法の規定による障害児入所医療費の支給については、なお従前の例による。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

3　この政令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十五条（第四号に係る部分に限る。）及び第四十二条の四第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十四項に規定する自立支援医療に係る同法の規定による自立支援医療費の支給又は施行日以後に行われる同条第六項に規定する療養介護医療に係る同法の規定による療養介護医療費若しくは基準該当療養介護医療費の支給について適用し、施行日前に行われた同条第二十四項に規定する自立支援医療に係る同法の規定による自立支援医療費の支給又は施行日前に行われた同条第六項に規定する療養介護医療に係る同法の規定による療養介護医療費若しくは基準該当療養介護医療費の支給については、なお従前の例による。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

4　この政令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給について適用し、施行日前に行われた同項に規定する指定特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月四日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百三号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百十五条第二項（同法第百十五条の二第二項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第八十三条第二項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第二項（同法第八十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条第二項及び第六十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「八十万円」を「八十万六千七百円」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第三項第六号

二　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第三項第六号

三　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第四項第六号

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十五条第一項第六号

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二の二第九項中「八十万円」を「八十万九千円」に改める。

第二十二条の三第七項第二号ヘ中「各種所得金額」を「各種所得の金額」に改める。

第二十九条の二の二第九項中「八十万円」を「八十万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年八月一日から施行する。ただし、第二条中介護保険法施行令第二十二条の三第七項第二号への改正規定並びに附則第三条、第五条、第七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第三項（第六号に係る部分に限り、健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、療養のあった月が令和七年八月以後の場合における健康保険法施行令第四十一条第三項から第五項まで及び第七項（これらの規定を同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。）の高額療養費算定基準額並びに同令第四十一条の二第一項（同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準日（同令第四十三条の四第一項又は第四十四条第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第四十三条の二第二項（同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額（同令第四十三条の三第三項（同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。）において同令第四十三条の三第二項の規定を読み替えて準用することとされた同令第四十三条の二第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額並びに同令第四十三条の三第四項において同条第二項の規定を読み替えて準用することとされた同令第四十三条の二第四項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額を含む。）について適用し、療養のあった月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第三条　第一条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第三項第六号（健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる者に該当することについての健康保険法施行令第四十三条第一項第二号へ、第三号へ及び第四号ロ（これらの規定を同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保険者の認定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、健康保険法施行令第四十三条第一項第二号へ、第三号へ及び第四号ロの規定の例によりすることができる。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の船員保険法施行令第九条第三項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、療養のあった月が令和七年八月以後の場合における船員保険法施行令第八条第三項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第八条の二第一項に規定する基準日（同令第十三条第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第十一条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額（同令第十二条第三項において同条第二項の規定を読み替えて準用することとされた同令第十一条第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額を含む。）について適用し、療養のあった月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及びお従前の例による。

（船員保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第五条　第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の船員保険法施行令第九条第三項第六号に掲げる者に該当することについての船員保険法施行令第十条第一項第二号へ、第三号へ及び第四号ロの規定による全国健康保険協会（健康保険法による全国健康保険協会をいう。）の認定は、施行日前においても、同項第二号へ、第三号へ及び第四号ロの規定の例によりすることができる。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第一条（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の三第四項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、療養のあった月が令和七年八月以後の場合における国民健康保険法施行令第二十九条の二第三項から第五項まで及び第七項の高額療養費算定基準額並びに同令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第二十九条の四の二第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額（国民健康保険法施行令第四十一条第三項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う準備行為）

第七条　第一条（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の三第四項第六号に掲げる場合に該当することについての国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号へ、第四号へ及び第五号ロの規定による市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険法第十三条第一項に規定する組合の認定は、施行日前においても、同令第二十九条の四第一項第三号へ、第四号へ及び第五号ロの規定の例によりすることができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第一条（第四号に係る部分に限る。）の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（次項及び次条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第十五条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、療養のあった月が令和七年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第一項から第三項まで及び第五項の高額療養費算定基準額並びに同令第十四条の二第一項に規定する基準日（同令第十六条の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第十六条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額について適用し、療養のあった月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月以前の場合における当該介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

2　新高齢者医療確保法施行令第十五条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、介護保険法施行令第二十二条の三第二項第一号に規定する基準日（同条第九項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。）の属する月が令和七年八月以後の場合における同条第六項（第三号ヘに係る部分に限り、同令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の医療合算算定基準額並びに同令第二十二条の三第七項（第一号ヘ及び第二号ヘに係る部分に限り、同令第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）の七十歳以上医療合算算定基準額について適用し、基準日の属する月が同年七月以前の場合における当該医療合算算定基準額及び当該七十歳以上医療合算算定基準額については、なお従前の例による。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

第九条　新高齢者医療確保法施行令第十五条第一項第六号に掲げる者に該当することについての高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一項第一号ヘ、第二号ヘ及び第三号ロの規定による後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）の認定は、施行日前においても、同項第一号ヘ、第二号ヘ及び第三号ロの規定の例によりすることができる。

（介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第二条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二の二第九項及び第二十九条の二の二第九項の規定は、要介護被保険者等（介護保険法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下この条において同じ。）が受ける居宅サービス等（介護保険法施行令第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下この条において同じ。）及び介護予防サービス等（同令第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。以下この条において同じ。）が行われた月が令和七年八月以後の場合における同法の規定による高額介護サービス費の支給及び同法の規定による高額介護予防サービス費の支給について適用し、要介護被保険者等が受ける居宅サービス等及び介護予防サービス等が行われた月が同年七月以前の場合における当該高額介護サービス費の支給及び当該高額介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○総務省令第五十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百九条の七第四項（同令第百九条の八において準用する場合を含む。）、第百十条の二第四項（同令第百十条の三及び第百二十五条の三において準用する場合を含む。）及び第百十条の四第四項の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月四日　　総務大臣　村上誠一郎

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別記 **第二十八号様式の七**（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係） 通常葉書作成証明書 次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。 何年何月何日 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　氏　　名 （参議院名簿届出政党等の名称） 記 ［略］ 備考 ［１～３　略］ ４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 ［(1)　略］ (2)　限度額 イ　確認された作成枚数が35,000枚以下の場合　８円62銭（単価）×当該作成枚数＝限度額 ロ　確認された作成枚数が35,000枚を超える場合 $\frac{301,700円＋７円46銭×（当該作成枚数－35,000）}{当該作成枚数}$＝単価…１銭未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額	**別記** **第二十八号様式の七**（通常葉書作成証明書の様式）（第十七条の七関係） 通常葉書作成証明書 次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。 何年何月何日 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　氏　　名 （参議院名簿届出政党等の名称） 記 ［同左］ 備考 ［１～３　同左］ ４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。 ［(1)　同左］ (2)　限度額 イ　確認された作成枚数が35,000枚以下の場合　７円95銭（単価）×当該作成枚数＝限度額 ロ　確認された作成枚数が35,000枚を超える場合 $\frac{278,250円＋６円88銭×（当該作成枚数－35,000）}{当該作成枚数}$＝単価…１銭未満の端数は切上げ 単価×当該作成枚数＝限度額
第二十八号様式の八（ビラ作成証明書の様式）（第十七条の七関係） ビラ作成証明書 次のとおりビラを作成したものであることを証明します。 何年何月何日 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　氏　　名 （参議院名簿届出政党等の名称）	**第二十八号様式の八**（ビラ作成証明書の様式）（第十七条の七関係） ビラ作成証明書 次のとおりビラを作成したものであることを証明します。 何年何月何日 何年何月何日執行何選挙（何選挙区） 候補者　氏　　名 （参議院名簿届出政党等の名称）

記

［略］

備考

［１～３　略］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　略］

(2)　限度額

イ　確認された作成枚数が50,000枚以下の場合　８円38銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ　確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$\frac{419,000円＋５円62銭×（当該作成枚数－50,000）}{当該作成枚数}$＝単価……１銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

第二十八号様式の九（立札・看板作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［略］

備考

［１～３　略］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　略］

(2)　限度額

61,379円×確認された作成数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［同左］

備考

［１～３　同左］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　同左］

(2)　限度額

イ　確認された作成枚数が50,000枚以下の場合　７円73銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

ロ　確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$\frac{386,500円＋５円18銭×（当該作成枚数－50,000）}{当該作成枚数}$＝単価……１銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

第二十八号様式の九（立札・看板作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

その一

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［同左］

備考

［１～３　同左］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　同左］

(2)　限度額

56,613円×確認された作成数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［略］

備考

［１～３　略］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　略］

(2)　限度額

58,114円×確認された作成数

その三

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

記

［略］

備考

［１～３　略］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　略］

(2)　限度額

44,403円×確認された作成数

第二十八号様式の十（ポスター作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

ポ　ス　タ　ー　作　成　証　明　書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［同左］

備考

［１～３　同左］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　同左］

(2)　限度額

53,601円×確認された作成数

その三

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

記

［同左］

備考

［１～３　同左］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　同左］

(2)　限度額

40,954円×確認された作成数

第二十八号様式の十（ポスター作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

ポ　ス　タ　ー　作　成　証　明　書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者　氏　　名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

［略］

備考

［１～３　略］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　略］

(2)　限度額

イ　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

(イ)　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$\frac{316{,}250円＋586円88銭×ポスター掲示場数}{ポスター掲示場数}$＝単価……１円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

(ロ)　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$\frac{316{,}250円＋293{,}440円＋30円73銭×（ポスター掲示場数－500）}{ポスター掲示場数}$＝単価

……１円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ　参議院比例代表選出議員の選挙　40円（単価）×確認された作成枚数＝限度額

［５　略］

第二十八号様式の十二（請求書の様式）（第十七条の八関係）

［その一　略］

その二

［様式　略］

［備考　略］

（別紙）

［様式　略］

備考

１　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1)　確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合　８円62銭

(2)　確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

$\frac{301{,}700円＋７円46銭×（当該作成枚数－35{,}000）}{当該作成枚数}$…１銭未満の端数は切上げ

［２～４　略］

その三

［様式　略］

［備考　略］

（別紙）

［様式　略］

記

［同左］

備考

［１～３　同左］

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

［(1)　同左］

(2)　限度額

イ　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

(イ)　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$\frac{316{,}250円＋541円31銭×ポスター掲示場数}{ポスター掲示場数}$＝単価……１円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

(ロ)　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$\frac{316{,}250円＋270{,}655円＋28円35銭×（ポスター掲示場数－500）}{ポスター掲示場数}$＝単価

……１円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ　参議院比例代表選出議員の選挙　37円（単価）×確認された作成枚数＝限度額

［５　同左］

第二十八号様式の十二（請求書の様式）（第十七条の八関係）

［その一　同左］

その二

［様式　同左］

［備考　同左］

（別紙）

［様式　同左］

備考

１　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1)　確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合　７円95銭

(2)　確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合

$\frac{278{,}250円＋６円88銭×（当該作成枚数－35{,}000）}{当該作成枚数}$…１銭未満の端数は切上げ

［２～４　同左］

その三

［様式　同左］

［備考　同左］

（別紙）

［様式　同左］

備考

１　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1)　確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合　８円38銭

(2)　確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{419{,}000\text{円}+5\text{円}62\text{銭}\times(\text{当該作成枚数}-50{,}000)}{\text{当該作成枚数}}$$ ……１銭未満の端数は切上げ

［２～４　略］

その四

［様式　略］

［備考　略］

（別紙）

請　求　内　訳　書

［略］	基準限度額			［略］	［略］
	単価 (D)	数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)		
	円 61,379		円		

［備考　略］

その五

［様式　略］

［備考　略］

（別紙）

請　求　内　訳　書

［略］	基準限度額			［略］	［略］
	単価 (D)	数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)		
	円 58,114		円		

［備考　略］

その六

［様式　略］

［備考　略］

（別紙）

請　求　内　訳　書

［略］	基準限度額			［略］	［略］
	単価 (D)	数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)		
	円 44,403		円		

［備考　略］

備考

１　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1)　確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合　７円73銭

(2)　確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{386{,}500\text{円}+5\text{円}18\text{銭}\times(\text{当該作成枚数}-50{,}000)}{\text{当該作成枚数}}$$ ……１銭未満の端数は切上げ

［２～４　同左］

その四

［様式　同左］

［備考　同左］

（別紙）

請　求　内　訳　書

［同左］	基準限度額			［同左］	［同左］
	単価 (D)	数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)		
	円 56,613		円		

［備考　同左］

その五

［様式　同左］

［備考　同左］

（別紙）

請　求　内　訳　書

［同左］	基準限度額			［同左］	［同左］
	単価 (D)	数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)		
	円 53,601		円		

［備考　同左］

その六

［様式　同左］

［備考　同左］

（別紙）

請　求　内　訳　書

［同左］	基準限度額			［同左］	［同左］
	単価 (D)	数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)		
	円 40,954		円		

［備考　同左］

その七 ［様式　略］ ［備考　略］ （別紙） ［様式　略］ 備考 ［１　略］ ２　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1)　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙 イ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合 316,250円＋586円88銭×ポスター掲示場数／ポスター掲示場数　……１円未満の端数は切上げ ロ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合 316,250円＋293,440円＋30円73銭×（ポスター掲示場数－500）／ポスター掲示場数　……１円未満の端数は切上げ (2)　参議院比例代表選出議員の選挙　40円 ［３～５　略］ ［その八・その九　略］	その七 ［様式　同左］ ［備考　同左］ （別紙） ［様式　同左］ 備考 ［１　同左］ ２　(D)欄には、次により算出した額を記載してください。 (1)　衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙 イ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合 316,250円＋541円31銭×ポスター掲示場数／ポスター掲示場数　……１円未満の端数は切上げ ロ　当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合 316,250円＋270,655円＋28円35銭×（ポスター掲示場数－500）／ポスター掲示場数　……１円未満の端数は切上げ (2)　参議院比例代表選出議員の選挙　37円 ［３～５　同左］ ［その八・その九　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項並びに介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月四日　厚生労働大臣　福岡　資麿

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） **第八十三条の五**　法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。 一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第	（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者） **第八十三条の五**　法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。 一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第

三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの

イ　（略）

ロ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下である場合　千五百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百五十万円）

ハ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下である場合　千六百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、六百五十万円）

ニ・ホ　（略）

二・三　（略）

四　前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万九千円以下であること。

ロ～ニ　（略）

三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの

イ　（略）

ロ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円を超え百二十万円以下である場合　千五百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百五十万円）

ハ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円以下である場合　千六百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、六百五十万円）

ニ・ホ　（略）

二・三　（略）

四　前三号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）が二以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。）並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に九十分の十（法第四十九条の二第一項の規定が適用される場合にあっては八十分の二十、同条第二項の規定が適用される場合にあっては七十分の三十）を乗じて得た額（高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。）の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、八十万円以下であること。

ロ～ニ　（略）

（法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者）

第九十七条の三　法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金等が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの。

イ　（略）

ロ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下である場合　千五百五十万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百五十万円）

ハ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下である場合　千六百五十万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、六百五十万円）

ニ・ホ　（略）

二・三　（略）

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第百七十二条の二　第八十三条の五、第八十三条の六（第一項第六号を除く。）、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五	（略）	（略）
	第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二	）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

（法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者）

第九十七条の三　法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。

一　その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金等が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの。

イ　（略）

ロ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円を超え百二十万円以下である場合　千五百五十万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百五十万円）

ハ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円以下である場合　千六百五十万円（当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、六百五十万円）

ニ・ホ　（略）

二・三　（略）

（施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者）

第百七十二条の二　第八十三条の五、第八十三条の六（第一項第六号を除く。）、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八十三条の五	（略）	（略）
	第九十七条の三において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二	）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの イ　（略） ロ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下である場合　千五百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百五十万円） ハ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下である場合　千六百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、六百五十万円） ニ・ホ　（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額（第九十七条の三第一号において「現金等」という。）が、次のイからホまでに掲げる区分に応じ、当該イからホまでに定める額以下であるもの イ　（略） ロ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円を超え百二十万円以下である場合　千五百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、五百五十万円） ハ　第一号被保険者であって、公的年金等の収入金額等が八十万円以下である場合　千六百五十万円（当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、六百五十万円） ニ・ホ　（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の規定は、要介護被保険者等（介護保険法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下この項において同じ。）が受ける同法第五十一条の三第一項各号に規定する特定介護サービス及び同法第六十一条の三第一項各号に規定する特定介護予防サービス（以下この項において「特定介護サービス等」をいう。）が行われた月が令和七年八月以後の場合における同法の規定による特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給（以下この項において「特定入所者介護サービス費等の支給」という。）について適用し、要介護被保険者等が受ける特定介護サービス等が行われた月が同年七月以前の場合における特定入所者介護サービス費等の支給については、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十六号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、森林法施行規則及び農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月四日　　農林水産大臣　小泉進次郎

森林法施行規則及び農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（森林法施行規則の一部改正）

第一条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（国が行う保安施設事業） **第七十八条**　（略） ２　前項の規定によるほか、法第四十一条第一項に規定する国が保安施設事業を行う必要があると認めるときとは、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第二号に掲げる特定大規模災害等（以下「特定大規模災害等」という。）を受けた都道府県の知事から要請があり、かつ、国が、当該都道府県における法第四十一条第三項に規定する保安施設事業（特定大規模災害等による被害を受けた施設の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下同じ。）、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処するために緊急に実施されるものに限る。）の実施体制その他の地域の実情及び国の事務の遂行への支障の有無を勘案して、特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため当該保安施設事業を行う必要があると判断したときとする。 ３　（略）	（国が行う保安施設事業） **第七十八条**　（略） ２　前項の規定によるほか、法第四十一条第一項に規定する国が保安施設事業を行う必要があると認めるときとは、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号に掲げる特定大規模災害等（以下「特定大規模災害等」という。）を受けた都道府県の知事から要請があり、かつ、国が、当該都道府県における法第四十一条第三項に規定する保安施設事業（特定大規模災害等による被害を受けた施設の災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下同じ。）、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他災害復旧事業以外の事業であつて再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処するために緊急に実施されるものに限る。）の実施体制その他の地域の実情及び国の事務の遂行への支障の有無を勘案して、特定大規模災害等からの円滑かつ迅速な復興のため当該保安施設事業を行う必要があると判断したときとする。 ３　（略）

（農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成二十五年農林水産省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の特例に関する協議に係る農林水産省令で定める者） **第二条**　法第十一条第四項第十五号及び第十三条第八項第五号の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（復興計画（法第二条第四号に規定する復興計画をいう。以下同じ。）に、当該土地利用方針（法第十条第二項第三号に規定する土地利用方針をいう。以下同じ。）に沿って復興整備事業（同項第四号に規定する復興整備事業をいう。以下同じ。）を実施した場合には計画区域（同項第一号に規定する計画区域をいう。）において三十アールを超える農地を農地以外のものにすることとなることが明らかである土地利用方針を記載しようとする場合に限り、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）とする。	（復興整備事業に係る農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可の特例に関する協議に係る農林水産省令で定める者） **第二条**　法第十一条第四項第十五号及び第十三条第八項第五号の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（復興計画（法第二条第三号に規定する復興計画をいう。以下同じ。）に、当該土地利用方針（法第十条第二項第三号に規定する土地利用方針をいう。以下同じ。）に沿って復興整備事業（同項第四号に規定する復興整備事業をいう。以下同じ。）を実施した場合には計画区域（同項第一号に規定する計画区域をいう。）において三十アールを超える農地を農地以外のものにすることとなることが明らかである土地利用方針を記載しようとする場合に限り、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）とする。

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第一号及び第二号並びに介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第一号及び第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月四日　　厚生労働大臣　福岡　資麿

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示

（介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額の一部改正）

第一条　介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる要介護被保険者の受ける特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者の受ける特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分		特定介護サービス又は特定介護予防サービスの区分	額
（略）	（略）	（略）	（略）
三	イ　（略） ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下であるもの ハ　（略） ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下であるもの ホ　（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
五	イ　（略） ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下であるもの	（略）	（略）

改正後

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額（以下「食費の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる要介護被保険者の受ける特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者の受ける特定介護予防サービス（法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分		特定介護サービス又は特定介護予防サービスの区分	額
（略）	（略）	（略）	（略）
三	イ　（略） ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円を超え百二十万円以下であるもの ハ　（略） ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円を超え百二十万円以下であるもの ホ　（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
五	イ　（略） ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円以下であるもの	（略）	（略）

（介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の一部改正）

第二条　介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
ハ　（略） ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下であるもの ホ　（略）	（略）	（略）	ハ　（略） ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円以下であるもの ホ　（略）	（略）	（略）

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分	額
一 イ　（略） ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超えるもの ハ　（略） ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超えるもの ホ・ヘ　（略）	（略）	（略）
二 イ　（略） ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下であるもの ハ　（略） ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円以下であるもの ホ　（略）	（略）	（略）

改正後			改正前		
ハ　（略） ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円以下であるもの ホ　（略）	（略）	（略）	ハ　（略） ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円以下であるもの ホ　（略）	（略）	（略）

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分	額
一 イ　（略） ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円を超えるもの ハ　（略） ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円を超えるもの ホ・ヘ　（略）	（略）	（略）
二 イ　（略） ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円以下であるもの ハ　（略） ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万円以下であるもの ホ　（略）	（略）	（略）

（介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の一部改正）

第三条　介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（以下「食費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（以下「食費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
区分	区分
（略）	（略）
四　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、次に掲げる額の合計額が八十万九千円以下のもの イ・ロ　（略）	四　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、次に掲げる額の合計額が八十万円以下のもの イ・ロ　（略）
（略）	（略）
額	額
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

（介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部改正）

第四条　介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「居住費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。	介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「居住費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。
所得の区分	所得の区分
（略）	（略）
三　特定旧措置入所者以外の者であって、次のいずれかに該当するもの イ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、次に掲げる額の合計額（以下「公的年金等の収入金額等の合計額」という。）が八十万九千円以下のもの (1)・(2)　（略） ロ　（略）	三　特定旧措置入所者以外の者であって、次のいずれかに該当するもの イ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、次に掲げる額の合計額（以下「公的年金等の収入金額等の合計額」という。）が八十万円以下のもの (1)・(2)　（略） ロ　（略）
居室の区分	居室の区分
（略）	（略）
（略）	（略）
額	額
（略）	（略）
（略）	（略）

四　特定旧措置入所者であって、次のいずれかに該当するもの イ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万九千円以下であるもの ロ　（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

四　特定旧措置入所者であって、次のいずれかに該当するもの イ　施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であって、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万円以下であるもの ロ　（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和七年八月一日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の規定は、要介護被保険者等（介護保険法第六十二条に規定する要介護被保険者等をいう。以下この項において同じ。）が受ける同法第五十一条の三第一項各号に規定する特定介護サービス及び同法第六十一条の三第一項各号に規定する特定介護予防サービス（以下この項において「特定介護サービス等」という。）が行われた月が令和七年八月以後の場合における同法の規定による特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給（以下この項において「特定入所者介護サービス費等の支給」という。）について適用し、要介護被保険者等が受ける特定介護サービス等が行われた月が同年七月以前の場合における特定入所者介護サービス費等の支給については、なお従前の例による。

○原子力規制委員会告示第六号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針（令和六年十月原子力規制委員会告示第八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和七年六月四日　原子力規制委員会委員長　山中　伸介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第２　原子力災害事前対策 (1)　（略） (2)　緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 ①　（略） ②　緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 前記①のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、ＩＡＥＡ等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、次のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。 (i)　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ） (ｱ)　基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、次のとおり、原子力施設の状況に	第２　原子力災害事前対策 (1)　（略） (2)　緊急事態における防護措置実施の基本的考え方 ①　（略） ②　緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 前記①のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、ＩＡＥＡ等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、次のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。 (i)　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ） (ｱ)　基本的な考え方 緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、次のとおり、原子力施設の状況に

応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の三つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表１－１から１－３までの前段にまとめる。また、図１に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

警戒事態：

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者㈱を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍のＰＡＺ（⑶②ⅰ㈠で述べるＰＡＺをいう。以下同じ。）内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

㈱　施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、ＰＡＺ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ　要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第17号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ・ハ　（略）

施設敷地緊急事態：

（略）

全面緊急事態：

（略）

㈡・㈢　（略）

ⅱ・ⅲ　（略）

⑶～⒀　（略）

応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の三つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表１－１から１－３までの前段にまとめる。また、図１に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

警戒事態：

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者㈱を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍のＰＡＺ（⑶②ⅰ㈠で述べるＰＡＺをいう。以下同じ。）内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

㈱　施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、ＰＡＺ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ　要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第８条第２項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの

ロ・ハ　（略）

施設敷地緊急事態：

（略）

全面緊急事態：

（略）

㈡・㈢　（略）

ⅱ・ⅲ　（略）

⑶～⒀　（略）

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第４３３号
千葉県八千代市八千代台北１丁目11－５－２　フジタカビル２階
債務者　ＮＯＶＡＳＵ株式会社
代表者代表取締役　古澤　典明
1　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野　明梨
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午後１時20分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２８７７号
東京都文京区本郷３丁目44番地７号
債務者　株式会社ミック
代表者代表取締役　清水　克久
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬塚暁比古
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０１６号
東京都墨田区両国２丁目３番16号
債務者　株式会社ビッグランド
代表者代表取締役　髙橋　英勝
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　好川　久治
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０６３号
東京都品川区東五反田２丁目２番15号　富久屋ニッカ共同ビル６Ｆ
債務者　株式会社ＢＯＮＤＳ
代表者代表取締役　小松　賢矢
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　秀明
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０６５号
東京都千代田区岩本町２丁目11番９号
債務者　株式会社ｂｕｄｏｒｉ
代表者代表取締役　有村　正一
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　和広
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１００号
東京都港区港南２丁目３番１号
債務者　株式会社ロギアデザイン
代表者代表取締役　貝出喜代子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　真帆
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１１０号
東京都渋谷区広尾５丁目３番12号　田口ビル２Ｆ
債務者　株式会社ｂｙ　ＫＯＨ
代表者代表取締役　荒　孝一郎
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江森史麻子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１１２号
東京都港区東麻布２丁目30番９号
債務者　株式会社パワーベース
代表者代表取締役　麻生　　律
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺眞美
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１３９号
東京都中央区銀座１－22－11　銀座大竹ビジデンス２Ｆ
債務者　株式会社Ｂｉｏ　Ｓｙｎｅｒｇｙ　Ｊａｐａｎ
代表者代表取締役　矢田　竜男
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　哲雄
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１４２号
東京都渋谷区渋谷２丁目19番15号　宮益坂ビルディング609
債務者　株式会社匠塾
代表者代表取締役　矢野　圭介
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻田　寛人
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１５７号
東京都豊島区駒込１丁目43番地14　ＳＫ90ビル401
債務者　株式会社ユニメコム
代表者代表取締役　木和田俊治郎
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柊木野一紀
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１５８号
東京都杉並区上高井戸３丁目２番23号
債務者　株式会社モトグッチリパラーレ
代表者代表取締役　志賀　太一
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　彩子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１５９号
東京都渋谷区宇田川町２－１　渋谷ホームズ206
債務者　株式会社Ｌｉｋｅ　Ｗａｌｋ
代表者代表取締役　笹淵　幸大
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶谷　　陽
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１６０号
東京都渋谷区神宮前４丁目26番28号２階
債務者　株式会社ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ
代表者代表取締役　笹淵　幸大
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梶谷　陽
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１６２号
東京都稲城市坂浜380番地
債務者　株式会社プロテクト・ビルディング
代表者代表取締役　倉岡　貴将
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　弘基
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１７１号
茨城県土浦市下高津３―12―５、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区金町３丁目７番４号
債務者　グランフィールド株式会社
代表者代表清算人　漆原　和告
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤松　文
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１９１号
東京都港区浜松町２丁目２番15号　浜松町ダイヤビル
債務者　コグニロボ株式会社
代表者代表取締役　和田　温
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　広瀬　里美
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１９２号
東京都江東区枝川１―９―26　ルネ・プライディア607、商業登記簿上の本店所在地東京都中野区弥生町３―29―８　ラメールＫ・Ｓ204
債務者　株式会社ＭｏｎｏＶｅｒｓｅ
代表者代表取締役　原田　凌
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　嶋津　保
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１９４号
東京都渋谷区神宮前５丁目38番13号
債務者　ゼットアップ・リサーチ株式会社
代表者代表取締役　岩崎　一英
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　智弘
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２１３号
岡山県真庭市月田6773番地１
債務者　株式会社ラクリエ
代表者代表取締役　宮本　祐樹
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森下　寿光
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２２２号
東京都千代田区神田三崎町１丁目４番26号
債務者　株式会社笑ちゃん
代表者代表清算人　森分　將
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内　隆
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２４２号
東京都墨田区東向島４丁目２番13号
債務者　株式会社高橋工業
代表者代表取締役　高橋　秀行
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　宜彦
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２４４号
東京都中央区日本橋兜町17番１―706号
債務者　株式会社ノーム
代表者代表取締役　井関　美奈
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　品谷　圭佑
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２４６号
東京都港区三田２丁目１―28―303
債務者　亡今井正宣相続財産
相続財産清算人　緑川　由香
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　星　晶広
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２４９号
東京都練馬区春日町１丁目32番19号
債務者　株式会社メディカルエックス
代表者代表取締役　齊藤　弥生
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤　知史
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３３７９号
東京都江戸川区一之江７丁目11番21号
債務者　株式会社鮮
代表者代表取締役　鈴木　仁
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　優
４　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５０６号
東京都墨田区江東橋４丁目27番14号
債務者　株式会社Ｑｕｅｃｔｏ
代表者代表取締役　齋藤　樹
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　優子
４　破産債権の届出期間　令和７年６月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６２８号
千葉県船橋市南三咲３丁目30番２棟217号
債務者　有限会社島田工業
代表者代表取締役　島田　信子（商業登記簿上の代表取締役島田義晴）
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　洋平
4　破産債権の届出期間　令和７年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午後３時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３０号
三重県松阪市大黒田町698番地の３
債務者　奥野食品株式会社
代表者代表取締役　奥野　敦哉
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　令和７年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月25日午後１時30分
津地方裁判所松阪支部

令和７年（フ）第９７号
徳島県徳島市沖浜東２丁目26番地
債務者　株式会社アイ・コーポレーション
代表者代表取締役　石川　清徳
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾上　一喜
4　破産債権の届出期間　令和７年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午前10時
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１７５３号
東京都港区虎ノ門１丁目１番21号　新虎ノ門実業会館Ｒ階
債務者　株式会社オーガスタ
代表者代表清算人　村井　亮太
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田島潤一郎
4　破産債権の届出期間　令和７年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３３８１号
神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目２番地８
債務者　株式会社聘珍樓
代表者代表取締役　林　　康弘
1　決定年月日時　令和７年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相羽　利昭
4　破産債権の届出期間　令和７年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年10月７日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３３８２号
神奈川県横浜市港北区新羽町1828番地１
債務者　株式会社香港聘珍樓ジャパン
代表者代表取締役　林　　康弘
1　決定年月日時　令和７年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相羽　利昭
4　破産債権の届出期間　令和７年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年10月７日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３３８３号
神奈川県横浜市港北区新羽町1828番地１
債務者　株式会社大福
代表者代表取締役　林　　康弘
1　決定年月日時　令和７年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相羽　利昭
4　破産債権の届出期間　令和７年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年10月７日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２２号
静岡県浜松市中央区原島町50番地の２
債務者　大成工業株式会社
代表者代表取締役　秋田　道寛
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　淳
4　破産債権の届出期間　令和７年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月26日午後３時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第９２号
岩手県岩手郡雫石町西安庭第14地割50番地21
債務者　株式会社与作
代表者代表取締役　徳田　　輝
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　力
4　破産債権の届出期間　令和７年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月２日午後２時
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第１２７号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第16地割２番地３
債務者　東盛建機株式会社
代表者代表取締役　久保　博典
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　哲雄
4　破産債権の届出期間　令和７年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月９日午前11時
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第５８号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐191番地
債務者　株式会社新宅製材所
代表者代表取締役　新宅　弘敏
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　雅通
4　破産債権の届出期間　令和７年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年10月６日午前10時
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第１２号
愛媛県今治市蔵敷町２丁目11番地12　シャーメゾンワンピース202、前住所愛媛県今治市常盤町６丁目２番７号
債務者　有限会社村蘇石材
代表者代表取締役　村上　真次
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村尾　卓哉
4　破産債権の届出期間　令和７年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午前11時30分
松山地方裁判所今治支部

令和７年（フ）第７２６号
埼玉県北本市朝日２丁目304番地７
債務者　トウショウ流通株式会社
代表者代表取締役　齋藤　隆一
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　隼人
4　破産債権の届出期間　令和７年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後２時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第７９８号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎西松原54番地11
債務者　青木　栄祐
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　隆
4　破産債権の届出期間　令和７年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月６日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和７年８月６日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第７３号
千葉県富里市日吉倉３番地６（平成第一ビル306号）
債務者　小松　治彦
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　浩介
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第８００号
東京都八王子市七国３丁目13番14号
債務者　並木　裕也
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　衣里
4　破産債権の届出期間　令和７年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月20日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２９７９号
東京都台東区清川２丁目28―２―103
債務者　村上　和江
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　宏卓
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０１５号
東京都町田市小山町3248―３―303
債務者　池間　愛
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘高真佐美
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０６６号
神奈川県横浜市緑区十日市場町1258　コンフォール十日市場９―１―608
債務者　有村　正一
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　和広
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１１３号
東京都江東区塩浜２―11―６　新幸荘、住民票上の住所東京都港区東麻布２丁目30―９―401
債務者　麻生　律
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺眞美
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１９３号
東京都江東区枝川１丁目９―26―607
債務者　原田　凌
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋津　保
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２１４号
東京都豊島区目白２丁目24―11―101
債務者　宮本　祐樹
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　寿光
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２４５号
東京都台東区浅草６―36―17―801、住民票上の住所東京都文京区根津１丁目27―８―202
債務者　井関　美奈（旧姓細井）
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　品谷　圭佑
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０１７号
東京都品川区戸越６丁目14―７
債務者　髙橋　英勝
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　好川　久治
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１１１号
東京都渋谷区広尾５丁目３―12―２Ｆ
債務者　荒　孝一郎
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江森史麻子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８１号
静岡県藤枝市南駿河台１丁目９番５号
債務者　横山　佳正
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　史浩
4　破産債権の届出期間　令和７年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１３８号
静岡県浜松市中央区原島町50番地の２
債務者　秋田　道寛
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淳
4　破産債権の届出期間　令和７年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月26日午後３時
6　免責意見申述期間　令和７年８月26日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第２９９６号
東京都足立区谷中１丁目33―28―Ｂ号棟
債務者　福士龍太郎
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前山　暁子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月28日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０６４号
東京都墨田区東向島６丁目30―１―103
債務者　小松　賢矢
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　秀明
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月28日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１６３号
東京都八王子市子安町４丁目22―12―103
債務者　倉岡　貴将
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　弘基
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１６４号
東京都八王子市子安町４丁目22―12―103
債務者　倉岡芽ぐみ
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　弘基
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３３８０号
東京都江戸川区一之江７丁目11―21
債務者　鈴木　　仁
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　優
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月28日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１６１号
東京都葛飾区亀有３丁目５―６―203
債務者　笹淵　幸大
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶谷　　陽
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月29日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５９６号
神奈川県藤沢市鵠沼東３番１―715号
債務者　岩田　伸也
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　裕
4　破産債権の届出期間　令和７年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９８６号
横浜市南区六ツ川３丁目８番地１　グラン・コート六ッ川ガーデン612号
債務者　石川　里香
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長瀬　陽朗
4　破産債権の届出期間　令和７年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月２日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和７年９月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２８１号
栃木県宇都宮市上小倉町1463番地、前住所東京都千代田区東神田１丁目６番４号　東神田テラスレジデンス1208号
債務者　上瀧　裕紀（旧姓中里）
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊田　　毅
4　破産債権の届出期間　令和７年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月５日午前11時50分
6　免責意見申述期間　令和７年９月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２８７８号
東京都国立市東３丁目６―２
債務者　清水　克久
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬塚暁比古
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月４日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年９月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２４３号
東京都墨田区東向島４丁目６―４
債務者　髙橋　秀行
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　宜彦
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月４日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年９月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０１４号
東京都町田市山崎町2200　山崎団地４―17―402
債務者　小池　留夫
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野達也
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０８９号
東京都足立区谷在家１丁目12―３―203
債務者　山本　　侑
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　浩之
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０９８号
東京都足立区足立４丁目35―７―1103
債務者　河野　光音（旧姓旗持）
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　智子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１３５号
東京都品川区南大井５丁目23―４―803
債務者　河野　淑子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　寛史
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１８１号
東京都江東区新砂３丁目３―17―1319
債務者　早瀬　雄司
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑名　俊光
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２０８号
東京都北区田端５丁目８－４
債務者　鴇田　勝弘
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土屋　真也
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９０９号
東京都杉並区成田東５丁目４－17－103
債務者　森分　　將
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　　隆
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１４３号
東京都足立区扇３丁目13－６　グローリーＡＹ・Ｉ－201
債務者　矢野　圭介
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻田　寛人
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１５３号
神奈川県川崎市多摩区枡形６丁目24－７－104
債務者　青山小百合
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平河　有里
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１６５号
東京都町田市南大谷５丁目16－１－944
債務者　本橋　秋芳
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　香代
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２０９号
東京都足立区関原３丁目15－８－303
債務者　町田　貢一
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　智貴
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９７０号
東京都杉並区高円寺南２丁目51－４－401
債務者　熊谷　太朗
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口純真子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年９月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１３６号
東京都練馬区西大泉６丁目３－14　アローザＡ　102号
債務者　山舘　裕太
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　正太
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年９月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１７７号
東京都世田谷区代田６丁目25－９－203
債務者　荒牧美乃里
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　貴志
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月26日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年９月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９８号
岡山県倉敷市連島町鶴新田2157番地11、転居前の住所岡山県倉敷市福島143番地８　リメイン福島Ｂ210
債務者　中間　成美
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　麻衣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和６年（フ）第４２２号
沖縄県那覇市西２丁目21番１－1105号　ル・サンク那覇西街、住民票上の前住所沖縄県那覇市安里２丁目７番18－406号　Ｙ’ｓＥＣ安里国際通り
債務者　川﨑　力也
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　晋哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第１６０号
静岡県浜松市浜名区小松388番地　メゾンＴＡＫＥＵＣＨＩ　Ⅲ　106
債務者　ワイズクラフトこと　渡邊　雄司
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　哲史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月15日午後４時
5　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第５９号
群馬県高崎市下之城町807番地41
債務者　岩下　和子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大竹由希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第４１号
兵庫県加西市鶉野町10番地
債務者　織田　裕子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若原　暁昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月24日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所社支部

令和６年（フ）第１２２号
香川県丸亀市津森町645番地３、前住所香川県丸亀市中津町1342番地２　グリーンヒルズ九重田Ａ棟102号
債務者　大西　章太
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（フ）第９６号
沖縄県沖縄市古謝津嘉山町13番16号　コーポかねしろ202
債務者　伊波　純也
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　慎介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第１６２号
新潟市秋葉区飯柳560番地２
債務者　齋藤　　彩
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１６９号
新潟県五泉市笹堀1434番地甲
債務者　渡邉　貴彦
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２８号
新潟県上越市柿崎区坂田新田892番地の４
債務者　片桐　大平
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井之上　彩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和７年（フ）第９２９号
愛知県尾張旭市柏井町弥栄48番地５
債務者　廣川　清也
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　一樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月31日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５３１号
仙台市太白区青山２丁目21番15号
債務者　奥野　　猛
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐保　貴大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月26日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第５４９号
仙台市太白区東中田３丁目26番57号　メゾンハッピネス101
債務者　濱田　千明
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　優介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月５日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第１０８号
茨城県神栖市深芝647番地　ファミールヴィラ深芝Ⅰ102
債務者　鈴木　雄大
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第７２号
三重県鈴鹿市高塚町1841番地の99
債務者　藤井のり子
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３４号
滋賀県彦根市東沼波町1103番地12
債務者　龍山　明子
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　俊也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第２１９号
広島市西区己斐本町３丁目19番10―205号
債務者　横見美恵子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第９２号
広島県福山市水呑町960番地
債務者　小林　義直
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　彰大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月26日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第５４号
高知市山ノ端町51番地６　苗床山改住14号
債務者　松岡　政幸
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１０１号
高知市介良丙1331番地　市住20号
債務者　岩川　　司
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田所　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１８号
福岡県大川市大字酒見507番地５
債務者　倉富美佐子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由良　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和７年（フ）第２３号
大分県佐伯市平野町３番14号　グリーンパークＣ１
債務者　田上　　亮
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　祐治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月16日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和７年（フ）第７２号
沖縄県那覇市字田原49番地　ブロッサムｙｏｇｉ103
債務者　前谷　泰代
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下間　俊哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第７８号
沖縄県島尻郡南風原町字新川460番地　医療法人社団輔仁会　嬉野が丘サマリヤ人病院、住民票上の住所沖縄県那覇市繁多川４丁目14番12号　有料老人ホーム　さくらの園
債務者　名嘉　美喜
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第８９号
兵庫県明石市西明石西町２丁目９番20―307号
債務者　Ｍ’ｓ　Ｎａｉｌこと　森田　　恵
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第９５号
徳島県名西郡石井町石井字石井210番地２　中央マンション２Ａ
債務者　山口　晶歳
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川城　政人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
徳島地方裁判所民事部

令和６年（フ）第４９１号
鹿児島市小松原１丁目45―１　フローレス勇貴Ａ棟４―Ｅ、住民票上の住所鹿児島市錦江台１丁目43番19―14号
債務者　渡瀬　啓介
1　決定年月日時　令和７年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮路　真行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月30日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１７７号
兵庫県尼崎市常吉２丁目５番16―101号
債務者　松倉　保雄
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第４３９号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目９番地の４メゾンプレジール305号
債務者　阿部工業こと　阿部　一博
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉島　健文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第７９号
兵庫県尼崎市額田町８番12号
債務者　望岡　竜一
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武中　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５９０号
横浜市都筑区北山田３丁目27番２―804号
債務者　日高　正美
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２２９号
兵庫県西宮市笠屋町11番23―302号、前住所兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目10番14号
債務者　島田　義昭
法定代理人保佐人　武部由香里
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　修輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５７４号
札幌市東区北31条東12丁目１番15号　Ｆ―ＳＴＡＧＥ31―105号
債務者　高橋　承吾
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川　寿幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和７年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１１６号
福井市豊岡１丁目15番14号
債務者　笹岡　孝之
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂呂　信吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月26日午前10時35分
5　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第９８９号
名古屋市天白区植田山３丁目1704番地
債務者　美容室コルムドールこと　加納　郁子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　積木　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８１７号
札幌市中央区南17条西10丁目１番１―304号
債務者　佐々木優太郎
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　忠之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和７年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４１９号
大阪府松原市天美東２丁目144番地の13
債務者　ダイニングバー鶏バルエビスこと　森　正光
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田　友久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１０８号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷1185番地21　コーポなづみ２　102号
債務者　末長　裕子
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青野　　悠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６７号
北海道苫小牧市元町２丁目４番14―301号、前住所北海道苫小牧市青葉町２丁目６番59号
債務者　辨野奈緒子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　祐輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第１０号
北海道標津郡中標津町東十一条北２丁目３番地２　ニューグリーンマンション403
債務者　楽笑こと　久保　　忍
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　信　　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和７年（フ）第１４４９号
大阪府高槻市登町17番Ｂ６―301号
債務者　岩元　莉紗
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪井　遼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２０９５号
大阪府八尾市東山本新町４丁目８番14号
債務者　伊藤　一美
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　枝川　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２１８９号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番35―801号
債務者　西上　一人
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　長武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７９５号
愛知県日進市赤池１丁目2003番地
債務者　臼井　寛充
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　琢成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和７年８月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１６０号
鹿児島市大黒町１番８号　丸ビル703号
債務者　今門しず子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　利弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月27日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２３２号
栃木県宇都宮市東宿郷３丁目９番15号　コーポプレーネ603号室、前住所東京都台東区浅草５丁目34番４―304号　ジェノヴィア浅草Ｖスカイガーデン
債務者　伊藤　志織
1　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　　誉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第８３３号
大阪府東大阪市長栄寺７番５―1202号
債務者　潟元　　諒
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９５１号
大阪市西淀川区姫島６丁目３番６号
債務者　滝本　賀規
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　筈井　悠太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２０６５号
大阪市北区中崎西４丁目３番６―1404号
債務者　田川　陽平
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西松依里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３６０号
大阪府富田林市高辺台１丁目５番506―202号
債務者　松田　　潤
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西原　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３６１号
大阪府富田林市高辺台１丁目５番506―202号
債務者　松田　愉子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西原　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第９号
石川県七尾市中島町中島３部36番地７、従前の住所石川県河北郡津幡町字能瀬ハ82番地４ウィステリア能瀬駅前　201号
債務者　江尻　昭彦
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎昇一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月10日午後３時
5　免責意見申述期間　令和７年８月22日まで
金沢地方裁判所七尾支部

令和７年（フ）第２６９号
静岡県牧之原市細江5757番地４
債務者　大池由季子（旧姓米田）
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳川　侑馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年８月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０５号
三重県四日市市楠町北五味塚2030番地６
債務者　中川　直樹
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　銘愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第３３０号
さいたま市桜区大字大久保領家385番地３アメニティ領家303
債務者　古元　英貴
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２０８１号
大阪府箕面市新稲７－５－16－203、住民票上の住所大阪府箕面市西小路５丁目２番37号（101号）
債務者　明谷　成圭
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　　喬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２２０８号
大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68番地574、前住所大阪府吹田市千里山西５丁目45番９号
債務者　折坂　　泉
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵野　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２２号
茨城県行方市浜446番地１
債務者　関根勇太郎
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年８月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第７９号
栃木県宇都宮市上横田町875番地４
債務者　渡部　貴志
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　一星
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２５１号
栃木県那須塩原市南郷屋１丁目106番地　セラヴィⅢ－206号、前住所栃木県那須塩原市豊浦34番地　ビレッジハウス豊浦２－302号
債務者　風間　慎也
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日向野　濯
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２８２号
栃木県鹿沼市日吉町1713番地３
債務者　タンテックこと　竹澤　松夫
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳田　剛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第４５３６号
大阪府東大阪市池島町２丁目１番19号　エトワール東大阪　201号
債務者　土橋　孝彦
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５９８号
大阪市北区長柄西１丁目１番２号　ハイツ長柄　105号室
債務者　小島　清一
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大谷　智恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７４１号
大阪市西区立売堀６丁目２番20号　201
債務者　華房　出雲
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　龍也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４３号
広島県三原市和田３丁目20番２－202号
債務者　平和こと　新田　　規
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田房　教平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月29日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和７年（フ）第１０７号
長崎県長崎市弁天町５番16－202号
債務者　村上　朱美
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大坪　孝聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第４２号
熊本県人吉市井ノ口町1051番地１
債務者　パンダ運転代行こと　井口　浩文
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑田　啓悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月29日まで
熊本地方裁判所人吉支部

令和７年（フ）第２号
北海道室蘭市幕西町13－７　ラグジュアリースペース302、住民票上の住所北海道室蘭市八丁平２丁目23番16号
債務者　鈴木　重行
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　翔一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年９月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和７年（フ）第６１号
鹿児島県姶良市加治木町港町49番地５　フロントマーレ203号
債務者　満園　昭一
1　決定年月日時　令和７年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹山　真美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月10日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年９月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第２２３号
栃木県宇都宮市西原町600番地10　メゾンドクレール310号室、前住所栃木県宇都宮市東横田町557番地１　アヴニールＢ棟102
債務者　角田佳奈江
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五味淵郁章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月５日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年９月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第５７号
沖縄県中頭郡読谷村字大木381番地　Ａ－３
債務者　髙嶺　祐太
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和７年９月４日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第６７０号
埼玉県上尾市大字原市3891番地４
債務者　樋口　裕之
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　　勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１６８号
静岡県沼津市今沢93番地の１　ラポール今沢303
債務者　岡　　貴子
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芝原　浩一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和７年９月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第１３号
鹿児島県姶良市東餅田1747番地２　リバーサイドＢ
債務者　宮崎　桐江
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹山　真美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月10日午前10時30分
５　免責意見申述期間　令和７年９月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第７号
北海道檜山郡厚沢部町新町15番地１　コーポ桜鳥１Ｆ－２
債務者　佐藤　瑠都
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
函館地方裁判所江差支部

令和７年（フ）第３２号
山形県西置賜郡飯豊町大字添川4585番地18
債務者　伊藤　知子
１　決定年月日時　令和７年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（フ）第７６号
山形県寒河江市元町３丁目５番地の３
債務者　塚原　良明
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８５号
山形市鳥居ケ丘26番15号　レジデンス鳥居ケ丘203号、住民票上の住所山形市南館４丁目３番７号
債務者　遠藤　良彦
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８６号
山形市鳥居ケ丘26番15号　レジデンス鳥居ケ丘　203号
債務者　岩城　朝海
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８９号
山形市飯田２丁目12番41－105号　プリマヴェーラ
債務者　長澤　　茂
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５５６号
愛知県豊明市新栄町７丁目191番地
債務者　田邊　　博
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６０３号
名古屋市中川区万場１丁目704番地　リバーイースト北畑Ｂ棟101号
債務者　中居　一輝
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６７５号
名古屋市守山区大谷町２番40号
債務者　伊藤　正人
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７０６号
名古屋市名東区牧の原２丁目501番地　アルトーレ801号、住民票上の住所名古屋市名東区牧の原２丁目501番地　ホワイトビル801号
債務者　和田　重人
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７４９号
愛知県半田市中町４丁目５番地
債務者　榊原多記子
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７５４号
名古屋市中川区打出町字中切557番地　21世紀ハイツ打出104号
債務者　島津　　新
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７８４号
名古屋市南区豊田４丁目５番40号　コーポ杉江201号
債務者　宮内　正一
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８４３号
愛知県春日井市八事町１－49、従前の住所名古屋市中川区下之一色町字戌亥島１番地の６
債務者　長縄　徳光
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８６９号
名古屋市西区庄内通４丁目15番地の１　ヴィラカレッジウエスト511号
債務者　柴本　顕吏
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８７２号
名古屋市中区大須４丁目14番71号　Ｍ．ＫＡＭＩＭＡＥＺＵ903号
債務者　谷居　伸一
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８８４号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字神戸104番地　レオパレス神戸　105
債務者　新井　真美
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第９４４号
愛知県小牧市大字東田中496番地１　県住６号棟204号
債務者　早川満里子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２６号
三重県伊勢市東大淀町3834番地　ナーシング明野
債務者　溝口　喜美
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

令和７年（フ）第２７号
三重県伊勢市村松町1376番地31　Ｂ．Ｂ　ＨＡＰＰＩＮＥＳＳ102号、住民票上の住所三重県伊勢市小俣町本町605番地
債務者　川辺　友美
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

令和７年（フ）第１１７号
岡山県倉敷市茶屋町1788番地９
債務者　平井　由紀
1　決定年月日時　令和７年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第１１９号
岡山県倉敷市中畝７丁目４番42号　アルドーレ103、転居前の住所岡山県倉敷市児島稗田町465番地25
債務者　竹原　　朝（旧姓眞田）
1　決定年月日時　令和７年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第１２３号
岡山県倉敷市亀島２丁目22番27号　ＬａＬｕｃｅⅡ　103号室、転居前の住所岡山県倉敷市北畝６丁目14番７－５号
債務者　篠原悠之介
1　決定年月日時　令和７年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第１２７号
岡山県倉敷市水島明神町４番50－７号　市営明神町団地７号、転居前の住所岡山県玉野市迫間2316番地１　ラ・メゾン・クレールＡ203号
債務者　久岡志津江
1　決定年月日時　令和７年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第６０２号
さいたま市緑区原山４丁目10番８号　２－301
債務者　古島　麻美
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７５９号
埼玉県上尾市中妻４丁目24番地16
債務者　石井　紗英
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７７２号
さいたま市岩槻区城町１丁目８番38号　アウトストラーダ岩槻204号
債務者　大島真由美
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３２３号
埼玉県所沢市美原町３丁目2944番地の13　煉瓦館トワゾー201
債務者　原田　逢生
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第７８号
愛知県豊川市大崎町野添59番地の１　グリーン愛プラス401号
債務者　鈴木　龍司
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第１０４号
愛知県豊橋市飽海町25番地８　飽海ハウス２202、従前の住所愛知県豊橋市関屋町15番地の３
債務者　権田　瑞貴
1　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第７１号
岡山県倉敷市笹沖1036番地５　ラ・フォーレ足高１―202、転居前の住所岡山県倉敷市堀南663番地10　レオパレスＡ―208
債務者　岡　　光
１　決定年月日時　令和７年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第１２１号
岡山県倉敷市北畝５丁目11番７号　ニューシティ守上Ａ103号室
債務者　岩切　延夫
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第５３号
福島県会津若松市八日町８番22号　アグリーアブル103
債務者　佐藤ひろみ
１　決定年月日時　令和７年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和７年（フ）第１３５号
埼玉県草加市八幡町125番地５　メゾン浅井Ｃ―102号、旧住所埼玉県草加市八幡町134番地１　ラ・ジュール浅井202号
債務者　斎藤　翔太
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２４５号
埼玉県越谷市東越谷４丁目18番地４
債務者　松尾千紗都
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２８７号
埼玉県草加市青柳８丁目37番２号　パークサイド第２―Ｂ棟Ｄ―１号
債務者　大原輝こと　ビスカラ　オオハラピーター　リー
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１４９号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目11番17―106号
債務者　坂本　広一
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２８８号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町５丁目９番17―105号　Ｓｔｕｄｉｏ　Ｍ　弐番館、前住所埼玉県比企郡小川町東小川４丁目10番地３
債務者　古家　美穂
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第３１０号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地１―810
債務者　木俣　朝勝
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第３５５号
埼玉県坂戸市千代田３丁目４番13号　レオパレスリンデンバウム203号室
債務者　丹　美智子
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１５４号
静岡県湖西市鷲津3317番地　ヒルズ小名川ＷＩＮＧα―402
債務者　今　　若菜
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１８４号
静岡県浜松市中央区幸５丁目５番13号　レスポワール203号室
債務者　新垣　清一
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第４１０号
札幌市東区北21条東20丁目１番16号　アークコート元町Ⅱ303号
債務者　橋本　敏明
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６２５号
札幌市東区中沼西５条２丁目６番１号
債務者　伊勢　楓果
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６５２号
札幌市清田区里塚１条３丁目６番14号
債務者　酒井　香織
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第６７５号
北海道室蘭市高砂町１丁目35番15号、申立時の住所北海道江別市大麻元町184番地の20　プラチナパレー201
債務者　本間　孝明
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７０１号
札幌市中央区北１条東２丁目５番地11　エバーハイツ405号
債務者　寺山　健太
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７０９号
札幌市白石区南郷通17丁目南５番26号　エミネンス南郷17―102号
債務者　水野　幹夫
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７３３号
札幌市清田区清田１条１丁目６番18号　リバーサイドはやし301号
債務者　山科絵里子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７３９号
札幌市白石区栄通16丁目６番２―105号
債務者　塩谷　茂之
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７４９号
札幌市西区琴似２条７丁目２番16―702号
債務者　西野ヒロ子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第８７１号
北海道北広島市若葉町２丁目１番地　９―506
債務者　梅津　　功
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３３号
北海道岩見沢市栗沢町由良740番地28　ビレッジハウス栗沢１号棟501号室
債務者　舩藤　奈緒（旧姓庄司）
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

令和７年（フ）第６７号
北海道勇払郡安平町追分中央１番地39　追分中央公営住宅　Ｂ棟201号室、申立時の住所北海道上川郡美瑛町字美馬牛第２（申立時の住民票記載の住所）北海道勇払郡安平町追分若草１丁目45番地　若草アパートＢ棟　201号室
債務者　佐々木千里（旧姓富永）
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７１号
釧路市柏木町６番1110号　柏木団地改良Ｋ１1110号、前住所北海道釧路郡釧路町字別保原野南20線50番地16
債務者　三瓶　和子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７２号
釧路市柏木町６番1110号　柏木団地改良Ｋ１1110号、前住所北海道釧路郡釧路町字別保原野南20線50番地16
債務者　三瓶　　敦
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７６号
釧路市桜ケ岡８丁目３番17号　２階
債務者　宮崎　和也
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１６号
北海道標津郡中標津町西９条北８丁目４番地
債務者　上出　美穂
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　釧路地方裁判所根室支部

令和７年（フ）第７３１号
東京都昭島市拝島町３丁目11番７―606号
債務者　惠濃　雄己
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２５号
岐阜県土岐市泉町定林寺792番地の１　ベルソレイユ　Ａ―202号、従前の住所岐阜県土岐市泉町久尻12番地の15
債務者　小倉　洋子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第３６号
岐阜県瑞浪市薬師町１丁目25番地　ファインパーク薬師　Ｂ―103号
債務者　加藤　浩一
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第１０号
岡山県真庭市久世2513番地15
債務者　杉山　太一
1　決定年月日時　令和７年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　岡山地方裁判所津山支部

令和７年（フ）第７４号
高知市南はりまや町２丁目８番15号　ハイツあきⅡ・205
債務者　吉本ライラニーこと　ＹＯＳＨＩＭＯＴＯ　ＬＡＩＬＡＮＹ　ＢＡＤＩＤＬＥＳ
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第３８号
長崎県諫早市多良見町市布1408番地３　モダンパラッツォ多良見ＩＣ203号
債務者　深艸　元輝
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第２６号
北海道伊達市山下町147番地３　ワイズガーデン　２－Ａ
債務者　安藤　敬太
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和７年（フ）第２８号
北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地　ロイヤルコート101号室
債務者　横山美代子
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和７年（フ）第６４号
北海道帯広市西17条南５丁目４番地65　緑西コーポ第２・１－１
債務者　佐藤恵美子（旧姓山中）
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第１００号
岩手県大船渡市末崎町字大浜382番地
債務者　尾崎　春菜
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第３０号
栃木県足利市葉鹿町１丁目34番地１　Ｄ棟
債務者　須永　邦男
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第６５４号
東京都清瀬市竹丘２丁目13番36―103号
債務者　白熊美津留
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第６５５号
東京都清瀬市竹丘２丁目13番36―103号
債務者　白熊　珠実
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第７０７号
東京都狛江市和泉本町３丁目21番10号メゾンドマーツ102
債務者　寺内　里佐（旧姓ソウザサントス　旧名デウジアーナ）
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第７７０号
東京都府中市新町３丁目１番地府中新町３丁目アパート３―304
債務者　友利由美子
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１９号
岡山県真庭市惣78番地１　市営草沢住宅１―122号
債務者　大谷　真示
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　岡山地方裁判所津山支部

令和７年（フ）第６６号
香川県高松市香西南町11番地２　一本木ハイムＢ201
債務者　江村　　優
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第９８号
香川県高松市紙町547番地１　サンライフ松本Ｂ101
債務者　上野　治代
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１５４号
香川県さぬき市志度628番地５
債務者　行安すみ子
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第６２号
香川県丸亀市飯山町真時482番地１　ソラーナＳ　Ｂ201号室、前住所香川県坂出市中央町８番115号　ラベリーズ・アン　ジェⅣ―Ｂ202
債務者　篠原　麻美（旧姓山下）
１　決定年月日時　令和７年５月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（フ）第６３号
香川県綾歌郡宇多津町浜二番丁19番地８（セジュール21－Ａ－105）
債務者　元木　滋泰
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（フ）第１５号
香川県三豊市仁尾町仁尾丁1446番地43
債務者　梶本　国一
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで　高松地方裁判所観音寺支部

令和７年（フ）第１４５号
栃木県さくら市氏家1502番地　ボヌール鬼怒Ａ202
債務者　南里　敦子
1　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第３７４号
千葉市稲毛区宮野木町1574番地１　グリーンハイツＮＯＳＥＩ　106号
債務者　松崎　美香
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４２８号
千葉県千葉市花見川区花見川２番12棟508号、前住所千葉県千葉市花見川区花見川９番７棟306号
債務者　向山　恒汰
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４４６号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目９番５号　フレグランス鷺沼台105号
債務者　星川　浩輝（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４４７号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目９番５号　フレグランス鷺沼台105号
債務者　星川　詩織
1　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４７０号
千葉県八千代市米本2427番地11　ディアベルジュ107号室
債務者　岡崎　裕樹
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４７８号
千葉市花見川区幕張町４丁目669番地６　ハイツフローラル201号
債務者　染川あゆみ
1　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４９０号
千葉県市川市鬼高３丁目13番13－307号（ジュネス市川）
債務者　内山　弘美
1　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４９８号
千葉県八千代市ゆりのき台８丁目５番地８　ドミールＢ102号
債務者　大間　和人
1　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４９９号
千葉県八千代市ゆりのき台８丁目５番地８　ドミールＢ102号
債務者　ＩＳＨＩＺＡＫＩ　ＲＵＴＨ　ＧＡＴＣＨＡＬＩＡＮ（イシザキ　ルス　ガチャリアン）
1　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５０４号
千葉県浦安市北栄４丁目８番17－104号　レクセルガーデン浦安
債務者　永見　夢海
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５３４号
千葉県市原市若宮４丁目16番地25
債務者　矢澤　数子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５３６号
千葉県船橋市飯山満町２丁目517番地２　ソレアード飯山満305号
債務者　平松　永樹
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５９３号
千葉県浦安市海楽１丁目27番８号　グレイスコート（Ｂ）
債務者　本多　竜平
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５９６号
千葉県市原市南国分寺台４丁目７番地１　ハイツ南国分寺台210
債務者　尾崎　愛美
１　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６２２号
千葉県船橋市湊町３丁目13番９－１号
債務者　亀田茉美香
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６２６号
千葉市美浜区幸町２丁目13番18棟505号
債務者　武田　　実
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６５３号
千葉県船橋市松が丘３丁目60番９号
債務者　飯塚　摩耶
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６７１号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目６番９号（鎌ケ谷グリーンヒルズ202）
債務者　吉田　亜紀
１　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６８３号
千葉市美浜区打瀬３丁目９番地　パティオス22番街238号
債務者　奥田　弓幹
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６８７号
千葉県浦安市富士見２丁目９番５－102号　ガーデンハイム
債務者　草間　昭夫
１　決定年月日時　令和７年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６９０号
千葉県市川市大洲１丁目５番５号（フローレンスハイム101号）
債務者　島田　善子
１　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第７０１号
千葉県船橋市本町３丁目16番16号
債務者　矢野亜希子
１　決定年月日時　令和７年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第７４１号
東京都武蔵村山市三ツ木２丁目31番地の６エスペランサ・プラザ101号
債務者　川上　隆子
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２５号
熊本県八代市鏡町内田1608番地２（Ｂ303）郷開団地、前住所熊本県八代市千反町１丁目９号22番地（201）桂華工房ビル
債務者　川島　克美
１　決定年月日時　令和７年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで　熊本地方裁判所八代支部

令和７年（フ）第７５号
青森県八戸市類家５丁目２番20号　コーポラスハヤシ105号室
債務者　松本　沙織
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第４９０号
仙台市若林区南小泉字八軒小路17番地の１　南陽コーポ210
債務者　佐々木勝博
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第５５４号
宮城県富谷市富ケ丘１丁目12番26－２号
債務者　齋藤　研一
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第９１号
秋田市新屋松美ガ丘南町14番21号
債務者　厨川　朋美
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１９号
福島県南相馬市原町区小川町20番地の３　小川町西団地２－203
債務者　水戸ヨシ子
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　福島地方裁判所相馬支部

令和７年（フ）第６６号
茨城県取手市中原町１番８―105号、前住所東京都日野市大坂上１丁目18番地の２　サンヒルセブン202
債務者　粕川　晃二
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和７年（フ）第６７号
茨城県牛久市南１丁目６番地８（タケヤ荘201）
債務者　菊地奈津美
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和７年（フ）第２２２号
栃木県さくら市氏家3467番地14　ＮＡＧＯＭＩ　Ｄ号室、前住所栃木県さくら市向河原3967番地８
債務者　猪瀬　勝一
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２７７号
栃木県芳賀郡益子町大字長堤524番地２
債務者　鯉渕　志保
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第９２号
千葉県八街市沖1250番地
債務者　長澤　宏晃
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１０４号
千葉県印西市木下東２丁目10番地４　セブンリーフⅡ　101号室
債務者　伊藤　博子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１０８号
千葉県佐倉市井野1008番地57　ちるはうす井野
債務者　石井　　楓
1　決定年月日時　令和７年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第５８８号
東京都多摩市乞田1207番地の20ドルチェ多摩102
債務者　小室　拓己
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第６２５号
東京都三鷹市牟礼６丁目25番23―417号
債務者　小林　一弘
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第７４１号
横浜市鶴見区駒岡４丁目23番９号　パナハイツ金指101
債務者　坂本　　楓（旧姓田中）
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７８６号
横浜市旭区上川井町1241―１、住民票上の住所横浜市旭区二俣川１丁目25番地
債務者　佐藤　　弦
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７９０号
横浜市泉区緑園３丁目５番地１　グリーンコート１　101号
債務者　中保　典子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９２５号
神奈川県大和市桜森１丁目11番20号
債務者　梶田　由香
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９４５号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１―７―205
債務者　岡林エリカ（旧姓大城）
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９８５号
横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅１棟705号
債務者　山本　　護
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９８９号
横浜市金沢区東朝比奈３丁目16番Ｆ―401号
債務者　佐藤美恵里
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９９２号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂３丁目19番26号
債務者　能條　　嶺
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１５２号
横浜市戸塚区汲沢町1050番地１
債務者　平野　清美
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１７０号
横浜市金沢区泥亀２丁目５番１―716号
債務者　九嶋　幸子
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２０８号
川崎市多摩区生田３丁目６番３―101号
債務者　吉野　広行
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１７３号
新潟市西区寺尾北１丁目12番51号２　スカイフィールド102
債務者　石川　直克
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５５号
富山県氷見市上田138番地１、前住所富山県氷見市栄町19番18号　センチュリーハイツさかえ２―Ｃ号室
債務者　余野沙也加
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和７年（フ）第２９号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立2739番地サンパレス103号
債務者　三浦　　純
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和７年（フ）第４３号
長野市三本柳東１丁目88番地
債務者　関　　洋子（旧姓永尾）
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第９２号
岐阜県瑞穂市森129番地　サンフォレストＢ―202号
債務者　酒井菜奈美
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第９９号
岐阜県関市竪切北24番地７　清信荘202号室
債務者　若松　栄司
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１６２号
岐阜市日置江２丁目５番地　（ヤマサビル201号室）
債務者　眞野　明菜
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１９０号
岐阜市西川手４丁目26番地　（Ｄ号室）、前住所岐阜市西川手４丁目35番地２
債務者　加藤　和浩
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第２４６号
静岡市清水区船越南町762番地の40
債務者　森　　耀平
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２４７号
静岡市清水区三保92番地の10、旧住所静岡市清水区船越南町762番地の40
債務者　森　美津保
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２７０号
静岡市葵区昭府１丁目５番４号　サングレイトⅠ　201号
債務者　名取みどり
１　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２２号
三重県名張市赤目町檀610番地39
債務者　中村かすみ
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第２４号
三重県名張市富貴ケ丘４番町29番地
債務者　夏秋　有希
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第２５号
三重県伊賀市小田町1438番地の７　シルエーラⅠ　101号室
債務者　相馬　知典
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第１２０号
三重県桑名市赤尾台９丁目46番地　ヒルサイドテラスイースト101号
債務者　田名部カチューシア沙善里
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第２８３号
京都市山科区東野南井ノ上町10番地28
債務者　佐薙　友啓
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４０９号
京都市伏見区久我石原町４番地13　オリージャフロール　106
債務者　リバティーこと　橘　　賢一
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４３５号
京都市南区唐橋川久保町17番地10
債務者　野林　貢次
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４９４号
京都市右京区西京極佃田町10番地３　グランヒル西京極　302号
債務者　串かつ希水こと　岡田　悠希
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第５０８号
京都市伏見区竹田浄菩提院町124番地８　ハーモニーテラス竹田浄菩提院町102
債務者　倉田　洋成
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第３６４号
兵庫県西宮市生瀬東町35番９号
債務者　竹迫　敏子
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第９７号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目５番15―104号
債務者　橋口　秀夫
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１８８号
兵庫県尼崎市昭和南通５丁目92番地の１　フォーリアライズ昭和南通Ⅰ　1003、前住所兵庫県尼崎市東難波町４丁目６番20号
債務者　山口明日香
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２３１号
兵庫県西宮市松下町４番30号
債務者　ＮＡＲＡ　ＥＫＡＴＥＲＩＮＡ
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２３３号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目104番地ホワイトヴィラ302
債務者　谷﨑　勝之
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５７号
鳥取県米子市東福原３丁目９番35―603号
債務者　西川　千香
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第５８号
鳥取県米子市三本松２丁目13番21号　203号、前住所鳥取県米子市旗ヶ崎４丁目１番32号Ｂ―201号
債務者　野口　孝史
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和７年（フ）第２１５号
岡山市中区原尾島４丁目６番35号　ルミエール104号、旧住所岡山市南区藤田435番地
債務者　難波　竜次
1　決定年月日時　令和７年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２３２号
岡山市北区津島笹が瀬５番25号　エクセル津島504号
債務者　本郷　清志
1　決定年月日時　令和７年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２５５号
岡山市東区益野町455番地１
債務者　佐近　茂樹
1　決定年月日時　令和７年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４４号
広島県呉市焼山南２丁目４番13号
債務者　栢野　篤史
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第５３号
広島県呉市広文化町６番40号　３号室
債務者　中村　一彦
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第３２号
福岡県田川郡福智町金田345番地２
債務者　辰島　友子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和７年（フ）第３０号
熊本県玉名市横島町横島3179番地１
債務者　園田　龍一
1　決定年月日時　令和７年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和７年（フ）第１７２号
大分市明野北４丁目８番Ａ―501号
債務者　首藤　　望
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１８１号
大分県由布市挾間町大字挾間374番地　グレースマンション302号室、住民票上の住所大分市大字猪野436番地の16
債務者　麻生　優一
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２０３号
大分市大字大分4772番地２医療法人至誠会帆秋病院、住民票上の住所大分市新町14番５号ＣＲＥＡ　ＣＯＵＲＴ新町101
債務者　平林美津子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３０号
大分県佐伯市弥生大字上小倉950番地６
債務者　藤井　文子
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和７年（フ）第１２６号
鹿児島県薩摩川内市平佐町4530番地１　メモリーヒル103号室、申立時の住所鹿児島市下伊敷２丁目６番５号　コーポラス門前201号
債務者　池田　美架
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋1115番地66
債務者　山崎　　勇
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和７年（フ）第６４号
鹿児島県霧島市霧島永水4816番地　Ｄ棟
債務者　飯伏　謙二
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和７年（フ）第４８号
鹿児島県薩摩川内市御陵下町３番31号　Ａ棟
債務者　山口　美穂（旧姓中間）
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第１３１号
沖縄県糸満市字兼城434番地　ディアフラッツ兼城612号、住民票上の前住所沖縄県糸満市字兼城483番地　ヴィラかねぐすく３階
債務者　西平　仁奈（旧姓赤嶺・上地）
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第１６２号
沖縄県那覇市字仲井真272番地１　鉢嶺リースビル307
債務者　金城　初美
1　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第１０８号
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良852番地１　メーリンドーアパート５号棟32号
債務者　宜壽次祐太
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和７年（フ）第８号
栃木県真岡市高勢町１丁目193番地　グリーンハイツ高勢206号
債務者　大林　龍次
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和７年（フ）第９７号
金沢市乙丸町甲153番地　グローヴⅡ　204号
債務者　山田　智則
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９８号
福井県坂井市三国町運動公園２－５－13、旧住所京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地３棟501号
債務者　石橋　拓磨
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１０２号
福井市文京５丁目20番４号　マキシマ18 203号
債務者　堀江　真由
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１０７号
福井市豊岡１丁目11－１　レジデンス大地0303号室、住民票上の住所福井県丹生郡越前町朝日第20号138番地
債務者　谷川　由馬
1　決定年月日時　令和７年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１６５９号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目６番21号　西田辺ハイツ303号、前住所大阪市生野区巽北３丁目14番23号　サイプレス北巽Ⅱ　103
債務者　清水　直優
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９２２号
大阪府八尾市桂町１丁目１番地　市営住宅14－２号
債務者　道上　忠夫
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９２９号
大阪市浪速区恵美須東２丁目５番９－411号
債務者　田中　栄一
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２０４４号
大阪市中央区糸屋町１丁目１番６－1107号
債務者　石見　厚子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２１６８号
大阪市城東区放出西２丁目６番５号
債務者　吉村　恵美
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２２０４号
大阪市東住吉区北田辺６丁目11番31号
債務者　河上　真一
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２３９号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目７番20号ヴィラージュ塚口104
債務者　小仲　一綺
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２５３号
兵庫県西宮市高須町１丁目２番22－1002号
債務者　八島百合子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２５７号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目４番１号尼崎ラガール
債務者　中村トミ子
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２５９号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目23番25号ハイツ三木205
債務者　中川　　直
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第８８号
兵庫県明石市魚住町清水118番地の１　Ｙ’ｓ石生102号
債務者　小西　咲耶
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第９８号
兵庫県明石市西新町２丁目10番１号　ハイツウェスティーニュー101号、前住所兵庫県明石市和坂１丁目８番47号　川崎荘
債務者　西崎　　大
1　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第３１号
佐賀県唐津市元石町316番地７
債務者　古川　美里
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和７年（フ）第２４１号
千葉県浦安市当代島２丁目24番26号　ローズアパート（102）
債務者　岸本　英二
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２９５号
千葉県市原市姉崎1014番地　ＳＵＮＣＲＥＳＴ富士見マンション202
債務者　比嘉　優希
１　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４１４号
千葉県船橋市古和釜町791番地１　福寿荘
債務者　山城　初子
１　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５１８号
千葉市中央区白旗２丁目７番５号　ブルーメンハウス101号
債務者　高梨　和彦
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５２６号
千葉県市川市下貝塚３丁目22番４号
債務者　田中　康夫
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５６８号
千葉県船橋市習志野台５丁目23番８号　サンコスモＫ―205号
債務者　日戸ほたる
１　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５８２号
千葉市中央区道場南２丁目７番８号　コーポサン203号
債務者　ＣＬＥＭＥＮＴＥ　ＯＳＣＡＲ　ＪＲ　ＤＯＭＩＮＧＯ（クレメンテ　オスカル　ジュニア　ドミンゴ）
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５９２号
千葉県船橋市南三咲１丁目21番12号　アーバンヒルズＢ棟203号
債務者　青木　尚虎
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５９９号
千葉県船橋市習志野台５丁目37番10―107号
債務者　森　　優磨
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６２７号
千葉市中央区松波２丁目16番17号　アクエ19102号
債務者　佐藤　志保
１　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６４１号
千葉市中央区宮崎２丁目１番８号　マンション翠嵐202号
債務者　長井久美子
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６４５号
千葉県船橋市三山６丁目42番２―404号
債務者　永浦　城勝
１　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６４９号
千葉県市川市平田４丁目１番19号
債務者　永山　大策
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６５９号
千葉県浦安市富士見５丁目24番31―302号　エクセレント・プレス舞浜
債務者　西田　明代
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６６７号
千葉市花見川区花見川１番28棟405号
債務者　大崎ゆき子
１　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２４号
千葉県成田市玉造３丁目１番地（６棟304号）
債務者　関根　由美
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第５４号
千葉県佐倉市六崎1804番地５
債務者　佐々木友和
１　決定年月日時　令和７年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１２６号
千葉県富里市立沢561番地80
債務者　小川　真純
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１９６号
神戸市長田区水笠通１丁目１番46―707号
債務者　ｌｕｎａこと　永峰　美樹
１　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２７９号
神戸市北区中里町２丁目２番地の１　322号
債務者　小水流遥佳
１　決定年月日時　令和７年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２９９号
神戸市兵庫区佐比江町47番地の２　ひろみ荘２Ｆ２号
債務者　寸田　健次
１　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３１７号
神戸市灘区高羽町１丁目１番３―210号
債務者　西山　達朗
１　決定年月日時　令和７年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２７号
兵庫県たつの市龍野町日山395番地
債務者　濵井幸太朗
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第５５号
青森市大字横内字亀井23番地１　せぴあＣ―102
債務者　鹿内　洋平
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第７３号
青森市大字新城字山田664番地　県営住宅ル―３―６
債務者　三上千代子
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第９７号
青森県下北郡大間町大字大間字割石６番地101　小浜アパート11号
債務者　新田るり子
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２２号
栃木県那須塩原市鍋掛1080番地147　ネオプレンティーＢ―105号
債務者　北條由紀江
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月30日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和７年（フ）第３８０号
広島市安佐北区亀山２丁目８番25―102号
債務者　川野あかり
１　決定年月日時　令和７年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４９号
青森県北津軽郡中泊町大字長泥字玉清水412番地２、旧住所青森市浜館６丁目１番地11コスモハイツ205号
債務者　髙松　　隆
１　決定年月日時　令和７年５月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

破産手続廃止

令和５年（フ）第１１１３号
千葉県八千代市大和田新田1095番地１　イデア緑が丘Ｂ棟202
破産者　夏目健太郎
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第６３３号
千葉県船橋市三山５丁目12番６号、開始決定時の住所千葉県船橋市三山９丁目38番15号
破産者　曽根　昌雄
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１８９５号
千葉県船橋市宮本１丁目３番３―307号
破産者　真田　志人
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和５年（フ）第８０５号
埼玉県戸田市美女木８丁目10番地２
破産者　ヨシトヨ工業株式会社
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１５１５号
千葉市若葉区東寺山町770番地１　東寺山第２県営住宅３棟503号
破産者　風間由美子
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第４０４号
千葉県成田市本三里塚230番地23（ソワサント成田Ｂ102）
破産者　關　竜三
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第４０５号
千葉県成田市本三里塚230番地23（ソワサント成田Ｂ102）
破産者　關眞こと　ＳＨＩＭ　ＪＩＮＳＯＯＮ　沈　眞順（シム　ジンスン）
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第１６５４号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区35棟612号
破産者　菊池　和正
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１３号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前１丁目11番地２　コーポウイングＢ103号、開始決定時の住所千葉県袖ケ浦市蔵波2030番地２　一般社団法人友人会
破産者　大館智恵美
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和６年（フ）第１６８１号
東京都府中市浅間町３丁目18番地の１エルフォレスト1116
破産者　髙津　愛
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２０８６号
東京都昭島市昭和町１丁目４番11―204号
破産者　清水　光秀
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２２１５号
東京都日野市大字上田487番地の５アンソレイユ103
破産者　米山　学
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第６７号
東京都八王子市中野町3032番地11
破産者　屋形　千秋（旧姓多田）
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第７６号
東京都東大和市奈良橋６丁目756番地の１グリーンベルヴィ202号
破産者　寺西　未穂
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１１５号
東京都羽村市羽中２丁目19番20号ドゥエル羽村110
破産者　竹林　紀義
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２０７号
東京都町田市上小山田町2912番地１大木ハイツ202
破産者　高橋　嘉博
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第１３７号
福島県二本松市作田136番地１
破産者　株式会社ＪＫＤ
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

令和６年（フ）第８４９号
埼玉県狭山市大字水野406番地の20
破産者　株式会社オンリーワン企画
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第９１６号
埼玉県坂戸市本町13番14号パークプラザ坂戸住宅301号室
破産者　有限会社丸喜
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１号
埼玉県富士見市関沢３丁目40番24号
破産者　有限会社ファミリードラッグタカダ
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第７１号
埼玉県川越市藤原町７番地８―202号
破産者　株式会社スクリプト
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第１８４５号
千葉市中央区仁戸名町324番地61
破産者　榎本　健作
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１８８８号
千葉県市原市泉台３丁目36番地７
破産者　鈴木めぐみ
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１１７号
千葉県船橋市薬円台６丁目16番１号　グランシャトーレ202号
破産者　白鳥　好孝
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第３４９号
千葉県佐倉市井野1410番地１　リブレス佐倉105
破産者　伊藤　昌幸
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第５号
千葉県富里市日吉台３丁目９番地３
破産者　飯村　智信
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第６号
千葉県富里市日吉台３丁目９番地３
破産者　飯村恵津子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第１３６８号
東京都東久留米市上の原１丁目２番10―113号
破産者　清水　秀輝
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第７０８号
名古屋市中区伊勢山２丁目11番13号
破産者　株式会社ＳＨＯＵＪＩＮ
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１４３１号
名古屋市港区宝神５丁目202番地
破産者　グランドトランスポート有限会社
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１６８４号
愛知県瀬戸市川西町２丁目８番地
破産者　日産チェリー瀬戸販売株式会社
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２７０号
三重県鈴鹿市中箕田１丁目27番２号
破産者　株式会社Ｏｍｉ’ｓ　Ｃｏｍｐａｎｙ
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第２８４号
三重県亀山市天神３丁目12番48号１
破産者　株式会社名古屋電機
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第２８５号
三重県亀山市天神３丁目12番48号１
破産者　常恒　正勝
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第９２号
三重県伊勢市御薗町長屋2025番地２　ベルフェルト202号室、前住所大阪府大阪市港区弁天４丁目５番11―2804号
破産者　古川　大策
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和６年（フ）第５６１０号
大阪市天王寺区上本町８丁目６番21―607
破産者　株式会社キレイ
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６５号
福岡県大川市大字上白垣83番地の１
破産者　有限会社吉本家具研装
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和６年（フ）第９３号
熊本県八代市日置町501番地の４
破産者　有限会社昭栄建設
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

令和６年（フ）第６２号
鹿児島県伊佐市大口小木原545番地231、旧住所熊本県山鹿市平山2155番地
破産者　松元　憲一
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和６年（フ）第１８９３号
千葉県船橋市咲が丘４丁目20番８号
破産者　佐藤　伸哉
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１５９１号
東京都日野市旭が丘１丁目22番地の１フェリオ日野201
破産者　渡辺　恭平
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１８５号
東京都町田市金森東３丁目７番２―401号
破産者　山田　知美
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１９４号
東京都昭島市田中町３丁目５番13―203号
破産者　丸山　英樹
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２７０号
東京都青梅市谷野５番地の３サニーヴィレッジＩ201
破産者　中臺　隆利
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２８８号
東京都清瀬市中里４丁目1149番地53
破産者　久代　智美（旧姓岩戸）
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３１４号
東京都八王子市北野台２丁目９番13号ヒルトップレジデンス101号
破産者　尾形　隆洋
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第３４３号
静岡県田方郡函南町畑毛653番地の１
破産者　合名会社光組
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第４３号
静岡県沼津市原1721番地の138
破産者　株式会社ホウユー
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第１０８９号
京都市下京区西七条東御前田町48
破産者　株式会社翔英
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第１３１１号
京都市左京区山端大城田町31番地、商業登記簿上の本店所在地京都市北区西賀茂南今原町７番地２
破産者　有限会社エムデザイン
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第４２５号
兵庫県西宮市六湛寺町12番10号
破産者　アンドール株式会社
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第７１３号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目14番11号
破産者　シンセイユニット株式会社
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和５年（フ）第１００号
山口県下関市彦島向井町２丁目10番11号
破産者　長町　樹希
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和６年（フ）第２６９号
徳島県徳島市住吉６丁目１番６号
破産者　株式会社アイエヌケー建築企画
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３６号
福岡県筑後市大字長崎349番地１
破産者　株式会社エクセレント
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和６年（フ）第４２号
沖縄県名護市字為又1220番地145
破産者　有限会社東政建設
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所名護支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和６年（フ）第２６６号
沖縄県糸満市潮崎町４丁目８番地の17、申立時の住所沖縄県糸満市字賀数104番地
破産者　楢崎　貴生
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第２５６号
愛知県豊川市千両町上ノ山５番地の８　千両住宅Ｃ棟105号
破産者　二輪草こと　樋口かつ子
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第７２号
埼玉県川口市柳崎４丁目２番19―203号　リバーサイドハイツ東山
破産者　宇禄　昌利
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１１８号
さいたま市北区日進町２丁目342番地４　ＧＲＡＤＵＳ日進町101号室、旧住所茨城県日立市南高野町２丁目５番18―102号
破産者　大越　陽斗
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第１０７号
愛媛県西条市小松町明穂甲646番地１
破産者　近藤　　明
1　決定年月日　令和７年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和７年（フ）第２０号
鹿児島県薩摩川内市永利町4134番地　県営永利ホープタウン35号
破産者　杉下　浩市
1　決定年月日　令和７年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第５７号
北海道千歳市信濃３丁目26番17号　フォレストフォートⅠ101号
破産者　佐野　綾那
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７５号
札幌市西区宮の沢３条４丁目６番８号
破産者　吉守　雄五
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１３５号
札幌市手稲区前田９条14丁目２番13号　レジデンストムＡ館
破産者　新居　雅之
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１３６号
札幌市北区太平11条４丁目10番８―201号
破産者　新居由樹子（旧姓小林）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１５６号
札幌市白石区北郷３条７丁目４番18号　ハイルックビラ203号
破産者　伊原謙太郎
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１４８号
宮城県石巻市東福田字岡谷地２番地、前住所仙台市青葉区春日町７番１―801号
破産者　鈴木　博勝
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和６年（フ）第１７０号
宮城県石巻市門脇町３丁目６番18号　市営門脇東復興住宅２―14号、前住所宮城県石巻市開北２丁目11番52号
破産者　濱野　有理（旧姓沼津）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第８号
福島市飯坂町湯野字窪田４番地の５レオパレスデュー208、従前の住所福島県岩瀬郡鏡石町前山367番地ＹＯＫＥＰＡＬＡＣＥ210号
破産者　三浦　功汰
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和６年（フ）第１１３号
福島県いわき市好間町下好間字向山26番地の３　ビレッジハウス好間２号棟307号室、住民票上の住所福島県喜多方市字青葉台129番地
破産者　川口美世子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和６年（フ）第９７号
茨城県潮来市上戸21番地２
破産者　前島　洋子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和６年（フ）第１５２号
栃木県小山市大字間々田755番地７
破産者　菊地まゆみ
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和６年（フ）第８５０号
埼玉県狭山市大字水野406番地の20
破産者　長谷川和夫
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第９１７号
埼玉県坂戸市本町13番14号　パークプラザ坂戸住宅301号室
破産者　大森　利喜
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２号
埼玉県富士見市渡戸３丁目14番16号　フジハイム201
破産者　髙田　博成
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第５０号
埼玉県富士見市大字水子149番地
破産者　福田　守克
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第５１号
埼玉県富士見市大字水子149番地
破産者　福田　順子（旧姓藤原）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第７２号
埼玉県ふじみ野市上野台１丁目３番20棟402号
破産者　塚本　次郎
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第１９５５号
横浜市青葉区あかね台１丁目31番地５　あかね台ガーデンヒルズイースト５―309
破産者　玉置　沙織（旧姓田中）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１００号
長野県千曲市大字稲荷山412番地５
破産者　太子　哲広
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和６年（フ）第４５８号
静岡県磐田市上岡田1112番地７　磐田グレイス第１マンション105、前住所静岡県磐田市明ケ島540番地１
破産者　久野　正勝（旧姓髙橋）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第７０９号
岐阜県岐阜市御望951番地165
破産者　北原　達也
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１８９３号
名古屋市緑区若田３丁目1230番地　サンライフ楓103号
破産者　加藤　聖也
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２５６１号
愛知県海部郡蟹江町八幡１丁目106番地　ライオンズ蟹江シエルマークス602号
破産者　安井　義和
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２７６８号
名古屋市中村区藤江町３丁目３番地　メルベーユ朝日203号、従前の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘207号
破産者　木内　裕子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２９２６号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘100番地14　本地ケ原住宅12―107
破産者　稲田　まみ
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１２３号
愛知県春日井市熊野町1736番地２
破産者　北川　録也
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１２２４号
京都府長岡京市一文橋１丁目４番９号
破産者　ヘアーサロンニュームーンこと　高岡　肇
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和５年（フ）第２３１４号
大阪市淀川区木川東１―10―32　シャトーセレニティ1002号、開始決定時大阪市淀川区十三東１―16―13―803
破産者　武冨　進吉
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第９１１号
神戸市北区有野町唐櫃1621番地の13　サンロイヤル唐櫃202号、従前の住所神戸市北区花山東町２番13―109号
破産者　永野　秀樹
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１１７０号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅71号棟307号
破産者　平尾　孝和
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１１７１号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅71号棟307号
破産者　平尾　卓巳
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２７号
神戸市中央区宮本通６丁目１番17号
破産者　永友　克巳
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第８７号
広島市西区楠木町４丁目９番18号、申立時の住所広島市東区牛田早稲田２丁目５番15―104号
破産者　松木　美加
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１２６３号
広島県東広島市河内町入野12138―14　特別養護老人ホーム大仙園、開始決定時の住所広島県東広島市西条町寺家800　介護老人保健施設　葵の園、住民票上の住所広島市安芸区上瀬野町619番地415
破産者　林　　正博
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第７６号
福岡県直方市大字感田3256番地　アステリア感田Ⅱ―103号
破産者　藤井　勝由
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和６年（フ）第７７号
福岡県直方市大字感田356番地４　阿部住宅17号
破産者　兼平　宏祐
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第４号
大分県日田市天瀬町馬原3318番地
破産者　穴井　　翔
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和７年（フ）第２９号
鹿児島市高麗町15番13―101号
破産者　諏訪　隆志
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第２５１号
沖縄県浦添市宮城４丁目12番２―301号　メゾンタイラ
破産者　砂川　勇樹
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第３０２号
沖縄県浦添市宮城５丁目６番２―301号　きたなはマンション
破産者　前田　昌満
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第３９６号
沖縄県浦添市宮城４丁目12番２―301号　メゾンタイラ
破産者　砂川　妙子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第４７７号
沖縄県糸満市字兼城466番地　山川マンション203号、住民票上の前住所沖縄県糸満市西崎１丁目27番13―１号
破産者　冨里　利広
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（フ）第２９１号
沖縄県沖縄市知花６丁目27番11号　レオパレスちばな106
破産者　松田　博之
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和６年（フ）第３２７号
沖縄県宜野湾市志真志３丁目４番12―307号　コーポＪＵＮ
破産者　儀間　達広
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和６年（フ）第１９６号
北海道中川郡幕別町札内桜町48番地の19
破産者　柿崎　裕一（旧姓溝江・加藤）
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第２１号
北海道北見市南仲町２丁目６番23号　南仲町２号ハイツ101
破産者　小野　幸宏
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和６年（フ）第１３１５号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目５番３号　ジャスティス旭ケ丘105、従前の住所仙台市青葉区北山１―10―27
破産者　江刺　　剛
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１４号
宮城県栗原市一迫真坂字清水運難下25番地２
破産者　石森　奈美
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和６年（フ）第２５６号
秋田市河辺畑谷字大又141番地
破産者　尾形　　昇
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３号
秋田県横手市平鹿町浅舞字道川北75番地２
破産者　大花　　隆
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第１１号
山形市東山形１丁目12番20号　クレール・アイＢ　203号
破産者　津藤　　昭
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８号
茨城県取手市白山３丁目４番18号
破産者　木村　智哉
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和６年（フ）第２５０２号
横浜市栄区上郷町1120番地　ウィングコートＯＫＩ　102
破産者　脇田　幸枝
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２６３３号
横浜市都筑区川和町2319―２　ドルチェカーサ川和町Ａ102、住民票上の住所静岡県伊東市寿町２番16号　三居プラザ203号
破産者　中西　　香（旧姓福島）
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２６３４号
横浜市都筑区川和町2319番地２　ドルチェカーサ川和町Ａ102
破産者　中西　真也
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１７号
横浜市港北区新羽町1671番地　イーグル501号室
破産者　中村　博基
1　決定年月日　令和７年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１４０号
神奈川県藤沢市村岡東４丁目―21―５、住民票上の住所横浜市戸塚区吉田町1868番地20戸塚サニーフラット209号
破産者　加川　岳彦
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９５号
神奈川県藤沢市石川１丁目20番地の８
破産者　湊川　健志
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２７９号
横浜市神奈川区三ツ沢東町８番14号　ヒルサイド横浜ＰＡＲＴⅡ・101号
破産者　佐藤　大聖
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３２３号
神奈川県藤沢市善行６丁目８番43―204号
破産者　大塚　浩司
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２５号
富山県高岡市横田町２丁目10番27―103号ミモザ壱番館
破産者　熊倉美乃莉（旧姓高橋）
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和６年（フ）第３２２号
静岡県沼津市石川503番地の４　パルハウスM202
破産者　塩島　文一
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和６年（フ）第３４４号
静岡県田方郡函南町柏谷93番地の14、開始決定時の住所静岡県田方郡函南町柏谷93―14
破産者　佐藤　　光（旧姓杉田）
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第２７号
静岡県浜松市中央区西町358番地の１　ウィステリアコート208
破産者　村越　勇太
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第６４号
静岡県浜松市中央区笠井新田町99番地の１ケンズスクエアＡ201
破産者　村松　克洋
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第１０９０号
京都市右京区西院西寿町12　マンション松原215、住民票上の住所京都府亀岡市大井町土田１丁目14番７号
破産者　河本　伸二
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第１３１２号
京都市左京区山端大城田町31番地
破産者　三井　象永
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４４号
京都市山科区西野楳本町20番地28
破産者　藤本工務店こと　藤本　昌弘
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第７１４号
大阪市西淀川区佃５－８―26　401号、住民票上の住所兵庫県尼崎市西長洲町２丁目14番11号
破産者　新生鉄工所こと　山本功一朗
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第２７０号
徳島県徳島市北沖洲４丁目12番60号、旧住所徳島県徳島市北沖洲２丁目８番１―110号第２サニーハイツ
破産者　井上　　務
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和６年（フ）第４３号
沖縄県名護市字為又1220番地145
破産者　名城　弘子
１　決定年月日　令和７年５月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

免責許可決定

令和７年（フ）第２０号
北海道小樽市奥沢３丁目５番２号
破産者　田中奈津子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第２２号
北海道小樽市緑１丁目１番８号　シティ緑202号室
破産者　神保　　希
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第９１号
北海道茅部郡森町字森川町71番地９
破産者　木村　健悦
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第１９号
釧路市千歳町１番１号　ＳＴＥＬＬＡ　ＫＩＴＡＢＯＳＨＩ　202
破産者　奥　　健太
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１９号
青森県南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字村元22番地２
破産者　木村　　淳
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第２８０号
仙台市太白区萩ケ丘21番８号
破産者　大友　　淳
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３９号
宮城県遠田郡涌谷町字渋江115番地１
破産者　甲田　順爾
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第２５号
宮城県石巻市湊町１丁目５番24号　市営湊町復興住宅３－26号
破産者　阿部　雄幸
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和６年（フ）第７５号
秋田県大館市有浦１丁目８番21号、借入時の住所北海道小樽市入船１丁目１－13ヘーレンハウス入船Ⅱ102号・札幌市手稲区富丘一条５丁目２番９号
破産者　御所野えりか（旧姓伊東・平尾）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和７年（フ）第１２号
福島県いわき市平下荒川字久世原９番地の84光コーポ101
破産者　坂本　一生
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和６年（フ）第２９６号
茨城県土浦市湖北１丁目９番15号　102号室
破産者　眞中　春輝
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第３５号
茨城県稲敷郡阿見町岡崎２丁目８番地19　無料低額宿泊所わかくさ344号室
破産者　山崎　克宏
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第４５号
茨城県下妻市下妻乙92番地２
破産者　中西登紀枝
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和６年（フ）第３７５号
群馬県伊勢崎市柳原町115番地４　ロジュマン柳原１号館205、前住所群馬県桐生市錦町１丁目４番17号　Ｃ棟
破産者　田辺　宗徳
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第５４号
群馬県前橋市日吉町４丁目22番地５　藤コーポ　102号、旧住所群馬県前橋市間屋町２丁目８番地３　ダイアパレスピュアステージ新前橋　808号
破産者　渡辺　悦雄
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第４１号
群馬県太田市八幡町15番８－102号
破産者　川村　和弘
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第３号
群馬県みどり市笠懸町久宮148番地１　クボタ12　Ⅰ号棟
破産者　柴崎　太郎
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第４号
群馬県みどり市笠懸町久宮148番地１　クボタ12　Ⅰ号棟
破産者　柴崎ゆう子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第１０号
群馬県みどり市大間々町大間々2003番地11スクエアパークアパートメントⅠ　201
破産者　濱邊　涼平
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和６年（フ）第１５０１号
東京都八王子市小比企町533番地１アネックスイシイ205号
破産者　大坂　　愛
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第１５０８号
東京都三鷹市井の頭３丁目22番10号やよいハイツ201
破産者　篠原　昌子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２１８０号
東京都町田市鶴川１丁目10番地４　２Ｆ
破産者　木村　信之
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２２０５号
東京都三鷹市上連雀７丁目９番27号サフランハイツＥ103
破産者　加納美千代
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１５０号
東京都小金井市前原町５丁目８番９号カルテット201
破産者　當麻　光男
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１５１号
東京都小金井市前原町５丁目８番９号カルテット201
破産者　當麻　英子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１９７号
東京都東久留米市ひばりが丘団地６番７－403
破産者　梶野　成子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２０９号
東京都立川市曙町３丁目48番６号ポルシェ立川通り202号室
破産者　大西　由夏
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２３４号
東京都武蔵村山市神明２丁目13番地の１シティハイムシンメイＢ207号
破産者　井上　恵美
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２３５号
東京都清瀬市上清戸１丁目４番11号リバティハウス207号
破産者　南部　英昭
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２５７号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目50番地１タカダ末吉共同住宅２―602、破産手続開始決定時の住所東京都立川市高松町１丁目27番10号グリーンハイム高松303号
破産者　末吉　　要
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２８４号
東京都調布市飛田給１丁目３番地23スタジオＴ201
破産者　石川　　正
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３０５号
東京都多摩市諏訪３丁目13番地の１諏訪ＵＮＩＴ401
破産者　浅野　友吾
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２８２８号
横浜市泉区中田東３丁目６番33号　ソレアードＡ102号
破産者　木村　暁子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２９０４号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目44番地　コズミックシティ宮沢第一Ｂ棟202
破産者　成山　弓乃（旧姓福本・田畑）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２９７３号
横浜市南区東蒔田町11番地１　スターヒルズ207号室
破産者　伴　　光春
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３０８１号
相模原市中央区千代田６丁目８番19号　サンクリード相模203
破産者　二田真由美
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３号
神奈川県海老名市中野１丁目21番30―205号
破産者　高橋　久代
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８３号
東京都江戸川区北小岩１丁目15番４号　グランモアⅡ101、開始決定時の住所横浜市磯子区磯子４丁目５番15号　アムール椿101号
破産者　波多野敦弥
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３８号
横浜市金沢区富岡東１丁目25番７号
破産者　浦　久実子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９０号
横浜市青葉区みたけ台24番地12　第２みたけ台ハイツ206
破産者　津田美香子（旧姓岡田）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２２０号
神奈川県海老名市河原口２丁目28番14号　コーポあらい202
破産者　森山久美子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２４９号
横浜市南区大岡３丁目24番11号　プライムテラス弘明寺105
破産者　池井　　海
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６８号
横浜市港南区芹が谷３丁目29番22号
破産者　中村　優子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２８１号
横浜市港北区新横浜１丁目16番地６　フェニックス新横濱クアトロ407
破産者　本田　美樹
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２８６号
神奈川県茅ヶ崎市本村３丁目16番25号　スカイハイツ湘南Ｂ－１
破産者　坂下　昌子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２９０号
神奈川県藤沢市大鋸936番地　井村荘一号棟１－２
破産者　松田　浩二
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３０２号
神奈川県高座郡寒川町一之宮２丁目26番38号サウスウィンドＢ―101号
破産者　相川　忠彦
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３２０号
神奈川県大和市深見西２丁目６番23―405号
破産者　昆野　真介
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３２１号
横浜市港南区港南台８丁目39番19号
破産者　関谷裕美子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３３５号
神奈川県大和市深見東３丁目３番16―603号
破産者　佐藤　了子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３３６号
横浜市戸塚区平戸２丁目34番20号
破産者　笹井　國雄
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３４６号
横浜市磯子区上町12番12号　ヒルズ根岸101号
破産者　吉岡小百合
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３５０号
横浜市旭区中白根３丁目27番17号
破産者　小森　　剛
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３７４号
神奈川県茅ヶ崎市今宿749番地　ベルメゾン今宿105
破産者　青山　英明
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３９４号
横浜市金沢区富岡東２丁目５番10―401号
破産者　笹岡　優貴
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３９６号
横浜市戸塚区平戸１丁目２番２―111号
破産者　鈴木　友隆
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４００号
横浜市港南区東永谷３丁目52番23号　セントバレーＢ棟203
破産者　幸多　祥子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４２２号
横浜市都筑区仲町台４丁目24番３号　エルムハイムⅡ202号室
破産者　矢作　千枝
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４２４号
神奈川県大和市西鶴間３丁目５番18―308号
破産者　榛沢　孝子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４５２号
横浜市旭区上白根１丁目37番22号
破産者　石垣　早紀
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４９９号
横浜市港南区上大岡西２丁目13番４号　レオパレス上大岡西201号
破産者　猪瀬　正義
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５１５号
神奈川県大和市下鶴間2975番地５　ジュネス南林間201
破産者　吉田　美樹
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５３７号
神奈川県鎌倉市極楽寺１丁目６番１号　ＨＯＵＳＥ極楽寺205号室
破産者　恒吉　省一
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５５９号
横浜市瀬谷区本郷３丁目14番地２　マイネスハイム本郷102
破産者　舘野　紗生
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６０号
相模原市中央区光が丘３丁目22番11号　佐々木ビル201
破産者　手塚　佳美
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第９２号
相模原市緑区橋本３丁目19番17―501号
破産者　福地　亜希
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１０８号
相模原市中央区富士見５丁目21番７号　アベニール樹102
破産者　伊藤由美子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１７号
新潟県村上市上の山１番１号　県営116
破産者　丸山しゆん子（通称丸山しゅん子）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第２０号
新潟県村上市中浜804番地
破産者　平方いづみ
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第２９号
富山県高岡市中曾根354番地１　ラ・リューシュ　101号
破産者　大村　惣一
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和７年（フ）第５号
金沢市幸町５番14号　すみれハイツ　４号、従前の住所石川県野々市市堀内３丁目99番地、宮城県石巻市大街道北２丁目６番14号
破産者　狩野　亮希
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２９号
金沢市疋田２丁目130番地　アウルヴィレージ疋田　206号、従前の住所石川県白山市徳丸町162番地３
破産者　髙良　徳彦
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４１号
福井市下中町第４号59番地21、旧住所福井市渕３丁目134番地　グランドコーポヤシロ303
破産者　吉岡　邦夫
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４２号
福井市上北野２丁目14番10号、旧住所愛知県知多市長浦２丁目40番地の28
破産者　大原　友里
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４３号
福井市桃園２丁目５番10号　ノースウィング202
破産者　眞田　礼二
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４５号
福井県鯖江市小黒町２丁目10番14号　ネオエスポアール　307、旧住所福井県越前市上真柄町第44号13番地
破産者　西本　稔春
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４８号
福井県越前市野岡町第30号28番地21
破産者　川越　奈緒
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２７号
長野県安曇野市穂高柏原2817番地５
破産者　西尾　尹華
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第２８号
長野県安曇野市堀金烏川5633番地11　扇コーポ102
破産者　石田　慶藏
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第３２号
長野県松本市波田1571番地10
破産者　佐々木栄鎮
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１１９号
静岡市葵区内匠838番地
破産者　和田　百夏
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１２６号
静岡市葵区瀬名中央２丁目８番１－１号
破産者　平賀　悦子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５号
三重県名張市富貴ケ丘２番町226番地、前住所大阪府堺市堺区西湊町１丁３番25―203号
破産者　冨永　彩乃
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第１０号
三重県名張市梅が丘南２番町63番地
破産者　林　　美沙（旧姓岡野）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第１２号
三重県名張市桔梗が丘１番町４街区82番地
破産者　池中　理恵（旧姓渡邉）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第１９号
三重県三重郡川越町大字高松736番地１　Ｒｅｖｅｎｔｏｎ　201
破産者　吉田ひとみ
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第６０号
三重県四日市市城北町８番１号　主体会病院、住民票上の住所三重県四日市市川北１丁目４番23号　サンリッチ川北２Ａ
破産者　樗木　隆二
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第６５号
三重県四日市市堀木１丁目４番８号　オーク斉藤902
破産者　伊藤　由佳
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第６７号
三重県四日市市市場町９番地19　高見ヒルズＲ３―101
破産者　矢田　富哉
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第６８号
三重県四日市市桜新町２丁目221番地１　オレンジハウスＡ
破産者　岸　　里奈
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第１８号
三重県志摩市志摩町片田3266番地１、前住所三重県志摩市志摩町片田996番地２
破産者　濵口　篤代
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和６年（フ）第５９８５号
大阪府箕面市外院２丁目２番17号
破産者　本種　榛也
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第６０２５号
大阪市浪速区敷津西１丁目５番20号　ラフィナート　603号
破産者　杉山知衣里
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１３号
大阪府大東市南郷町15番202号、前住所大阪府大東市御領３丁目１番17号　サンハイツ405号
破産者　元島るうあ
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２７２号
大阪府寝屋川市太秦桜が丘13番19号
破産者　上野　清美
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２７４号
大阪市福島区吉野４丁目15番11―1003号
破産者　吉長　龍一
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第４６３号
大阪市住之江区御崎１丁目３番26号　松本マンション　201
破産者　藤岡祐一郎
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５００号
大阪市浪速区戎本町１丁目８番８―308号
破産者　中井　慎介
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５１４号
大阪市生野区中川東２丁目７番９―403号、前住所大阪市生野区小路１丁目20―24―503
破産者　金沢裕次郎
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５７２号
大阪市大正区三軒家西２丁目16番16号
破産者　清家　祐恭
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第５８９号
大阪市福島区福島３丁目６番６―301号
破産者　林　　勇志
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６１７号
大阪府箕面市半町３丁目14番50号
破産者　東　早予子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２６号
大阪府枚方市牧野北町９番２―216号
破産者　和田　章彦
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６５３号
大阪府大東市深野４丁目６番33号　シャーメゾンプルニエ303号
破産者　森本美津代
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６６９号
大阪市西淀川区野里２丁目５番１号　サントノーレ　202号室
破産者　有村富貴子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６８１号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目16番３―501号、前住所大阪市阿倍野区桃ヶ池町１丁目12番21号　桃ヶ池ハイツ102号
破産者　舟山　紗織
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６８９号
大阪市城東区中央１丁目８番25号　ピアリッツ大倉　802、前住所大阪府四條畷市大字中野406番地の１　四條畷ロイヤルマンション508
破産者　松山　幸信
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７０６号
大阪市淀川区新北野３丁目９番14―308号
破産者　住田　　修
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７０７号
大阪府寝屋川市早子町６番２―101号
破産者　打越　　満
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７１５号
大阪府高槻市登町２番Ａ25―105号
破産者　糸川　和子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７１９号
大阪市淀川区塚本３丁目１番35―706号
破産者　牛牧久美子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７３４号
大阪府寝屋川市寿町22番17号（202号）
破産者　福井　優美
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７３７号
大阪府寝屋川市幸町21番22号
破産者　伊藤　　好
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７５８号
大阪市東淀川区淡路２丁目12番10―303号
破産者　伊藤　和子（旧姓宮川）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７７１号
大阪市淀川区三津屋北１丁目７番３号　ハーモニーパレス　304号
破産者　岡崎　眞澄
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第７８６号
大阪府寝屋川市明徳１丁目６番47―101号
破産者　西口　弘隆
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第８６４号
大阪市東住吉区湯里４丁目３番４号
破産者　渡邉　浩幸
法定代理人成年後見人　横山　史人
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９０２号
大阪市浪速区恵美須西３丁目10番５号　ＣＯＣＯｄｅ恵美須ＢＡＳＥ
破産者　豊嶋真由子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９０３号
大阪市東淀川区小松４丁目７番27号　サンメゾンⅩⅥ　1001号
破産者　伊藤　涼子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９７４号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目６番１号　アパート日光荘　608号、前住所大阪市西成区萩之茶屋１丁目６番１号　アパート日光荘　325号
破産者　小早川京一
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９８０号
大阪市西成区松１丁目２番８号　晃大ビル　303号
破産者　吉田　三男
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９８１号
大阪府守口市佐太中町６丁目２番８号　谷口方、前住所大阪府守口市菊水通１丁目３番５号
破産者　藤田　江麻
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第９９１号
大阪市東淀川区下新庄３丁目８番９号　ＫＣＭＳマンション　105号、前住所大阪市東淀川区上新庄３丁目20番５号　レオパレスノンノミーオ　106号
破産者　藤井　晃幸
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０２６号
大阪市東淀川区淡路３丁目３番２―202号
破産者　藤本　芳則
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１０５９号
大阪市大正区泉尾３丁目15番４号　マンション雅　502号
破産者　木原香奈子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第５７４号
兵庫県加古川市別府町新野辺538番地の９、従前の住所兵庫県加古川市野口町野口769番地の１
破産者　大下香代子
保佐人　山本　知代
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１０７号
兵庫県姫路市別所町小林667番地　ロワジール102号室
破産者　松本　晴斗
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第１１２号
兵庫県姫路市余部区下余部576番地４、従前の住所兵庫県姫路市網干区興浜1206番地６
破産者　菅野　綾香
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（フ）第３号
兵庫県洲本市物部１丁目15番30号　谷住宅Ｂ号、従前の住所兵庫県南あわじ市灘仁頃136番地
破産者　楠本　　愛
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（フ）第４号
兵庫県淡路市大谷223番地40
破産者　緑樹　宏斗
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（フ）第５号
兵庫県洲本市五色町広石中1494番地　広石中団地404号
破産者　板原　悌子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（フ）第９号
兵庫県洲本市五色町鳥飼浦1728番地
破産者　中田　和人
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（フ）第１１号
兵庫県淡路市岩屋3000番地78　鵜崎団地７―711
破産者　加藤　英司
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和７年（フ）第２８号
鳥取県米子市寺町15番地
破産者　大淵　滋夫
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

令和６年（フ）第７０５号
岡山市北区谷万成１丁目11番６－５号　かなで103号室、旧住所岡山市北区御津宇垣1538番地１　グランディール御津207号室
破産者　丹下　信吾
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８号
岡山市南区小串3695番地４
破産者　同前　克己
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１５号
岡山市北区西古松２丁目26番16号　上杉第７ビル西古松502号室
破産者　關　泰之
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４７号
岡山市中区倉田663番地61
破産者　坂本　舞衣
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７１号
岡山市北区大元駅前５番22号　クレッシェンド大元102、旧住所岡山市北区奥田西町６番24号　ハイツ梅211
破産者　森分　正志
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第３９７号
広島市中区富士見町２番21号　西村ビル６Ａ
破産者　菅　さとみ（旧姓古賀）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３４号
広島県福山市西深津町２丁目14番27―７号　ＭＫウイングＡ102、旧住所広島県福山市緑陽町１丁目９番13号
破産者　中川　義輝
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第３１号
山口県下関市貴船町１丁目14番18号　桃ケ丘アパート　Ａ―３号
破産者　藤巻　近義
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第４号
徳島県板野郡藍住町住吉字逆藤39番地149
破産者　米田のぞみ
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３４号
愛媛県松山市来住町1207番地　久米南団地52号
破産者　尾崎　奈穂
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６１号
愛媛県松山市馬木町41番地１　カーサ城北Ａ203号
破産者　小松ゆかり
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６号
高知県安芸市下山315番地、旧住所高知県香南市吉川町吉原37番地18
破産者　増井　大真
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所安芸支部破産係

令和６年（フ）第３９０号
佐賀県鳥栖市今泉町2426番地２　セジュール松泉Ｅ棟118
破産者　酒井　楓華（旧姓江口）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２８号
佐賀市本庄町大字本庄37番地２　おだコーポ209、前住所佐賀市大和町大字尼寺3264番地１　ヴィラ・エスポワール202
破産者　八谷　彩乃
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第５１号
佐賀市神野西３丁目９番21号　パレスチサンＢ102
破産者　草野　広幸
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６０号
佐賀県鳥栖市古賀町474番地18
破産者　松田　美香
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６１号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉1673番地11町営本桜団地245号、前住所福岡県小郡市小郡1001番地13　コーポ森Ｂ―201号
破産者　星野　勝利
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６２号
佐賀県神埼市神埼町竹1227番地２
破産者　陣内　伴晴
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６４号
佐賀市鍋島５丁目４番14―413号　グランドピア今泉、前住所大阪府守口市大枝北町１番19―202号
破産者　南里　嵩也
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第６８号
佐賀市南佐賀１丁目13番１―703号　ハイツミナミ
破産者　木内喜久代
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第７２号
佐賀県小城市三日月町長神田1053番地７　パレスＩＴ　104号
破産者　新倉野里枝
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第４８号
宮崎市花ケ島町大原2337番地　県営住宅１棟518号、前住所宮崎市和知川原１丁目110番地２　Ｄ’クラディア宮崎コートブルク1005号
破産者　門田　幸一
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２７号
宮崎県延岡市粟野名町1813番地１　ベイシティコート105
破産者　瀧　三朗
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第３１号
宮崎県日向市原町４丁目58番地３　サンテラスＩ　203号
破産者　倉岡　祐貴
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第４０号
宮崎県延岡市大武町2277番地１　フレグランス柚の木田202
破産者　島田　美香
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和７年（フ）第６３３号
東京都墨田区八広６丁目17―12―501
破産者　武石　友里
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６６０号
東京都荒川区東尾久２丁目37―23―201
破産者　山本みゆき
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６８０号
東京都足立区保木間３丁目15―10―303
破産者　廣瀬　晶子
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６８６号
埼玉県川越市稲荷町４－３　ＨＩＬＬＴＯＰ－Ａ301、開始決定時の住所東京都練馬区向山４丁目26―10
破産者　スヒィリ　タレック
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６９１号
東京都品川区北品川２丁目７―10―303、開始決定時の住所東京都品川区北品川１丁目１―10―306
破産者　青木　信行
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６９３号
代替住所Ａ（旧住所　東京都中央区勝どき６丁目５番４―815号）
破産者　赤井　絵里（旧姓玉熊）
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７５５号
神奈川県横浜市都筑区早渕３丁目41―16　コンドレア早渕Ｂ202、開始決定時の住所東京都文京区本駒込２丁目17―15
破産者　中村　美弥
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７７８号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目21―11―301
破産者　伊世ひかる
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７８１号
東京都豊島区雑司が谷２丁目22―16―201
破産者　大窪　志帆
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８０３号
東京都江戸川区南葛西５丁目18―２―1202
破産者　上村　俊市
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８０７号
東京都中央区月島１丁目21―８　杉山ビル45
破産者　栗原　知也
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８０８号
神奈川県相模原市南区東林間６丁目４―11　けやき荘Ｄ、開始決定時の住所東京都中央区月島１丁目21―８　杉山ビル45
破産者　久米菜々子（開始決定時の姓栗原）
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８１１号
東京都江東区北砂２丁目９―５
破産者　富永　丈司
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８１２号
東京都練馬区東大泉７丁目27―54―114
破産者　真田　知香
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８３８号
東京都三鷹市井口４丁目３―20　グランデュール武蔵野Ｂ101
破産者　松本　巧美
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８３９号
東京都府中市四谷１丁目58―26
破産者　高島　奈美
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４０号
東京都大田区久が原５丁目23―１―201
破産者　千原　清道
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４２号
東京都杉並区大宮１丁目14―５―101
破産者　杉本　佳子
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８６７号
東京都府中市分梅町１丁目９―８―103
破産者　佐藤　貴則
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８７２号
東京都江戸川区北葛西２丁目14―25―105
破産者　佐藤　優子
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８７４号
東京都豊島区南長崎６丁目26―８―201
破産者　髙橋　邦子
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８７８号
東京都荒川区東尾久３丁目16―10―405
破産者　田中　　翼
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８１号
東京都練馬区桜台２丁目40―13　第二みよし荘102
破産者　小菅　　正
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８２号
東京都目黒区目黒本町２丁目20―４―1301
破産者　黒山　初枝
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８８３号
東京都北区岸町２丁目８―２―202
破産者　村上　　守
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９０９号
東京都中野区江古田３丁目15―２　ベタニアホーム
破産者　阿部香代子
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９１１号
東京都西東京市柳沢１丁目１―３　照栄第２コーポ203号
破産者　長内　裕子
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９１２号
東京都世田谷区給田４丁目20―30　チェリーハウスパートⅡ102
破産者　田邉　日月
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９１４号
東京都北区豊島３丁目17―８―202
破産者　遠藤　富男
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９３６号
東京都練馬区東大泉１丁目１―14―102
破産者　折笠　晋吾（旧姓熊谷）
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４４号
東京都世田谷区上馬２丁目10―14―201
破産者　石川景織子
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４６号
東京都世田谷区喜多見４丁目４―５―103
破産者　瀬田真里枝（旧姓佐々木）
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４７号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目14―８―404
破産者　若井　有希（旧姓新保）
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４８号
東京都荒川区西尾久５丁目22―14―211
破産者　前村　一人
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９５１号
東京都葛飾区鎌倉４丁目13―12　トーキョーベータ新柴又10―104
破産者　六本木将汰
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９５２号
東京都板橋区坂下１丁目38―25―202
破産者　石平　尚志
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９５４号
東京都足立区栗原２丁目18―７―204
破産者　鶴原　　弘
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９５５号
東京都足立区栗原２丁目18―７―204
破産者　鶴原静こと　邊　　瀞喜
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９７２号
東京都北区西が丘３丁目８―３―410
破産者　猪狩　章子
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９７７号
東京都足立区東和２丁目20―７　第二みつやビル502
破産者　長谷川育也
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９７９号
東京都新宿区百人町４丁目５―14―606
破産者　尾嶋　京子
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９８１号
東京都世田谷区砧８丁目８―９―105
破産者　末永　　颯
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９９０号
東京都世田谷区上野毛２丁目21―12―304
破産者　鈴木　亜優
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９９９号
東京都大田区羽田３丁目36―11―202、住民票上の住所神奈川県横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33―15　上の原グリーンハイツ７棟108号
破産者　安田　秀和
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１００２号
東京都大田区千鳥３丁目15―16―402
破産者　猫俣　洋貴
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１００４号
東京都江東区森下１丁目14―４　小林方
破産者　中村　公雄
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１００５号
東京都大田区中央４丁目22―11
破産者　照井　知子
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１００６号
東京都杉並区下高井戸１丁目39―19―201
破産者　渡辺真由美
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１００７号
東京都北区豊島８丁目27―２―707
破産者　永田　美保
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０３２号
東京都中野区中央２丁目49―９―201
破産者　入場　絵理
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０３４号
東京都中野区白鷺３丁目６―11―102
破産者　沓掛　勝哉
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０３６号
東京都練馬区旭丘２丁目23―８
破産者　前田　春菜
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０３９号
東京都大田区東雪谷２丁目26―１―302
破産者　小野　麻美
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０４０号
東京都足立区千住３丁目36　２Ｆ
破産者　田﨑　祐助
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０５５号
東京都目黒区自由が丘３丁目６―27―201
破産者　中嶋クリスティーナ（旧姓松本）
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０５６号
東京都墨田区太平４丁目22―６―202
破産者　村上　佳菜
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０５８号
東京都練馬区南田中１丁目４―20―202
破産者　前園　杏奈
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０５９号
東京都世田谷区宮坂１丁目８―10
破産者　太田　邦彦
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０８３号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目４―13―107
破産者　杉浦京二こと　朴　　京二
1　決定年月日　令和７年４月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第１６９６号
千葉市中央区登戸４丁目６番16号
破産者　足澤　公彦
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４０号
愛知県豊橋市つつじが丘３丁目31番地３　ビクトワールソレイユ307、従前の住所愛知県豊橋市つつじが丘３丁目31番地３　ヴィクトワールソレイユ503
破産者　橋本　　忠
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和５年（フ）第１１１３号
千葉県八千代市大和田新田1095番地１　イデア緑が丘Ｂ棟202
破産者　夏目健太郎
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第６３３号
千葉県船橋市三山５丁目12番６号、開始決定時の住所千葉県船橋市三山９丁目38番15号
破産者　曽根　昌雄
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１００３号
千葉市中央区生実町1840番地
破産者　高橋　　敦
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１８９５号
千葉県船橋市宮本１丁目３番３―307号
破産者　真田　志人
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２１６号
千葉県市川市欠真間１丁目４番１―101号（レジデンス弐番館）
破産者　高橋　隆弘
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３２０号
千葉県市川市相之川４丁目12番22―202号（第２ピアコート・ヒロ）
破産者　森　　元貴
1　決定年月日　令和７年５月16日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１２５号
埼玉県三郷市早稲田３丁目11番地10　アニメとゲーム大好きホーム、旧住所埼玉県三郷市早稲田４丁目23番地12
破産者　鈴木　麻美（旧姓飯田）
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和５年（フ）第１６１０号
千葉県浦安市富士見３丁目20番30―204号　アセンダント、開始決定時の住所千葉県浦安市東野１丁目27番１―410号　パークホームズ新浦安カーサ・セントリア
破産者　堀部　敬二
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１５６３号
千葉県市原市山田橋２丁目５番地25　アーバン３号館203
破産者　平野　好美
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１６１６号
千葉県浦安市当代島１丁目26番15―205号　エスペランサ
破産者　千竃　幸雄
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６５号
千葉県市原市江子田190番地４
破産者　林　　智博
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第７８号
千葉県市川市行徳駅前１丁目５番４号（フローライワセ202号）
破産者　新岡　大我
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１２７号
千葉市中央区祐光２丁目３番１棟805号
破産者　中臺　浩史
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１３３号
千葉県船橋市宮本５丁目３番８号　第２坂上ハイツ206号
破産者　楠永　祥士（旧姓浅野）
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１３９号
千葉県船橋市夏見台２丁目１番22―103号
破産者　福井　考一
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１５２号
千葉市若葉区都賀の台４丁目22番２号
破産者　山田　求女
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１６４号
千葉県市原市八幡1468番地５　タウニー石井103
破産者　佐藤　慶造
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１６５号
千葉県習志野市実籾４丁目33番２号　フィオーレ・ミモミⅡ　201号
破産者　小林　玲子
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１８３号
千葉県市川市大野町４丁目3173番地１（大野グランドパレス103号）
破産者　金田ひろみ
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１９８号
千葉市緑区あすみが丘７丁目18番地２　メゾンクレール壱番館203号
破産者　長岡　典子
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２０１号
千葉県市原市姉崎1949番地３
破産者　杉本　政教
1　決定年月日　令和７年５月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２１４号
千葉県市原市姉崎902番地８
破産者　小西　義彦
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２２２号
千葉市若葉区桜木北２丁目３番14号　ファミーユ都賀203号
破産者　神原　愛里
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２２７号
千葉県市川市宮久保１丁目35番22号（カーサ宮久保102号）
破産者　川崎　三覇
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２３１号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営生実Ｓ－３棟102号
破産者　齋藤　吉宣
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２３２号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営生実Ｓ－３棟102号
破産者　齋藤　文枝
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２４２号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番11棟304号
破産者　諸崎　英幸
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２４３号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区32棟1109号
破産者　相葉　則一
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２４８号
千葉市若葉区都賀５丁目22番９号　クレセントパレス206号
破産者　鹿郷りつ子
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２６９号
千葉県船橋市高根台５丁目１番253棟201号
破産者　佐伯　由美
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２８０号
千葉市美浜区高浜１丁目５番８棟101号
破産者　市川　邦恵
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２９３号
千葉県船橋市小野田町597番地
破産者　奥村　恭平
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３１５号
千葉県浦安市堀江４丁目13番39号　１Ｆ
破産者　大和田悠佳
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第６５０号
福島県郡山市富田町字町内24番地の３　フレグランスナガオＡ103号
破産者　佐藤　愛美
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１２１号
栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目10番36号　アメニティハイツ　Ｄ101、前住所栃木県下都賀郡壬生町大師町32番13号　コーポ寺内Ⅱ102
破産者　塚原　聖子
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和６年（フ）第７０７号
埼玉県越谷市大字大林371番地１　スワンキャッスルＡ102
破産者　坂口涼太郎
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２６号
埼玉県越谷市大字上間久里63番地１　県営越谷間久里団地５－301
破産者　内田　尚見
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第３６号
埼玉県草加市谷塚１丁目15番12号　クレール101号
破産者　白井　雄輔
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第４１号
埼玉県草加市弁天５丁目15番５号　タウニー関根103号
破産者　藤井　美穂
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第４６号
埼玉県越谷市赤山町１丁目123番地１　赤山町ハイツ309号
破産者　染谷　和子（旧姓山本）
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第５９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2222番地　コーポふじみ野Ａ－101、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2602番地１　ユートピア弐番館202号室
破産者　木島　直幸
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第７１号
埼玉県春日部市備後東６丁目１番26号　ハッピーステイツＢ棟105号、旧住所埼玉県川越市大字砂814番地６（アクシオン若草Ⅱ棟－203号室）
破産者　横山　理沙
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第７２号
埼玉県吉川市中央１丁目９番地５　オッツ吉川Ａ201
破産者　山本　尚弥
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第９０号
埼玉県春日部市粕壁３丁目４番７号　サンライズ101
破産者　木村　昌睦
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第９１号
埼玉県越谷市千間台東１丁目４番地11　ボヌールプリエ103
破産者　武田　裕光
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第９５号
埼玉県三郷市高州１丁目198番地13　アリーブ高州　301号
破産者　文平大陽こと　文　　大陽
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１０５号
埼玉県吉川市保443－１、住民票上の住所埼玉県春日部市大沼３丁目64番地２　セルアーモ金子105号
破産者　武村　和明
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１３３号
埼玉県越谷市千間台西６丁目３番地２　メゾンファーストＡ103
破産者　林　　真一
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１３４号
埼玉県越谷市千間台西６丁目３番地２　メゾンファーストＡ103
破産者　林　優里愛
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１３６号
埼玉県春日部市備後東８丁目54番８号　メゾン上石203
破産者　山中　敬一
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１３７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西５丁目10番地３　メゾン関口Ⅰ－201
破産者　平野　正美
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１３８号
埼玉県三郷市戸ケ崎2105番地１　戸ケ崎コーポ103
破産者　中村　孝雄
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１３９号
埼玉県三郷市戸ケ崎2105番地１　戸ケ崎コーポ103
破産者　中村　真紀
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１４３号
埼玉県三郷市早稲田６丁目34番地17　いづみハイツ106
破産者　原　　信幸
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１４４号
埼玉県草加市原町３丁目11番２号
破産者　濵路恵理子
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１５６号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目44番地
破産者　川村　聖美
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１６３号
埼玉県越谷市赤山町４丁目13番26号　越谷第一マンション409、旧住所埼玉県新座市栗原５丁目15番33号　ティー・ボールⅡ203号室
破産者　木本　夏希
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１６７号
埼玉県八潮市大字南川崎353番地　グループホームきらりベル、旧住所埼玉県吉川市大字吉屋１番地82
破産者　増田　真理
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１７２号
埼玉県三郷市早稲田７丁目６番地２号棟303号
破産者　ザモラ　ドーン　カロリン
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和６年（フ）第１６５４号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区35棟612号
破産者　菊池　和正
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１７６７号
千葉県市川市大洲２丁目14番６号（大洲サンハイツ107号）
破産者　西城　英子
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１９７号
千葉県市川市大洲２丁目14番６号（大洲サンハイツ107号）
破産者　西城　　健
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３１０号
千葉県習志野市東習志野８丁目20番６号
破産者　田中　光子
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第３４０号
千葉県白井市清水口２丁目４番５棟502号
破産者　野添　幸恵
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第４９号
千葉県佐倉市上志津1080番地244
破産者　鈴木　　務
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第５０号
千葉県印西市内野２丁目６番地５棟202号
破産者　鈴木　恵子
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第１６１号
千葉県袖ケ浦市蔵波台４丁目14番地５　ファミールタカハシＡ号
破産者　角口　次男
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和６年（フ）第１６２号
千葉県袖ケ浦市蔵波台４丁目14番地５　ファミールタカハシＡ号
破産者　角口　知子
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和７年（フ）第１３号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前１丁目11番地２　コーポウイングＢ103号、開始決定時の住所千葉県袖ケ浦市蔵波2030番地２　一般社団法人友人会
破産者　大館智恵美
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和７年（フ）第２８号
千葉県君津市南子安３丁目23番16号　202
破産者　西尾　和哉
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和７年（フ）第３２号
鹿児島市坂之上７丁目10番28号
破産者　大坪健太郎
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１０６号
鹿児島市星ヶ峯４丁目42番63－44号　市営星ヶ峯住宅6344号
破産者　徳　　建吾
１　決定年月日　令和７年５月20日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１１号
札幌市中央区南20条西７丁目３番１―104号
破産者　山田　真一
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４１号
札幌市中央区北５条西25丁目４番15―206号
破産者　新居　詩織
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１０４号
札幌市清田区平岡２条２丁目３番10号　グランドパレス102号
破産者　斉藤　義広
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１８７号
札幌市豊平区中の島１条９丁目９番22号　ヴェルコート中の島303号
破産者　濱田　真実
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２２３号
札幌市北区百合が原４丁目10番20―103号
破産者　三浦　颯太
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２３４号
札幌市東区本町２条５丁目３番25号　ハイグレード松101号
破産者　菅生智恵理
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２３９号
札幌市豊平区月寒西１条６丁目１番20号　ウェルネス月寒西
破産者　東　　正幸
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２５６号
札幌市東区北51条東６丁目１番15号　シャルム沢田Ａ203号
破産者　堂端　妙子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２６２号
札幌市清田区里塚３条１丁目７番12号　シャーメゾン・サニーＢ―101号
破産者　富永　和洋
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３２２号
札幌市手稲区前田９条14丁目２番12―305号
破産者　齊藤　修二
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第８号
北海道苫小牧市見山町４丁目10番12号　メゾン見山Ｂ　201
破産者　長澤　裕二
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第９号
北海道苫小牧市見山町４丁目10番12号　メゾン見山Ｂ　201
破産者　長澤まち子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第１６号
北海道苫小牧市有明町１丁目７番７号　クローバーハウスＮｏ．27　201
破産者　松濱　　充
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和６年（フ）第３３９号
青森市大字幸畑字松元43番地67
破産者　阿部真由美
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第１２６５号
仙台市泉区松陵３丁目14番地の８
破産者　木村　健一
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２０１号
仙台市宮城野区燕沢東３丁目２番20号　グランドールⅢ―102
破産者　千葉　涯輝
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２０２号
仙台市宮城野区燕沢東３丁目２番20号　グランドールⅢ―102
破産者　千葉百合子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第１９号
秋田県大仙市若竹町23番23号　ヴィラージュ若竹Ｃ―223
破産者　松田　雅人
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和７年（フ）第６１号
福島県郡山市西ノ内２丁目１番21号
破産者　加藤　政治
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第６３号
福島県須賀川市森宿字海道西76番地６
破産者　伊藤由美子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第１４号
福島県白河市鬼越77番地１　市営６―206号、前住所福島県白河市大鳥居橋前30番地２　コーポレーション鹿島103号
破産者　伊豆野和子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和７年（フ）第２号
茨城県神栖市横瀬766番地90　横瀬コーポⅡ102
破産者　長島　由美（旧姓田倉）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第１４号
茨城県鹿嶋市大字和959番地54
破産者　金澤　美保
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第１１号
栃木県栃木市大平町新992番地１　福富アパート２号室
破産者　篠原　紀行
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第２２号
栃木県小山市大字土塔252番地１　サンビレッジ小山Ｄ棟202号
破産者　染野　葉子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和７年（フ）第４８号
群馬県高崎市箕郷町生原1313番地１　グランデ・ヒルⅡ101号
破産者　高崎　大翔
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第２３７号
埼玉県久喜市中妻902番地　特別養護老人ホーム恒寿苑
破産者　岡安　康子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２４５号
さいたま市桜区栄和６丁目16番10号　シルフィード栄和302
破産者　渡邉　一樹
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２５９号
さいたま市北区宮原町１丁目855番地２４－903
破産者　根岸華美有
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３０２号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地11棟912号、旧住所埼玉県久喜市上内1848番地４
破産者　金子登子江
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３４２号
さいたま市北区大成町４丁目121番地１　けやきハイツ、旧住所埼玉県北本市西高尾３丁目24番地　丸滝マンション103
破産者　若山　光江
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１１７号
千葉県船橋市薬円台６丁目16番１号　グランシャトーレ202号
破産者　白鳥　好孝
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２０３号
千葉県浦安市今川３丁目２番19―511号　アルカサル今川
破産者　片山　翔夢
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２４６号
千葉県船橋市西船１丁目18番１号　ヒルトップ西船103号
破産者　小原　勉
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第３４９号
千葉県佐倉市井野1410番地１　リブレス佐倉105
破産者　伊藤　昌幸
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第５号
千葉県富里市日吉台３丁目９番地３
破産者　飯村　智信
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第６号
千葉県富里市日吉台３丁目９番地３
破産者　飯村恵津子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和３年（フ）第５８８２号
東京都足立区千住中居町10―５―102
破産者　武田　常廣
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第１１２０号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目13―27―101
破産者　椛田　健一
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第５５４６号
千葉県市川市市川南１丁目１―１―2509、開始決定時の住所千葉県流山市おおたかの森北１丁目11―３―726
破産者　長橋　大蔵
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第６５２２号
東京都品川区西大井４丁目24―６―406
破産者　春川　悟
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第７２５７号
千葉県千葉市中央区中央２丁目２―１―701
破産者　髙井　佑樹
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第７５８８号
青森県三沢市南山２丁目24―１　ナミオカハウスＢ棟、開始決定時の住所東京都墨田区墨田５丁目26―３
破産者　谷　康明
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５６５号
東京都新宿区河田町３―51―2215
破産者　加藤　久和
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第９８９号
東京都品川区南大井３丁目７―２―206
破産者　若松　佳子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第１７１３号
群馬県高崎市栄町21―17―103、申立時の住所東京都世田谷区弦巻１丁目25―７　プレジ桜新町Ⅱ104
破産者　井上　穂香
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第３２５３号
東京都港区東新橋２丁目10―７―503
破産者　前田　順一
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４２６８号
東京都品川区旗の台６丁目12―15　サニーアヴェニューＡ棟101
破産者　小林美智留
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４３５５号
東京都渋谷区笹塚２丁目41―14　オーキッド笹塚Ａ101、開始決定時の住所東京都世田谷区代田６丁目30―２―102
破産者　森田　勇輝（旧姓小林）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４６２２号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘４丁目１―11―111
破産者　水野谷直人
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４６６５号
神奈川県横浜市青葉区若草台12―63
破産者　森　道章
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５２２４号
埼玉県さいたま市浦和区神明１丁目27―22
破産者　小林　昭夫
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５５８５号
東京都台東区上野７丁目12―12―701、開始決定時の住所東京都練馬区北町７丁目17―14―205
破産者　能美　明里（開始決定時の姓難波）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５６８０号
東京都世田谷区鎌田４丁目９－６－201
破産者　倉石　太郎
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５９１１号
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町1372―２　戸塚ガーデンハウスＡ棟210号
破産者　織田澤一成
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６４８８号
東京都練馬区北町１丁目26―４―106
破産者　的場　良介
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６５５７号
神奈川県横浜市神奈川区六角橋６丁目29―16―307
破産者　有森由紀子（旧姓原野）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６８８８号
東京都台東区浅草６丁目41－４－802　ＲｉｓｉｎｇＰｌａｃｅ　浅草五番館
破産者　加藤三紀彦
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７２０８号
東京都台東区谷中３丁目４―12　入澤荘２Ｆ
破産者　竹村　泓子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７４１９号
東京都文京区大塚５丁目11―２　Ｍａｉｓｏｎ　ｄｅ　ＣｉＥＬⅢ103
破産者　吉田　和正
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７４７２号
埼玉県さいたま市南区別所１丁目19―12
破産者　坂部　栄一
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７４９７号
東京都大田区大森西７丁目８―20―601
破産者　山保　優美
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７５２８号
東京都中野区若宮２丁目36―17
破産者　船坂　浩司
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７８２４号
東京都墨田区千歳２丁目14―13―202
破産者　五島　博隆
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８０００号
埼玉県草加市八幡町338―２―602
破産者　尾上　和晃（旧姓春名）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８１４８号
東京都渋谷区初台１丁目26―14―303
破産者　中村　龍太
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８１５４号
埼玉県蓮田市大字黒浜4754―10
破産者　君田　　勉
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８１６０号
東京都練馬区大泉学園町７丁目11―42―207
破産者　田中　　崇
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８１６６号
東京都江東区枝川１丁目９―12―209
破産者　桝　　博敏
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８２２１号
千葉県市川市東国分１丁目29―20
破産者　小池加津子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８２４６号
東京都八王子市松木47―３　ＳｅＬｅｃｔ堀之内Ａ棟102、開始決定時の住所東京都武蔵村山市神明４丁目６－１　パーシモンヒルＣ202
破産者　加藤　裕貴
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８２４８号
東京都八王子市松木47―３　ＳｅＬｅｃｔ堀之内Ａ棟　102
破産者　加藤　　章
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８２６３号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目16―401
破産者　木村　武紀
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８３５６号
東京都足立区関原２丁目22―３
破産者　小林　未侑
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８３７０号
東京都八王子市狭間町1462―５　タウンズ八王子Ｆ1228
破産者　佐久間友美（旧姓髙比良）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８４２１号
東京都足立区千住２丁目１―805
破産者　久保田博利
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８４９３号
東京都港区台場１丁目５－６－1304
破産者　矢島美佐子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８５１２号
東京都世田谷区上北沢５丁目３―15―212
破産者　松嵜　　信
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８７２１号
東京都国分寺市東恋ヶ窪３丁目26―７―102
破産者　寺本　和美
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８７４４号
東京都東久留米市中央町２丁目８―12
破産者　小川　大貴
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８７５８号
東京都杉並区下井草５丁目17―７―201
破産者　近野　佳則
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８７６８号
東京都板橋区西台２丁目11―25―203
破産者　石田　美和
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８９０１号
東京都西東京市泉町３丁目５－５－403
破産者　深原　邦夫
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８９０４号
東京都江東区大島４丁目８－４－507
破産者　松森　光紀
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２号
東京都豊島区南長崎２丁目１－４－401
破産者　玉川　隆司
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４４号
東京都品川区旗の台３丁目１―16　ウイング旗の台パートⅡ　205
破産者　石川　浩美
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４６号
東京都板橋区高島平１丁目41－６－803
破産者　京極　智実（旧姓宮口）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９号
東京都文京区目白台３丁目６－３
破産者　渡邉　晴香（旧姓橋本）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２０９号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2362－８
ハイハウス軽井沢１－Ｄ
破産者　横崎　　哲
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２１８号
東京都大田区中央７丁目９－６－101、開始決定時の住所東京都大田区中央３丁目14―10
破産者　荻原美代子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２１９号
東京都大田区南六郷２丁目22－２－408
破産者　荻原麻衣子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２７７号
東京都世田谷区上祖師谷５丁目32―12―403
破産者　戸田　広幸
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０１号
東京都杉並区天沼３丁目31―11
破産者　長村　慶一
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４０３号
東京都目黒区祐天寺１丁目14―11―201
破産者　やきとりいっちゃん・林日秀こと　金日秀
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４２９号
東京都大田区北千束２丁目32―14―102
破産者　有田　栄輝
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４６７号
東京都板橋区中台１丁目31－７－202
破産者　森本伊勢一
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５５４号
埼玉県川口市元郷５丁目21―20
破産者　青木昭太郎
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５５６号
東京都渋谷区円山町26－７－101
破産者　マクリンドル彩
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５５８号
東京都港区白金５丁目７－19
破産者　山形　滋朗
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５７０号
埼玉県越谷市千間台西３丁目４　パークタウン４－104、開始決定時の住所埼玉県越谷市千間台西１丁目５－３－1001
破産者　齊藤　司郎
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５７６号
東京都台東区竜泉３丁目39－４－602
破産者　縄田　勝司
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５７７号
東京都品川区小山５丁目17―24―203
破産者　木村　慶子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６５８号
東京都葛飾区新宿２丁目11―25
破産者　戸田　英樹
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７２７号
東京都板橋区成増４丁目26―14　三原ビル
破産者　宮城　威雄
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７９４号
神奈川県相模原市中央区田名6685－１　ガレージハウスＪ－２ｎｄ　Ｂ棟Ａ号
破産者　中村　奈央
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８０１号
東京都文京区小日向１丁目18―36
破産者　てのひら食堂こと　小澤　一樹
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８２６号
東京都足立区江北４丁目31―10―202
破産者　佐藤　　強
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８３１号
神奈川県横須賀市芦名１丁目17―10―Ｂ―703
破産者　河村　光夫
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４１号
東京都江戸川区新堀２丁目５―19―202
破産者　古川　浩士
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８５３号
東京都練馬区石神井台１丁目６－12－207
破産者　木村　和義
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９２号
東京都足立区本木北町２－３－201
破産者　工藤　秀人
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９６号
東京都大田区北千束３丁目32－１
破産者　坂本　晃彦
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９０８号
東京都大田区中央４丁目20－３－207
破産者　佐藤　喜則
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９１７号
東京都足立区足立３丁目27－１－207
破産者　松本　功生
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９２７号
東京都目黒区上目黒２丁目15－４　上目黒グリーンハウスⅡ－201
破産者　中村　裕子（旧姓照山）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９２９号
東京都杉並区上高井戸１丁目15－１－112
破産者　佐藤　百代
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４９号
東京都新宿区弁天町143－202
破産者　本村久美江
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９５０号
東京都足立区保塚町11－22　トーキョーベータ　六町15　206
破産者　小熊　大地
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９５８号
東京都杉並区和泉３丁目58－20　大泉荘
破産者　渡邊　哲也
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９５９号
東京都板橋区坂下３丁目８－５－201
破産者　山田　和樹
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９６０号
東京都荒川区南千住６丁目50－10－308、開始決定時の住所東京都板橋区南常盤台２丁目１－６－303
破産者　白兎　未来
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９６１号
東京都墨田区亀沢１丁目11－５－503
破産者　小林　泰溶
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９６２号
東京都板橋区坂下３丁目16－２－205
破産者　牧野　智巳
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９６７号
東京都板橋区徳丸３－９－９－101、住民票上の住所東京都板橋区徳丸３丁目６－７
破産者　土屋　政一
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９７５号
神奈川県鎌倉市大町４丁目13－32　A101
破産者　中村　駿
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９７６号
東京都江戸川区中葛西１丁目31－２－704
破産者　二見千恵子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９８０号
東京都大田区久が原２丁目12－20－301
破産者　中山　明
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１００３号
東京都杉並区下高井戸３丁目21－31－301
破産者　山口　由紀
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１００９号
東京都新宿区北新宿１丁目20－９－1202
破産者　増尾　朱音
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０１５号
東京都品川区戸越２丁目６－13－205
破産者　宮城　勇
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０１７号
東京都足立区足立３丁目７－７－307
破産者　岡田　宥也
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０２９号
東京都板橋区徳丸３丁目１－８　シャ・ノワールS103
破産者　有賀　直子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０３１号
東京都新宿区四谷４丁目13－19　CONTEL　YOTSUYAⅡ　101
破産者　藤本　瑠那
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０３５号
東京都板橋区新河岸１丁目３－２－1314
破産者　山岡　彩夏
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０４１号
東京都江戸川区鹿骨５丁目37－７－203
破産者　清水　豊
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０５０号
東京都東大和市清水１丁目759　ラトナヴァーサ２　107
破産者　飯田　大貴
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０６０号
東京都練馬区石神井台４丁目３－19－103
破産者　砂田　郁
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０６１号
東京都大田区多摩川１丁目19－６－503
破産者　舟山　進二
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０６２号
東京都足立区小台１丁目22－２－709
破産者　米原　　忍
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０６４号
東京都足立区谷中１丁目29－24－101
破産者　荻原　　博
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０６５号
東京都江東区東砂７丁目13－１－404
破産者　常見　和也
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０６６号
東京都練馬区石神井台４丁目12－４
破産者　本橋喜久代
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０６７号
東京都練馬区石神井町５丁目５－７　６ホワイトハイツ石神井公園　102
破産者　金原　友広
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０６８号
埼玉県所沢市東所沢２丁目49－15－102
破産者　猪俣　恵二
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０７０号
東京都足立区青井４丁目21－２－402
破産者　染谷　恵梨
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０７２号
東京都台東区竜泉１－17－１－403、開始決定上の住所東京都台東区竜泉１－17－２－403
破産者　金武枝里夏
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０８２号
東京都三鷹市新川５丁目６－22－1301
破産者　佐々木祐介
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０８５号
東京都豊島区池袋１丁目14－９－101
破産者　白濱　浩志
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０８９号
東京都北区王子５丁目２－６－248
破産者　柏原　　学
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０９６号
東京都江戸川区南葛西４丁目19－３
破産者　今井　海里
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０９７号
神奈川県川崎市宮前区平６丁目６－26－303
破産者　宮原　拓矢
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０９８号
東京都豊島区雑司が谷２丁目８－36－101
破産者　吉原　康平
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１０１号
東京都大田区南馬込５丁目36－４－201
破産者　杉橋　一禎
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１０２号
東京都江東区亀戸２丁目６－４－421
破産者　松本菜穂子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１０６号
東京都目黒区目黒本町６丁目14－20－201
破産者　黒川　裕章
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１０８号
東京都品川区大井５丁目23－２－105
破産者　ニイダ　レディー　リン　ツワソン
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１１１号
東京都江戸川区西葛西８丁目２－２－601
破産者　森　　哲夫
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１２１号
東京都墨田区文花１丁目26－24－205
破産者　野崎　賢作
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１２５号
東京都江東区東砂２－12－１－423、住民票上の住所千葉県市原市西広２丁目11－５フォーシーズン中台４号棟
破産者　今野　隆市
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１２７号
東京都江戸川区松島４丁目36－６　東京都モーターボート競走会江戸川選手宿舎
破産者　鈴木　正美
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１２８号
東京都世田谷区上馬１丁目12－３
破産者　神田　　毅
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１２９号
東京都練馬区大泉町２丁目26－46－101
破産者　柴田　和幸
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１３０号
東京都江東区潮見２丁目９－16－318
破産者　牟田　和生
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１３１号
東京都江東区辰巳１丁目２－１－1207
破産者　山田千鶴子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１３２号
東京都中野区鷺宮３丁目40－４－103
破産者　東　　修
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１３３号
東京都葛飾区亀有２丁目11－２－402
破産者　松田　素子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１３４号
東京都台東区清川２丁目17－２　会津屋本店
破産者　日山　秀一
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１３５号
東京都中野区大和町２丁目７－11－101
破産者　加藤　美紀
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１３６号
東京都板橋区上板橋３丁目22－６－402
破産者　青木ちなみ
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１３７号
東京都練馬区富士見台４丁目46－14－105
破産者　佐原　健一
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１３８号
東京都荒川区南千住８丁目３－１－603
破産者　三浦　　清
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１３９号
東京都荒川区南千住８丁目３－１－603
破産者　三浦のぶ子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１４０号
東京都世田谷区野毛１丁目24－１－106
破産者　石塚　幸久
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１４１号
東京都江戸川区西小岩５丁目２－４－304
破産者　澁谷　秀次
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１４３号
東京都墨田区東向島５丁目24－11－202
破産者　石倉　昌利
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１４６号
東京都調布市西つつじケ丘４丁目23　神代団地41－206
破産者　岡久　武司
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１５９号
東京都江東区枝川２丁目18－４－902
破産者　山本　吉秀
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１６１号
東京都足立区梅島３丁目15－１　エクセルフォルム西新井Ａ棟101
破産者　藤島　俊一
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１６６号
東京都西東京市谷戸町３丁目３－１－105
破産者　小林　直人
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１６７号
東京都葛飾区南水元１丁目８－４　フリーデＩ　108
破産者　村田　順一
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１６８号
東京都足立区千住龍田町６－19－102
破産者　岡村　　花
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１７０号
東京都練馬区旭丘１丁目63－４－102
破産者　本山　良高
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１７３号
東京都江戸川区西篠崎１丁目５－２－201
破産者　井上真由美
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１７４号
東京都江戸川区西篠崎１丁目５－２－201
破産者　井上　颯太
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１７５号
東京都練馬区旭町２丁目43－19－104
破産者　大野　祐人
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１７７号
茨城県古河市三杉町１丁目７－41　メゾンド・ソレイユＡ106、開始決定時の住所東京都新宿区高田馬場４丁目35－10－203
破産者　清田　明寛
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１７８号
東京都江戸川区西小松川町37－11－403
破産者　倉掛　千実（旧姓野口）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１７９号
東京都足立区青井６丁目25－23－303
破産者　佐藤　啓太
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１８１号
東京都葛飾区立石８丁目37－10－104　日神パレス立石第２
破産者　間船　升啓
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１８３号
東京都葛飾区四つ木４丁目６－１
破産者　瀬戸　史郎
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１８４号
東京都足立区鹿浜３丁目８－14
破産者　戸邉　みか（旧姓小林）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１８６号
東京都葛飾区東金町５丁目18－13－202
破産者　福田　正吉
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１８９号
東京都江戸川区南葛西３丁目19－18　ドエリングＳＵＧＡ　Ｉ206
破産者　大星　織江（旧姓湯谷）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１９３号
東京都府中市緑町３丁目８－５－601
破産者　中尾　優介
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２１３号
東京都杉並区高円寺南３丁目24－２　本山荘
破産者　土田　明由
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２１４号
東京都大田区大森中３丁目９－１－302
破産者　高橋　一郎
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２１５号
東京都大田区大森北４丁目13－３－201
破産者　塩谷　賢作
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２１８号
東京都調布市菊野台２丁目４－２－102
破産者　横田絵理香
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２２１号
東京都台東区池之端３丁目３－７
破産者　渡慶次　潤
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２２２号
東京都中野区松が丘１丁目11－15－105
破産者　関本　　謙
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２２３号
東京都品川区大崎５丁目４－17－101
破産者　出浦　志羽
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２２４号
東京都江戸川区春江町２丁目25－14　シャンブル春江Ｖ106
破産者　佐藤　葉子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２３９号
東京都板橋区本町10－16　ラ・ヴレ・ヴォーグ５Ａ
破産者　高久英理奈
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２５１号
東京都墨田区向島１丁目24－12－101　ホーユウコンフォルト隅田公園第２
破産者　井口　　譲
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２５２号
東京都新宿区原町３丁目48－202
破産者　鎌田　貴子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２５３号
東京都世田谷区南烏山４丁目28－14　第２大松ビル302
破産者　矢吹　京子（旧姓福崎）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２６４号
東京都品川区荏原５丁目８－10　フドウメゾンパート３　209
破産者　坂野　則幸
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２６５号
東京都新宿区山吹町340番地　プレジオ早稲田３Ｆ
破産者　岡本　達也
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２６８号
東京都荒川区東尾久６丁目20－12
破産者　冨塚　広恵
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２７１号
東京都北区東十条１丁目７－12－305
破産者　須藤　亮典
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２７４号
東京都足立区保木間５丁目38－２－404　第27新井ビル
破産者　箱田　義則
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２８９号
東京都世田谷区深沢６丁目１－10－203
破産者　相模　純平
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２９３号
東京都江戸川区平井７丁目３－２－1106
破産者　中野　英子（旧姓後藤）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２９５号
東京都杉並区桃井２丁目22－２
破産者　河本　信弘
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２９６号
東京都小金井市貫井北町５丁目30－41－101
破産者　中澤　未希
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１２９７号
東京都練馬区平和台３丁目20－８
破産者　髙山　和哉
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３００号
東京都江戸川区新堀２丁目12－５　ハイツ石川２Ｆ202
破産者　辻　　敏
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３０１号
東京都江戸川区西一之江２丁目24－13－106
破産者　小林　一樹
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３０３号
東京都足立区加平１丁目21－７－101
破産者　鈴木夏菜恵
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３０６号
東京都練馬区春日町２丁目10－13　フラワーハイツＰａｒｔ６　106
破産者　本田　恵子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３２０号
東京都目黒区平町１丁目12―５　ドゥエル平町Ａ
破産者　押岡　大樹
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３４８号
東京都大田区西蒲田１丁目20―10―302
破産者　渡邊　英信
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３５７号
東京都江戸川区平井７丁目23―３―507
破産者　藤田　健一
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３６４号
東京都練馬区中村３丁目19―３―203
破産者　小林　朋未
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３６６号
東京都江東区亀戸７丁目62―16―502
破産者　須藤　俊子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３６８号
東京都品川区東品川２丁目６―12―714
破産者　井上　惠子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３６９号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目44―９―301
破産者　安田　春美
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３７２号
東京都足立区千住仲町13―４
破産者　工藤惠美子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３７４号
東京都品川区小山台１丁目29―15
破産者　小堀　祐子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３７５号
埼玉県川口市柳崎５丁目４―30
破産者　伊藤　瑞帆
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３７６号
東京都新宿区戸山２丁目28―603
破産者　今岡美弥子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３７７号
東京都練馬区豊玉北４丁目32―12―307
破産者　石原　晋也
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３８２号
東京都大田区大森北３丁目39―14―705
破産者　金城　綾子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３８６号
東京都渋谷区本町３丁目24―10―203
破産者　キャンター　亮
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４０３号
東京都大田区西蒲田７丁目31―６　ＴＭ7316ビル201、開始決定時の住所東京都中野区中野６丁目20―８―201
破産者　阿部　圭吾
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４２６号
東京都大田区北馬込２丁目30―９―102
破産者　小田原茉央（旧姓小倉）
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４３２号
東京都練馬区上石神井３丁目16―15―308
破産者　平岡　芳寛
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４３４号
東京都品川区荏原４丁目３―１―704
破産者　川口　信広
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４３５号
東京都武蔵村山市緑が丘1460―1121―718
破産者　谷澤　利江
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４３６号
東京都大田区南馬込３丁目16―９―２Ｆ
破産者　松下　兼司
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４３７号
東京都江戸川区松島３丁目27―４―201
破産者　石川　裕二
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４４０号
東京都板橋区仲宿64―２―302
破産者　竹村　　剛
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４４１号
東京都板橋区成増４丁目19―11―104
破産者　中嶋　啓二
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４４２号
東京都中野区野方１丁目55―１―Ｃ
破産者　新庄　夏実
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４５５号
東京都練馬区高松４丁目２―11　エンゼルハイツⅡ102
破産者　杉野　力哉
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４５７号
東京都足立区大谷田５丁目30―16―301
破産者　平井　　南
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４６０号
東京都世田谷区東玉川１丁目27―10―102
破産者　飯田　弘則
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４７４号
神奈川県川崎市中原区市ノ坪361―７―404
破産者　廣瀬　晴規
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４９６号
東京都板橋区大山東町21―２　クロス大山１107
破産者　長尾　恒希
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４９７号
東京都板橋区坂下３丁目３－１　ハスネワールドアパートメントＭ２
破産者　吉田　洸夢
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１４９９号
東京都三鷹市下連雀３丁目10―10―Ｄ
破産者　野原　健太
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１５００号
東京都目黒区五本木２丁目35―13　五本木ハイブリッドＢ―10
破産者　北山　智大
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１５０３号
東京都板橋区前野町１丁目44―６―202、開始決定時の住所東京都板橋区中台２丁目33―５　ＬＥＳ　ＨＯＭＭＥ　東の丘201
破産者　小林あき子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１５２５号
東京都荒川区荒川４丁目33―５―102
破産者　内村　優子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１５５３号
東京都練馬区東大泉４丁目４―12―408
破産者　和田　直人
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３６号
川崎市川崎区富士見１丁目６番12―301号
破産者　廣田　充宏
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１２号
新潟県上越市下源入550番地　フォレスタハウス源　５、住民票上の住所新潟県上越市稲田４丁目４番15号
破産者　田鹿　圭太
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和６年（フ）第２０号
石川県羽咋市兵庫町申11番地28、従前の住所神奈川県横浜市港北区篠原北２丁目11番27―８号
破産者　播磨聖壽美
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

令和７年（フ）第２号
岐阜市曽我屋６丁目37番地６　（有料老人ホーム花えみ）、前住所岐阜県大垣市三津屋町１丁目64番地　アップタウン大垣
破産者　油川　友吉
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第２０号
岐阜市八代２丁目13番19号
破産者　辻　　義徳
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１４３号
名古屋市天白区植田本町３丁目807番地　プロクシィスクエア植田中央203号
破産者　長濱　孝夫
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３３４号
愛知県春日井市八田町２丁目44番地30、従前の住所愛知県春日井市瑞穂通４丁目50番地　コーポ長縄502号
破産者　鈴木　　舞
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３５６号
名古屋市天白区塩釜口１丁目143番地　ドール塩釜口　202号
破産者　小出　節子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３６７号
名古屋市千種区春岡１丁目11番23号　オルバス春岡３Ａ
破産者　前田　昂輝
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３７６号
名古屋市東区百人町37番地　つるいビル３Ａ号
破産者　川上　幸惠
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３９１号
愛知県春日井市中央台４丁目１番地２　213号棟504号室、従前の住所岐阜県土岐市泉町定林寺605番地の１
破産者　加藤　栄一
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４０３号
愛知県大府市若草町４丁目239番地の５　コンフォート若草601号
破産者　井浪　　遥
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４１５号
名古屋市昭和区川名町４丁目102番地の２
破産者　永田　もも
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４６０号
名古屋市港区野跡４丁目１番１―401号　みなと荘
破産者　深川　桂子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４６７号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　中駒九番団地２棟302号
破産者　深谷　孝仁
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４７３号
名古屋市熱田区沢上１丁目７番15号
破産者　藤田摩衣子
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４７８号
名古屋市中区栄１丁目24番34号　エステムコート名古屋栄プレシャス804号
破産者　村上　七海
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２８５号
三重県亀山市天神３丁目12番48号１
破産者　常恒　正勝
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第９２号
三重県伊勢市御薗町長屋2025番地２　ベルフェルト202号室、前住所大阪府大阪市港区弁天４丁目５番11―2804号
破産者　古川　大策
１　決定年月日　令和７年５月21日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和６年（フ）第４６０号
神戸市北区鹿の子台南町４丁目36番４号　グリーンルーフ２階
破産者　鹿嶽　裕二
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１０００号
神戸市兵庫区御崎町１丁目３番10―814号
破産者　立岩　初恵
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１１１５号
神戸市垂水区塩屋町５丁目13番30―301号
破産者　大田　幸恵
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１１４６号
神戸市東灘区住吉山手８丁目７番211号
破産者　大竹　　咲（旧姓尾村）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１１５８号
神戸市垂水区学が丘１丁目18番２号
破産者　井上　瑠美（旧姓高須賀）
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７４号
神戸市長田区蓮宮通１丁目12番地　ｆｉｋａ蓮宮103号
破産者　内海　　計
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９２号
兵庫県三木市加佐593番地の２
破産者　井上　裕子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０７号
神戸市中央区筒井町２丁目３番18号　広島屋第一ハイツ401号
破産者　植山　忠司
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０８号
神戸市中央区磯上通３丁目１番29―205号
破産者　越原　沙織
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１７号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番２―307号、従前の住所兵庫県尼崎市武庫豊町２丁目12番11号
破産者　上野あさよ
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３４号
神戸市東灘区本山中町２丁目11番３号　Ｐｒｉｎｃｅｓｓ本山中町101号
破産者　脇坂　祐未
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１５３号
神戸市灘区篠原南町６丁目１番10―308号
破産者　櫻井　行隆
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１５４号
神戸市灘区篠原南町６丁目１番10―308号
破産者　櫻井充佐子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１７２号
神戸市灘区天城通３丁目７番21号　天城ハイツ３―Ｃ
破産者　小田イヅミ
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第６７８号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目19番23―406号、前住所兵庫県尼崎市今福２丁目13番22号フォーチュンパーク201
破産者　増富　有紀
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第７０８号
兵庫県尼崎市善法寺町28番20号クリステル尼崎101
破産者　松浦加奈子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目21番19号美和ビル403、前住所兵庫県尼崎市道意町６丁目２番地の26ファミール武庫川東1508
破産者　德田　　修
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１１号
兵庫県尼崎市建家町24番地の１　604、前住所兵庫県西宮市門戸荘３番21―203号
破産者　笠井　幹夫
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２４号
兵庫県西宮市城ケ堀町２番21―302号、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番３―507号
破産者　樋口　辰彦
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第３３号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目３番１―809号
破産者　大森　美枝
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第４４号
兵庫県西宮市上大市２丁目３番２号ハイツサニースポット102号、前住所兵庫県西宮市東山台２―33―１―２―405
破産者　橋本　　淳
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５８号
兵庫県西宮市城ケ堀町３番14―405号
破産者　三足　幸子
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第７１号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目９番５号ラピース栗山301号
破産者　カバーオールイタタニこと　板谷　雅行
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第８２号
兵庫県芦屋市大東町11番７―106号、前住所兵庫県芦屋市奥山12番505号
破産者　松井　抄織
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第８９号
兵庫県尼崎市富松町４丁目29番12号松田ハイツ204号
破産者　加地　明美
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第９９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目８番19―210号
破産者　藤田　幸江
1　決定年月日　令和７年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

札幌市清田区北野三条一丁目一〇番一号
有限会社丸廣富士建工
清算人　小林　廣

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

札幌市西区二十四軒四条五丁目一〇―一八
ライオンズステーションプラザ琴似一四〇五号室
株式会社みんなの会社
清算人　林　喜彦

解散公告

当社は、令和七年五月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

札幌市東区北三十六条東二十丁目一番三号
合同会社Ｇｒｏｗ　ｕｐ
清算人　鈴木　初恵

解散公告

当社は、令和七年五月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

北海道二海郡八雲町熊石相沼町四一九番地
相沼産業株式会社
代表清算人　赤石　成人

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

岩手県奥州市衣川寺袋二二番地
有限会社丸勝工建
清算人　千葉セキ子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

仙台市青葉区国分町三丁目一一番一三―五〇二号
有限会社アンジェリーナ
清算人　芳賀　阜子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

仙台市青葉区国分町三丁目一一番一三―五〇二号
有限会社タグ
清算人　芳賀　阜子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

山形市天神町一三九六番地
有限会社伊藤土建
清算人　伊藤　賢一

解散公告

当社は、令和七年五月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

茨城県牛久市岡見町二七八八番地四
イーホットラインズ合同会社
清算人　小林　秀樹

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

栃木県小山市中久喜五丁目五番四号
株式会社ＷＩＳＥ企画
代表清算人　榎本　正敏

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

埼玉県草加市八幡町一〇六〇―四
有限会社エアリー
代表清算人　近藤　叔子

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

埼玉県加須市外野六五七番地
有馬工業有限会社
清算人　有馬　藤子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

千葉県印旛郡栄町酒直一二六番地
竹南株式会社
代表清算人　大三川教之

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

千葉県柏市宿連寺四四四番地の九
有限会社武藤製作所
清算人　武藤　明彦

解散公告

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都世田谷区上祖師谷四丁目三八番三号
㈱テモアン内
特定非営利活動法人美術ファンクラブ
清算人　青山　民生

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
ジェイエルシティホールディング合同会社
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ジェイエルシティホールディング特定目的会社　代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都武蔵野市吉祥寺東町三丁目二〇番一四号

ワイ・エー・エレクトロニクス有限会社　清算人　浅羽　義之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都千代田区麹町四丁目三番二九号ＶＯＲＴ紀尾井坂六階　ＮＫ管財株式会社　代表清算人　佐藤　英人

解散公告

当社は、令和七年五月二十八日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都渋谷区渋谷二丁目一二番四号

株式会社スキンクリアラボ　代表清算人　新岡　辰徳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都新宿区細工町三番一九号ラコンテカグラザカ五階　株式会社和　代表清算人　遠藤友里子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都千代田区霞が関三丁目三番一号尚友会館六階

一般財団法人志太勤８５歳記念拓世財団　代表清算人　棚橋　章紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都狛江市和泉本町一丁目三六番三―四一七号

有限会社リンガ・サービス・センター　清算人　森本　康子

解散公告

当社は、令和七年四月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都新宿区新宿一丁目二四番二号長井ビル五階

クリアライズ株式会社　代表清算人　許斐　大輔

解散公告

当社は、令和七年六月三日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ＥＳＲ２４特定目的会社　代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年六月三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ＥＳＲ２４合同会社　代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、令和七年六月三日付の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ＥＳＲ２４・１一般社団法人　代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、令和七年六月三日付の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　ＥＳＲ２４・２一般社団法人　代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年五月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都世田谷区太子堂一―三―三六ダイナシティ三宿五〇七

合同会社ＢＯＯＳＴＥＲ　代表清算人　朝比奈遥人

解散公告

当社は、令和七年五月三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都目黒区八雲一丁目四番六号池田ビル三Ｆ

合同会社ファイブＵＰ　清算人　宮路　康子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都中央区東日本橋一丁目一番二〇号

株式会社日本トランクバスター　代表清算人　加持　智弘

解散公告

当社は、令和七年五月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都江戸川区松江二丁目一番一三―一〇七号室

峻明園株式会社

代表清算人　鞠　明　峻

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

神奈川県川崎市高津区二子二丁目一七番二号

特定非営利活動法人ぐるーぷ麦

清算人　吉田　歌子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

横浜市青葉区荏田北一丁目一二番地一一二

有限会社エマージング

清算人　井筒　俊文

解散公告

当社は、令和七年五月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

神奈川県横浜市旭区柏町一三五番地一五

株式会社ハウスイノベーション

代表清算人　櫻井　歩夢

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

神奈川県横浜市鶴見区駒岡三―一六―三四―二

株式会社ａｎｆｉｅｌｄ

代表清算人　藏方　三喜

解散公告

当社は、令和七年五月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

川崎市川崎区大師河原二丁目二番二―九〇四号

合同会社クリスタル

清算人　川俣麻由美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

神奈川県川崎市麻生区高石五丁目九番一四―三

ＪｏｋｅｒＦｉｌｍｓ株式会社

代表清算人　小池賢太郎

解散公告

当法人は、令和七年五月十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

富山県高岡市佐野一二五四

特定非営利活動法人キャリア教育サポートとやま

清算人　坂下　裕子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

福井県敦賀市呉竹町二丁目三番一一号

株式会社Ｓｈｏｐｐｉｎｇ　ＧＯ

代表清算人　村野　昌輝

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

山梨県南都留郡富士河口湖町大石三四五番地

有限会社アンティーブ

清算人　金澤　利幸

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

岐阜県各務原市神置町三丁目九番地

テイクシエン株式会社

代表清算人　新田　武

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

愛知県愛知郡東郷町春木台二丁目二番地一〇

有限会社ウッドランド

清算人　梶田　紘之

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

滋賀県長浜市口分田町四一五番地

木村食品有限会社

清算人　木村　正次

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

滋賀県東近江市八日市金屋三丁目二番一一号

有限会社ほんま

清算人　本間　一嘉

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

滋賀県守山市水保町一一八七番地六

ＡＲＱＰＬＵＳ株式会社

代表清算人　前田　裕子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

京都府京田辺市花住坂三丁目一〇番六花住坂ガーデン弐番館一〇五　合同会社Ｏｄａ

清算人　小田根宏明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

京都市左京区岩倉花園町五四一番地の一〇一

株式会社藤み光産

代表清算人　藤井美由紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

大阪府門真市四宮五丁目三番二四号

コトブキ物流株式会社

代表清算人　常喜　正道

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

大阪府吹田市青山台三丁目五二番九―一号

フローレン合同会社

清算人　的場　知弘

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

大阪市生野区巽南四丁目七番一五号

株式会社川合電機

代表清算人　川合　正治

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

大阪市西区南堀江四丁目二四番一八号

Ｅｎｕｚｕ株式会社

代表清算人　山中　七重

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

兵庫県明石市大久保町八木七三九番地の一〇

株式会社さくら建設

代表清算人　岡村　玉順

解散公告

当社は、令和七年五月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

兵庫県神戸市兵庫区五宮町三番二号

株式会社ＣＬＯＳＥ

代表清算人　吉岡　孝洋

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

神戸市長田区萩乃町二丁目三番一号

有限会社東土建

清算人　楠　佐知子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年二月二十八日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

島根県松江市学園南二丁目五番一三号二〇三

株式会社ＭＫＭ管財

代表清算人　溝端　浩人

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

島根県益田市乙吉町イ九九番地五

有限会社大石水道工業所

清算人　大石　郁夫

解散公告

当社は、株主総会決議により、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

岡山県津山市山下一八番地の八

有限会社ココ壱八八

清算人　末田　辰恵

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

広島県東広島市黒瀬町楢原字宮前一三〇三番地の二七

有限会社マイト設計

清算人　美野　裕之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

香川県高松市室新町一一三八番地

特定非営利活動法人たかまつ市民活動応援団

清算人　大須賀　誠

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

高知県香南市野市町大谷四三一番地二

株式会社坂本工業

代表清算人　大瀬まり子

解散公告

当社は、令和七年六月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

高知県香南市野市町大谷二六番地

シミズ・アグリプラス株式会社

代表清算人　神成　篤司

第45期決算公告　令和７年６月４日

北海道旭川市パルプ町505番地の１

株式会社ニチモク林産北海道

代表取締役社長　小田　弘昭

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	254,252
	固定資産	515,134
	資産合計	**769,387**
負債及び純資産の部	流動負債	244,388
	（賞与引当金）	(20,400)
	固定負債	203,718
	（退職給与引当金）	(6,379)
	株主資本	321,279
	資本金	20,000
	利益剰余金	301,279
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	296,279
	（うち当期純利益）	(8,922)
	負債・純資産合計	**769,387**

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

熊本県球磨郡錦町大字一武二八二二番地の五

有限会社相良ブロック工業

清算人　坂口　雄輝

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

大分県大分市大字鶴崎一九九七番地の三

有限会社尾上電機

清算人　尾上　敏生

解散公告

当社は、令和七年四月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

鹿児島県鹿屋市寿五丁目二六番二四号

株式会社蝶和

代表清算人　藤田　将悟

解散公告

当社は、令和七年五月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

鹿児島県曽於郡大崎町菱田三六八九番地

九州エキス株式会社

代表清算人　鳥居　研志

解散公告（第一回）

当組合は、令和六年七月十五日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

神戸市東灘区岡本一丁目五番一四号

岡本クレセントハイツマンション建替組合

代表清算人　株式会社ハンドインハンド

代表取締役　橋谷　惟子

解散公告（第一回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

奈良県生駒市俵口町九五番八

セントポリア生駒団地管理組合法人

清算人　藤本　幸代

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年五月二十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

広島市西区古田台二丁目一三番一八号

農事組合法人フルエ農場

清算人　西本　幸男

解散公告（第一回）

当組合は、解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

広島県庄原市東城町加谷六〇一番地一

農事組合法人岩神さん

清算人　古家　初巳

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月十八日福岡地方裁判所行橋支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

福岡県築上郡築上町大字真如寺一一〇六番地

宗教法人真如寺

清算人　弁護士　河合　洋行

連絡先　北九州市小倉北区田町一四番二八号

ロイヤービル六階　ひびき法律事務所

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年四月九日曽於市長の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

鹿児島県曽於市末吉町二之方一九八〇番地

清算法人末吉町土地改良区

代表清算人　濱田　勲

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都中央区銀座七丁目三番七号ブランエスパ銀座地下一階　医療法人社団トラスト

清算人　宋　貴彰

解散公告（第二回）

当法人は、令和六年八月二十二日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

兵庫県丹波篠山市上宿三二〇番地一

医療法人社団天野歯科医院

清算人　天野　佳子

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年五月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

広島県呉市昭和町一一番一号

日本製鉄呉労働組合

清算人　高田　敏昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県潟上市飯田川下虻川字街道下六一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　永井二三子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

秋田県秋田市山王六丁目一番一三号　山王プレスビル六Ｆ

相続財産清算人　司法書士　伊藤　洋子

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社秋田キャッスルホテルは、令和七年六月六日で利用終了いたします旧商品券につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号〉

株式会社秋田キャッスルホテル

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉　旧商品券（五百圓、千圓（百円×十枚）、弐千五千圓（弐百円×十枚）、参千圓（参百円×十枚）、百円×二十枚）

〈払戻しの申出期間〉　令和七年六月七日～令和七年九月八日

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈お問い合わせ先〉

株式会社秋田キャッスルホテル　管理部経理課

〒〇一〇－〇〇〇一　秋田県秋田市中通一丁目三番五号

電話〇一八－八三四－一一四一

URL:https://www.castle-hotel.jp/

受付時間　午前九時から午後五時まで

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市中央区上峰四丁目一二番、最後の住所埼玉県さいたま市中央区上峰四丁目一二番一九号

被相続人　亡　田中　信彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

埼玉県上尾市上町二―一―三四ＧＰビル五

階藤木・根岸総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　根岸　遼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県飯能市大字上名栗七四番地一、最後の住所埼玉県飯能市柳町一〇番一〇―三〇四号

被相続人　亡　町田　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一弁護士

法人川越法律事務所

相続財産清算人　弁護士　西里　壮史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪狭山市西山台五丁目二番、最後の住所千葉県松戸市河原塚一〇二番地の八特別養護老人ホーム南花園

被相続人　亡　瀬部　昶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

事務所千葉県松戸市松戸一八三四―一五

キュービック松戸ビル四階Ｂ　なべくら総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　金谷　紀雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県茅ヶ崎市南湖四丁目一八番、最後の住所千葉県鴨川市江見東真門四番地一一一〇九号

被相続人　亡　藤田耕一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

千葉市中央区中央三丁目一〇番四号マーキュリー千葉六階　すみれ総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　東　耕三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区向丘一丁目六六番地、最後の住所東京都文京区向丘一丁目九番五号

被相続人　亡　濱野　敬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年八月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階　潮見坂綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　河西　一実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市西裏館一丁目九一番地、最後の住所新潟県三条市西裏館一丁目八番五号

被相続人　亡　佐藤　昭語

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

事務所新潟県三条市旭町二丁目二番三五号

平山勝也法律事務所

相続財産清算人　弁護士　平山　勝也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県中野市大字上今井二六一九番地ロ号の一、最後の住所長野県中野市大字岩船二九二番地一グループホームなかの

被相続人　亡　神田キクイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

長野県長野市早苗町三〇番地一　アスモア法律事務所

相続財産清算人　弁護士　宮下　和貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区萩山町二丁目六二番地二、最後の住所愛知県名古屋市瑞穂区田辺通六丁目一六番地の一　ユーハウス田辺通二Ｄ号

被相続人　亡　渡邊　一平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号名古屋丸の内ビル四階　名城法律事務所

相続財産清算人　弁護士　社本　洋典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市左京区岡崎西福ノ川町一番地、最後の住所滋賀県湖南市針一三二五番地

被相続人　亡　山田　圭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年八月五日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

滋賀県大津市中央三―四―二八　第弐ワークスワン二〇二　すみれ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　西川真美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区東天満一丁目三六番地、最後の住所大阪市生野区巽西四丁目五番六二号こうぜんかい・はうす生野

被相続人　亡　大河内安子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

大阪市北区西天満四―四―一八　梅ヶ枝中央ビル七階

相続財産清算人　弁護士　小林　諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区天満二丁目二五番地、最後の住所大阪市旭区新森一丁目七番二―一一一二号

被相続人　亡　加藤　武男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

大阪市北区西天満二丁目九番一四号北ビル三号館二〇一号　辰田法律事務所

相続財産清算人　辰田　昌弘

第６期決算公告

令和７年６月４日

東京都港区新橋二丁目12番１号ランディック第３新橋ビル９階

アルプ株式会社

代表取締役　伊藤　浩樹

貸借対照表の要旨　（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	486,247	流動負債	132,592
固定資産	38,025	固定負債	161,480
繰延資産	2,732	株主資本	231,104
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,027,976
		資本準備金	1,062,485
		その他資本剰余金	965,491
		利益剰余金	△1,896,872
		その他利益剰余金	△1,896,872
		（うち当期純損失）	（453,017）
		新株予約権	1,828
資産合計	**527,005**	**負債・純資産合計**	**527,005**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県洲本市桑間一丁目一二二番地、最後の住所兵庫県洲本市桑間一丁目七番三五号

被相続人　亡　岡本　博義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

兵庫県明石市本町一丁目二番三三号　興生ビル五階　明石本町法律事務所

相続財産清算人　弁護士　後藤　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市永国寺町一番、最後の住所高知市永国寺町一番一号

被相続人　亡　西森　宝真

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年六月四日

事務所高知市升形一―二二　藤村ビル二階

相続財産清算人　弁護士　澤田　宗佑

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地・建物　福岡県北九州市小倉北区篠崎三丁目一三〇二番四

二　供託所　福岡法務局北九州支局

三　供託番号

（一）対象土地　令和七年度金第一五九号

（二）対象建物　令和七年度金第一五九号

四　供託金額

（一）対象土地　三、〇一六、二五四円

（二）対象建物　一〇〇、〇〇〇円

五　裁判所　福岡地方裁判所小倉支部

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和六年（チ）第五号

令和七年六月四日

福岡県北九州市小倉北区鍛冶町一丁目二番一六号米原ビル二階

所有者不明土地及び建物管理人

弁護士　服部　倫子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　田中　仁

住所　埼玉県草加市小山二丁目四番二六号

生年月日　昭和三十六年十一月二十九日

二　供託所　さいたま地方法務局越谷支局

三　供託番号　令和七年度金第四十一号

四　供託金額　二七、六四一、六四七円

五　裁判所　さいたま家庭裁判所越谷支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和二年（家）第四七一号

令和七年六月四日

埼玉県越谷市南越谷一丁目一六番地一二新越谷第一生命ビルディング五階弁護士法人江原総合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　若生　直樹

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　當間　宏一

住所　埼玉県草加市青柳七丁目四三番六号

生年月日　昭和三十七年五月二十五日

二　供託所　さいたま地方法務局越谷支局

三　供託番号　令和七年度金第七十一号

四　供託金額　百九十一万六千九百五十五円

五　裁判所　さいたま家庭裁判所越谷支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和五年（家）第六九八号

令和七年六月四日

埼玉県川越市元町一丁目九番一九号

不在者財産管理人　弁護士　中山　達人

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　碓井佳代子

最後の住所　東京都足立区千住三丁目六五番地

生年月日　昭和二十四年一月十五日

死亡年月日　令和五年十月六日

二　供託所　東京法務局

三　供託番号　令和七年度金第四八二四号

四　供託金額　三、六九五、一〇八円

五　裁判所　東京家庭裁判所

六　事件名　相続財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第四五六五号

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年６月４日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三井不動産リアルティ東北株式会社　②宮城県知事(8)3998　③代表取締役　小林敏　④宮城県仙台市青葉区一番町四丁目６番１号仙台第一生命タワービルディング　廃止した従たる事務所　宮城県仙台市青葉区国分町三丁目１番１号１階　⑤500万円　⑥宮城県知事　⑦宮城県仙台市青葉区一番町四丁目６番１号仙台第一生命タワービルディング　三井不動産リアルティ東北株式会社　代表取締役　小林敏

①株式会社長谷エリアルエステート　②国土交通大臣(3)8026　③代表取締役　岩崎雄一郎　④東京都港区芝二丁目６番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市戸塚区川上町85―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区芝二丁目６番１号　株式会社長谷エリアルエステート　代表取締役　岩崎雄一郎

①株式会社デイパイデイ　②東京都知事(6)77486　③代表取締役　町田幸三　④東京都新宿区早稲田鶴巻町556番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区早稲田鶴巻町556番地　株式会社デイパイデイ　代表取締役　町田幸三

①株式会社アトラ　②山梨県知事(3)2320号　③代表取締役　戸田克己　④山梨県甲府市住吉二丁目６番17号　⑤1000万円　⑥山梨県知事　⑦山梨県甲府市住吉二丁目６番17号　株式会社アトラ　代表取締役　戸田克己

債権申出の催告（第二回）

当基金は、代議員会における代議員の議決により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月四日

東京都中央区銀座六丁目一四番八号銀座石井ビル四階

相続財産管理人　弁護士　山下　良

令和七年六月四日

東京都千代田区神田須田町一丁目二四番地

丸茂電機勤労者財産形成基金

清算人　春日　利之

第10期決算公告　令和７年６月４日
東京都豊島区北大塚二丁目３番15号
第２角萬ビルＢ１Ｆ
株式会社あんしん祭典
代表取締役　土肥　賢二
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,829
	資産合計	49,829
負債及び純資産の部	流動負債	7,517
	負債合計	7,517
	株主資本	42,312
	資本金	10,000
	利益剰余金	32,312
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	29,812
	（うち当期純利益）	(29,812)
	純資産合計	42,312
	負債・純資産合計	49,829

第９期決算公告
令和７年６月３日
東京都中央区京橋三丁目１番１号
株式会社プレサスキューブ
代表取締役　熊倉　武史
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	411,039
	固定資産	14,451
	合計	425,490
負債及び純資産の部	流動負債	91,698
	株主資本	333,792
	資本金	157,500
	資本剰余金	157,500
	資本準備金	157,500
	利益剰余金	18,792
	その他利益剰余金	18,792
	（うち当期純利益）	(64,635)
	合計	425,490

第17期決算公告
令和７年６月４日
宮城県黒川郡大衡村大瓜字青木83番地２
アイシン高丘東北株式会社
代表取締役社長　村山　富幸
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,808,421
	固定資産	3,772,824
	合計	5,581,245
負債及び純資産の部	流動負債	2,168,191
	固定負債	4,697,962
	株主資本	△1,284,908
	資本金	490,000
	資本剰余金	490,000
	利益剰余金	△2,264,908
	その他利益剰余金	△2,264,908
	（うち当期純損失）	(305,509)
	合計	5,581,245

第２期決算公告
令和７年６月４日
東京都千代田区四番町４番地９
新東京国際リーガル内
CoGoLinks Japan株式会社
代表取締役　薛　光　宇
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	478,047
	資産合計	478,047
負債及び純資産の部	流動負債	4,948,280
	株主資本	△4,470,233
	資本金	500,000
	利益剰余金	△4,970,233
	その他利益剰余金	△4,970,233
	（うち当期純損失）	(4,935,233)
	負債・純資産合計	478,047

第61期決算公告
令和７年６月４日
東京都港区虎ノ門一丁目１番10号
川金木材株式会社
代表取締役　徃藏　裕之
貸借対照表の要旨
（令和６年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	308
	固定資産	76
	資産合計	385
負債及び純資産の部	流動負債	2
	株主資本	383
	資本金	10
	利益剰余金	373
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	372
	（うち当期純利益）	(7)
	負債・純資産合計	385

第７期決算公告　令和７年６月４日
東京都新宿区西新宿三丁目３番13号
西新宿水間ビル６Ｆ
Vectra AI Japan株式会社
代表取締役
アネット・ジョセフィン・プエンテ
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	62,613,345
	資産合計	62,613,345
負債及び純資産の部	流動負債	42,186,541
	有給休暇引当金	5,478,709
	株式報酬引当金	378,648
	株主資本	20,426,804
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	10,426,804
	その他利益剰余金	10,426,804
	（うち当期純利益）	(7,234,595)
	負債・純資産合計	62,613,345

第１期決算公告
令和７年６月４日
東京都港区赤坂二丁目17番46号
SAMURAI ALTERNATIVE MANAGEMENT株式会社
代表取締役　小沢　公仁
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	59,535
	繰延資産	464
	合計	59,999
負債及び純資産の部	流動負債	90
	株主資本	59,909
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△90
	その他利益剰余金	△90
	（うち当期純損失）	(90)
	合計	59,999

第24期決算公告　令和７年６月４日
東京都港区赤坂二丁目17番46号
ＳＡＭＵＲＡＩ証券株式会社
代表取締役　山口　慶一
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,098,799
	固定資産	81,894
	合計	2,180,693
負債及び純資産の部	流動負債	1,718,602
	株主資本	460,832
	資本金	99,000
	資本剰余金	292,033
	資本準備金	150,943
	その他資本剰余金	141,090
	利益剰余金	69,799
	その他利益剰余金	69,799
	（うち当期純利益）	(12,128)
	評価・換算差額等	1,258
	合計	2,180,693

第31期決算公告
2025年６月４日
東京都大田区南六郷一丁目21番11号
グローリーエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　税所　斎昭
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	752,490
	固定資産	127,485
	合計	879,975
負債及び純資産の部	流動負債	356,804
	固定負債	65,425
	株主資本	457,746
	資本金	50,000
	利益剰余金	407,746
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	395,246
	（うち当期純利益）	(170,108)
	合計	879,975

第26期決算公告　令和７年２月26日
東京都中央区日本橋久松町４番４号
ピジョンハーツ株式会社
代表取締役　鶴　孝則
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,041,636
	固定資産	87,888
	合計	1,129,524
負債及び純資産の部	流動負債	461,584
	株主資本	667,940
	資本金	100,000
	資本剰余金	18,942
	資本準備金	18,942
	利益剰余金	548,998
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	523,998
	（うち当期純利益）	(75,327)
	合計	1,129,524

第20期決算公告
令和７年６月４日
東京都渋谷区神宮前一丁目２番４号
株式会社ナターシャ
代表取締役　清水　信行
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,357,005
	固定資産	106,901
	合計	1,463,906
負債及び純資産の部	流動負債	435,491
	株主資本	1,028,415
	資本金	165,500
	資本剰余金	158,300
	資本準備金	157,500
	その他資本剰余金	800
	利益剰余金	704,615
	その他利益剰余金	704,615
	（うち当期純利益）	(209,515)
	合計	1,463,906

第15期決算公告
令和７年５月30日
東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
株式会社トゥ・ディファクト
代表取締役　鈴木　一光
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	544,203
	固定資産	43,026
	合計	587,230
負債及び純資産の部	流動負債	71,126
	（うち賞与引当金）	(17,442)
	株主資本	516,104
	資本金	100,000
	利益剰余金	416,104
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	391,104
	（うち当期純利益）	(109,381)
	合計	587,230

第 86 期決算公告　令和７年６月４日
神奈川県平塚市西八幡一丁目４番９号
湘南リンテック加工株式会社
代表取締役　池田　弘司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,244,881
	固定資産	75,253
	資産合計	1,320,134
負債及び純資産の部	流動負債	147,028
	固定負債	116,305
	負債合計	263,333
	株主資本	1,056,801
	資本金	18,000
	利益剰余金	1,038,801
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	1,034,301
	(うち当期純利益)	(76,255)
	純資産合計	1,056,801
	負債・純資産合計	1,320,134

第 37 期決算公告　2025年６月４日
神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目１番地
株式会社京浜マリン製作所
代表取締役　安東　秀三
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	276,123
	固定資産	58,327
	合計	334,450
負債及び純資産の部	流動負債	121,200
	固定負債	115,112
	退職給付引当金	115,112
	株主資本	98,138
	資本金	30,000
	資本剰余金	24,210
	利益剰余金	43,928
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	36,428
	(うち当期純利益)	(2,425)
	合計	334,450

第 10 期決算公告　令和７年６月４日
東京都品川区大崎一丁目11番２号
株式会社ローソンデジタルイノベーション
代表取締役　三木　義之
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	722,451
	固定資産	91,019
	資産合計	813,471
負債及び純資産の部	流動負債	456,089
	株主資本	357,381
	資本金	99,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	257,381
	利益準備金	10,549
	その他利益剰余金	246,831
	(うち当期純利益)	(19,228)
	負債・純資産合計	813,471

第 58 期決算公告
令和７年６月４日
岐阜県岐阜市境川５丁目148番地
株式会社岐阜県畜産公社
代表取締役社長　矢野　昌彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	759,751
	固定資産	8,918
	合計	768,669
負債及び純資産の部	流動負債	104,765
	固定負債	86,125
	株主資本	577,779
	資本金	49,500
	利益剰余金	528,279
	利益準備金	12,375
	その他利益剰余金	515,904
	(うち当期純利益)	(6,865)
	合計	768,669

第 37 期決算公告
令和７年５月16日
石川県金沢市古府１丁目118番地
ミドリ安全石川株式会社
代表取締役　飯田　浩一
貸借対照表の要旨（令和７年２月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	120,236
	固定資産	230
	合計	120,466
負債及び純資産の部	流動負債	62,500
	固定負債	—
	株主資本	57,966
	資本金	10,000
	利益剰余金	47,966
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	45,466
	(うち当期純利益)	(45,429)
	合計	120,466

第 41 期決算公告　令和７年５月27日
新潟県長岡市喜多町字鐙潟463番地３
株式会社エヌ・テー・シー
代表取締役　岩本　均
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	796,742
	固定資産	190,620
	合計	987,362
負債及び純資産の部	流動負債	98,755
	固定負債	24,000
	株主資本	864,607
	資本金	97,250
	資本剰余金	60,000
	資本準備金	60,000
	利益剰余金	707,357
	利益準備金	2,287
	その他利益剰余金	705,070
	(うち当期純利益)	(65,172)
	合計	987,362

第 46 期決算公告　令和７年６月３日
大阪府大阪市淀川区西中島６丁目１番１号
岩谷テクノ株式会社
代表取締役社長　倉本　博之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,622,271
	固定資産	1,123,934
	資産合計	7,746,205
負債及び純資産の部	流動負債	4,679,992
	固定負債	710,367
	株主資本	2,355,844
	資本金	300,000
	資本剰余金	113,651
	その他資本剰余金	113,651
	利益剰余金	1,942,193
	利益準備金	98,500
	その他利益剰余金	1,843,693
	(うち当期純利益)	(392,301)
	負債・純資産合計	7,746,205

第 79 期決算公告
令和７年６月３日
三重県四日市市朝日町15番12号
四日市マテリアル株式会社
代表取締役　早瀬　和宏
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	23,777
	固定資産	120,130
	合計	143,907
負債及び純資産の部	流動負債	43,524
	固定負債	3,248
	株主資本	97,136
	資本金	10,000
	利益剰余金	87,136
	利益準備金	1,600
	その他利益剰余金	85,536
	(うち当期純利益)	(153)
	合計	143,907

第 54 期決算公告　令和７年６月４日
愛知県知多郡東浦町大字藤江字前新田３番18
平林工業株式会社
代表取締役　杉野　一郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,310,843
	固定資産	708,089
	合計	2,018,932
負債及び純資産の部	流動負債	1,022,701
	固定負債	47,916
	株主資本	948,315
	資本金	3,000
	利益剰余金	945,315
	利益準備金	760
	その他利益剰余金	944,555
	(うち当期純利益)	(194,659)
	合計	2,018,932

第 52 期決算公告
2025年６月４日
福岡県北九州市小倉北区船場町１番１号
株式会社井筒屋友の会
代表取締役　菅原　良三
貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	6,888
	固定資産	61
	合計	6,949
負債及び純資産の部	流動負債	6,345
	固定負債	11
	株主資本	592
	資本金	50
	利益剰余金	542
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	538
	(うち当期純利益)	(24)
	合計	6,949

第 36 期決算公告
令和７年６月３日
福岡県北九州市小倉北区下到津一丁目２番１号
株式会社ゼンリンウェルサポート
代表取締役社長　仲道　辰郎
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	106,447
	固定資産	390,249
	合計	496,697
負債及び純資産の部	流動負債	94,352
	固定負債	319,775
	株主資本	82,569
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,569
	その他利益剰余金	72,569
	(うち当期純利益)	(11,335)
	合計	496,697

第 64 期決算公告　令和７年６月４日
岡山県瀬戸内市邑久町尻海4382番地の３
錦海化学株式会社
代表取締役社長　寺坂　雅彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	691,733
	固定資産	460,027
	合計	1,151,760
負債及び純資産の部	流動負債	173,771
	固定負債	115,355
	株主資本	861,403
	資本金	82,500
	利益剰余金	778,903
	利益準備金	20,625
	その他利益剰余金	758,278
	(うち当期純利益)	(35,882)
	評価・換算差額等	1,230
	合計	1,151,760

第 48 期 決 算 公 告

令和７年６月４日
沖縄県浦添市城間2135
琉球ダイハツ販売株式会社
代表取締役　加藤　憲志

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,882,181
	固定資産	4,666,460
	資産合計	**20,548,641**
負債及び純資産の部	流動負債	16,022,028
	固定負債	121,108
	株主資本	4,405,505
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,395,505
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	4,393,005
	（うち当期純利益）	(177,573)
	負債・純資産合計	**20,548,641**

第13期決算公告

令和７年６月４日
沖縄県うるま市勝連南風原5192番地10
ＮＴＩ株式会社
代表取締役　石﨑竹二郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	91,956
	固定資産	342,850
	合計	**434,806**
負債及び純資産の部	流動負債	147,416
	固定負債	179,779
	株主資本	107,611
	資本金	90,000
	資本剰余金	80,000
	資本準備金	80,000
	利益剰余金	△ 62,389
	その他利益剰余金	△ 62,389
	（うち当期純損失）	(15,536)
	合計	**434,806**

※令和７年４月１日吸収合併により消滅

第 22 期 決 算 公 告

令和７年６月３日
宮崎県児湯郡川南町大字川南4621番地１
みやざきバイオマスリサイクル株式会社
代表取締役社長　山下　　壽

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,301,233
	固定資産	7,818,621
	資産合計	**9,119,854**
負債及び純資産の部	流動負債	146,389
	固定負債	5,509,615
	株主資本	3,463,849
	資本金	100,000
	利益剰余金	3,363,849
	その他利益剰余金	3,363,849
	（うち当期純利益）	(247,366)
	負債・純資産合計	**9,119,854**

第３期決算公告

令和７年５月27日
宮城県仙台市青葉区中央２－８－11
株式会社アスク北日本
代表取締役社長　奥川　憲隆

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	53,425
	固定資産	0
	合計	**53,425**
負債及び純資産の部	流動負債	14,891
	固定負債	41
	株主資本	38,493
	資本金	10,000
	利益剰余金	28,493
	その他利益剰余金	28,493
	（うち当期純利益）	(12,566)
	合計	**53,425**

令和６年度決算公告

令和７年５月19日
島根県松江市母衣町55番地４
一般社団法人島根県経営者協会
会長　久保田一朗

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,880
	固定資産	21,277
	合計	**46,157**
負債及び正味財産の部	流動負債	1,927
	固定負債	17,000
	負債合計	**18,927**
	指定正味財産	—
	一般正味財産	27,230
	正味財産合計	**27,230**
	合計	**46,157**

第 12 期 決 算 公 告

2025年６月４日
千葉市美浜区新港31番地
一般社団法人千葉食品コンビナート協議会
代表理事　加瀬　晴久

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,223,570
	固定資産	14,644,937
	合計	**34,868,507**
負債及び正味財産の部	流動負債	49,788
	固定負債	14,366,261
	負債合計	**14,416,049**
	一般正味財産	20,452,458
	正味財産合計	**20,452,458**
	合計	**34,868,507**

第38期決算公告

2025年６月４日
さいたま市大宮区桜木町１丁目７番地５
大宮ソニックシティ株式会社
代表取締役　中島　俊浩

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	666,918
	固定資産	4,408
	資産合計	**671,326**
負債及び純資産の部	流動負債	502,703
	賞与引当金	3,312
	固定負債	8,022
	退職給付引当金	5,319
	役員退職慰労引当金	1,313
	株主資本	160,600
	資本金	20,000
	利益剰余金	140,600
	その他利益剰余金	140,600
	（うち当期純利益）	(8,800)
	負債・純資産合計	**671,326**

第 3 期 決 算 公 告

令和７年６月４日
埼玉県川口市栄町一丁目７番14号２階
浜松陸上風力発電株式会社
代表取締役　ゴードン・ジョン・ホワイト

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,143,563
	固定資産	26,063,823
	資産合計	**32,207,386**
負債及び純資産の部	流動負債	44,045,551
	固定負債	66,177,357
	株主資本	△78,015,522
	資本金	10,000
	利益剰余金	△78,025,522
	（うち当期純損失）	(77,588,832)
	負債・純資産合計	**32,207,386**

第 4 期 決 算 公 告

2025年６月４日
栃木県小山市塩沢609番地
小山エナジーサイクル株式会社
代表取締役　神田　章二

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,567,756
	固定資産	61
	資産合計	**1,567,818**
負債及び純資産の部	流動負債	198,079
	固定負債	1,308,053
	株主資本	61,685
	資本金	50,000
	利益剰余金	11,685
	その他利益剰余金	11,685
	（当期純利益）	(5,341)
	負債・純資産合計	**1,567,818**

第16期決算公告

令和７年３月26日
東京都千代田区大手町１丁目６番１号
株式会社スペースシフト
代表取締役　金本　成生

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	406,107
	固定資産	10,479
	資産合計	**416,587**
負債及び純資産の部	流動負債	31,024
	株主資本	384,914
	資本金	10,000
	資本剰余金	628,333
	資本準備金	563,994
	その他資本剰余金	64,338
	利益剰余金	△253,418
	その他利益剰余金	△253,418
	（うち当期純損失）	(253,418)
	新株予約権	647
	負債・純資産合計	**416,587**

第26期決算公告

令和７年６月４日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
モバイル・インターネットキャピタル株式会社
代表取締役社長　元木　　新

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	331,920
	固定資産	838,828
	資産合計	**1,170,748**
負債及び純資産の部	流動負債	36,989
	固定負債	5,393
	株主資本	1,124,785
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,024,785
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	999,785
	（うち当期純利益）	(26,089)
	評価・換算差額等	3,580
	負債・純資産合計	**1,170,748**

第９期決算公告

令和７年５月27日
千葉県千葉市美浜区中瀬１－７－１
株式会社アスク東東京
代表取締役社長　奥川　憲隆

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	224,582
	固定資産	0
	合計	**224,582**
負債及び純資産の部	流動負債	39,054
	固定負債	312
	株主資本	185,217
	資本金	10,000
	利益剰余金	175,217
	その他利益剰余金	175,217
	（うち当期純利益）	(37,526)
	合計	**224,582**

第 29 期決算公告　令和７年５月27日
東京都中央区銀座８－14－14
株式会社アスク
代表取締役社長　泉澤　豊
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,015,340
	固定資産	326,084
	合計	1,341,425
負債及び純資産の部	流動負債	625,617
	固定負債	17,324
	株主資本	698,484
	資本金	99,000
	資本剰余金	205,000
	利益剰余金	394,484
	その他利益剰余金	394,484
	(うち当期純損失)	(5,512)
	合計	1,341,425

第９期決算公告　令和７年５月28日
東京都千代田区神田美土代町１番地
Ｂｌｅａｆ株式会社
代表取締役　大場　正之
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,231,634
	固定資産	109,314
	資産合計	1,340,949
負債及び純資産の部	流動負債	880,487
	固定負債	352,011
	株主資本	107,010
	資本金	16,900
	資本剰余金	9,000
	資本準備金	9,000
	利益剰余金	81,110
	その他利益剰余金	81,110
	(うち当期純損失)	(42,374)
	新株予約権	1,439
	負債・純資産合計	1,340,949

第 41 期決算公告　令和７年６月３日
東京都武蔵野市境二丁目４番24号
日機装サーモ株式会社
代表取締役社長　爲定　信一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	523,293
	固定資産	83,635
	資産合計	606,928
負債及び純資産の部	流動負債	59,280
	固定負債	623
	株主資本	530,309
	資本金	40,450
	資本剰余金	450
	利益剰余金	489,409
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	479,409
	(うち当期純利益)	(46,138)
	評価・換算差額等	16,716
	負債・純資産合計	606,928

第 15 期 決 算 公 告
令和７年６月４日
東京都港区東麻布一丁目９番15号
株式会社ライトハウスメディア
代表取締役　上野　研統
貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	263,082
	固定資産	10,832
	合計	273,914
負債及び純資産の部	流動負債	369,755
	固定負債	140,846
	株主資本	△236,687
	資本金	10,000
	利益剰余金	△246,687
	その他利益剰余金	△246,687
	(うち当期純損失)	(61,101)
	合計	273,914

第２期決算公告　令和７年５月14日
東京都千代田区神田駿河台三丁目４番地
高島インダストリーズ株式会社
代表取締役　西田　努
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,759,008
	固定資産	172,079
	資産合計	3,931,088
負債及び純資産の部	流動負債	3,300,742
	固定負債	125,519
	負債合計	3,426,262
	株主資本	504,825
	資本金	350,000
	利益剰余金	154,825
	その他利益剰余金	154,825
	(うち当期純利益)	(161,676)
	純資産合計	504,825
	負債・純資産合計	3,931,088

第３期決算公告　令和７年５月27日
東京都新宿区高田馬場２－14－２
株式会社アスク東京
代表取締役社長　奥川　憲隆
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,031
	固定資産	611
	合計	66,641
負債及び純資産の部	流動負債	32,594
	固定負債	0
	株主資本	34,047
	資本金	10,000
	利益剰余金	24,047
	その他利益剰余金	24,047
	(うち当期純利益)	(2,110)
	合計	66,641

第９期決算公告　令和７年５月27日
神奈川県横浜市中区吉田町65
株式会社アスク西東京
代表取締役社長　奥川　憲隆
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	89,594
	固定資産	3,503
	合計	93,098
負債及び純資産の部	流動負債	32,413
	固定負債	0
	株主資本	60,685
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,685
	その他利益剰余金	50,685
	(うち当期純損失)	(4,723)
	合計	93,098

第 18 期決算公告　令和７年６月４日
東京都港区南青山一丁目15番９号
エコー・ジャパン株式会社
代表取締役　パンソップ・シム
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,511,666
	固定資産	559,178
	合計	3,070,844
負債及び純資産の部	流動負債	1,506,491
	(賞与引当金)	(62,266)
	株主資本	1,564,353
	資本金	100,000
	資本剰余金	431,504
	資本準備金	431,504
	利益剰余金	1,032,848
	その他利益剰余金	1,032,848
	(うち当期純利益)	(166,051)
	合計	3,070,844

第 15 期決算公告　令和７年６月４日
東京都港区東麻布一丁目９番15号
リンクタイズ株式会社
代表取締役　角田勇太郎
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	760,613
	固定資産	125,542
	合計	886,156
負債及び純資産の部	流動負債	410,088
	株主資本	476,067
	資本金	50,000
	資本剰余金	△159,928
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	△209,928
	利益剰余金	585,996
	その他利益剰余金	585,996
	(うち当期純利益)	(200,176)
	合計	886,156

第 35 期 決 算 公 告
令和７年６月４日　新潟県阿賀野市山倉1912番地２
共栄エンジニアリング株式会社
代表取締役　石崎竹二郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,978,142	流動負債	555,090
固定資産	1,784,279	固定負債	411,420
		株主資本	2,799,731
		資本金	90,800
		資本剰余金	42,000
		資本準備金	42,000
		利益剰余金	2,666,931
		利益準備金	2,900
		その他利益剰余金	2,664,031
		(うち当期純利益)	(242,754)
		評価・換算差額等	△ 3,821
		その他有価証券評価差額金	△ 3,821
資産合計	3,762,421	負債・純資産合計	3,762,421

第 11 期 決 算 公 告
令和７年６月４日　東京都江東区平野四丁目10番５号
Rapyuta Robotics株式会社
代表取締役　アルドチェルワン　クリシナムルティ
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,261,898	流動負債	1,112,154
固定資産	911,881	賞与引当金	2,900
		受注損失引当金	40,985
		固定負債	3,033,234
		株主資本	△781,659
		資本金	100,000
		資本剰余金	10,390,732
		資本準備金	5,094,898
		その他資本剰余金	5,295,833
		利益剰余金	△11,272,391
		その他利益剰余金	△11,272,391
		(うち当期純損失)	(2,475,489)
		新株予約権	1,810,050
資産合計	5,173,779	負債・純資産合計	5,173,779

第 59 期 決算公告

2025年６月４日

長野県上田市富士山2412番地３
株式会社長野汎用計器製作所
代表取締役社長　齋藤　浩一

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	625,128	流動負債	268,079
固定資産	252,966	（うち賞与引当金）	(42,310)
有形固定資産	206,018	固定負債	79,175
無形固定資産	1,672	（うち退職給付引当金）	(53,328)
投資その他の資産	45,276	（うち役員退職慰労引当金）	(8,061)
		株主資本	530,840
		資本金	50,000
		利益剰余金	480,840
		利益準備金	14,510
		その他利益剰余金	466,330
		（うち当期純利益）	(66,137)
資産合計	**878,094**	**負債・純資産合計**	**878,094**

第 66 期 決算公告

2025年６月４日

石川県白山市村井町330番地
株式会社トスマク・アイ
代表取締役　藤井　雅之

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,551	流動負債	1,380
固定資産	3,032	固定負債	553
有形固定資産	2,690	**負債合計**	**1,934**
無形固定資産	30	株主資本	7,649
投資その他の資産	311	資本金	50
		資本剰余金	44
		利益剰余金	7,555
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	7,542
		（うち当期純利益）	(1,217)
		純資産合計	**7,649**
資産合計	**9,584**	**負債・純資産合計**	**9,584**

第 72 期 決算公告

令和７年６月４日

さいたま市桜区大字大久保領家700番地１
三和流通産業株式会社
代表取締役社長　山口　茂

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,389	流動負債	4,500
固定資産	1,986	（賞与引当金）	(41)
有形固定資産	1,651	固定負債	208
無形固定資産	30	（退職給付引当金）	(122)
投資その他の資産	305	株主資本	2,627
		資本金	450
		資本剰余金	360
		利益剰余金	1,817
		利益準備金	44
		その他利益剰余金	1,772
		（うち当期純利益）	(249)
		評価・換算差額等	39
資産合計	**7,376**	**負債・純資産合計**	**7,376**

第 49 期 決算公告

令和７年６月４日

広島市安佐北区深川八丁目２番37号
八洲制御システム株式会社
代表取締役社長　若狭　文雄

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,622,031	流動負債	999,367
固定資産	2,745,430	賞与引当金	136,940
		固定負債	1,027,964
		退職給付引当金	222,964
		株主資本	2,273,909
		資本金	100,000
		利益剰余金	2,173,909
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	2,171,409
		（うち当期純利益）	(255,978)
		評価・換算差額等	66,221
		その他有価証券評価差額金	66,221
資産合計	**4,367,462**	**負債・純資産合計**	**4,367,462**

決算公告

令和７年６月４日

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号
東急不動産恵比寿ビル
日本スターウッド・ホテル株式会社
代表取締役　橋本　和宏

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,210,568	流動負債	154,251
固定資産	74,440	有給休暇引当金	8,793
		賞与引当金	5,015
		固定負債	931,715
		退職給付引当金	3,715
		株主資本	199,041
		資本金	10,000
		利益剰余金	189,041
		その他利益剰余金	189,041
		（うち当期純利益）	(25,472)
資産合計	**1,285,008**	**負債・純資産合計**	**1,285,008**

第 47 期 決算公告

令和７年６月４日

東京都港区赤坂四丁目15番１号
レゴジャパン株式会社
代表取締役　マイケルエベスン

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,424,727	流動負債	7,544,997
固定資産	529,612	賞与引当金	155,465
		その他	7,389,532
		固定負債	0
		株主資本	2,409,343
		資本金	96,000
		資本剰余金	2,004,000
		資本準備金	900,000
		その他資本剰余金	1,104,000
		利益剰余金	309,343
		その他利益剰余金	309,343
		（うち当期純利益）	(309,255)
資産合計	**9,954,340**	**負債・純資産合計**	**9,954,340**

第 2 期 決算公告

令和７年６月４日

大阪府大阪狭山市今熊六丁目300番地
コニカミノルタアドバンストオプティクス株式会社
代表取締役社長　増渕　友一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,190,609	流動負債	156,519
固定資産	43,019	固定負債	7,779
		負債合計	**164,299**
		株主資本	1,069,330
		資本金	24,500
		資本剰余金	977,518
		資本準備金	6,125
		その他資本剰余金	971,393
		利益剰余金	67,312
		その他利益剰余金	67,312
		（うち当期純利益）	(58,327)
		純資産合計	**1,069,330**
資産合計	**1,233,629**	**負債・純資産合計**	**1,233,629**

第 67 期 決算公告

令和７年６月４日

富山市金屋1634番地11
菱光商事株式会社
代表取締役　長久　誠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,177	流動負債	1,318
固定資産	976	固定負債	257
		（退職給付引当金）	(100)
		株主資本	1,365
		資本金	30
		利益剰余金	1,335
		利益準備金	8
		その他利益剰余金	1,328
		（うち当期純利益）	(84)
		評価・換算差額等	212
		その他有価証券評価差額金	212
資産合計	**3,153**	**負債・純資産合計**	**3,153**

第３期決算公告　令和７年５月27日

大阪府大阪市北区曽根崎新地２－２－16

株式会社アスク近畿

代表取締役社長　佐藤　正徳

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,962
	固定資産	0
	合計	52,962
負債及び純資産の部	流動負債	16,419
	固定負債	168
	株主資本	36,376
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,376
	その他利益剰余金	26,376
	（うち当期純利益）	(7,744)
	合計	52,962

第９期決算公告　令和７年５月27日

大阪府大阪市北区曽根崎新地２－２－16

株式会社アスク大阪

代表取締役社長　佐藤　正徳

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	116,908
	固定資産	8,773
	合計	125,681
負債及び純資産の部	流動負債	28,915
	固定負債	80,000
	株主資本	16,766
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,676
	その他利益剰余金	6,676
	（うち当期純利益）	(3,463)
	合計	125,681

第11期決算公告　2025年６月４日

愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目17番29号

尾張ウォーター＆エナジー株式会社

代表取締役　長谷　進司

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,794,901
	資産合計	2,794,901
負債及び純資産の部	流動負債	258,704
	固定負債	2,285,687
	株主資本	250,509
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	150,509
	その他利益剰余金	150,509
	（当期純利益）	(8,922)
	負債・純資産合計	2,794,901

第６期決算公告

令和７年６月４日

高知県香南市野市町大谷26番地

シミズ・アグリプラス株式会社

代表清算人　神成　篤司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,885
	固定資産	0
	資産合計	25,885
負債及び純資産の部	流動負債	2,840
	株主資本	23,045
	資本金	50,000
	利益剰余金	△26,954
	その他利益剰余金	△26,954
	（うち当期純損失）	(9,739)
	負債・純資産合計	25,885

第29期決算公告　令和７年６月４日

広島市中区大手町一丁目７番21号

株式会社エヌ・ケイ商事

代表取締役　川崎　徳来

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	766
	固定資産	2,951
	繰延資産	2
	合計	3,721
負債及び純資産の部	流動負債	616
	固定負債	1,986
	株主資本	1,119
	資本金	15
	資本剰余金	36
	その他資本剰余金	36
	利益剰余金	1,067
	その他利益剰余金	1,067
	（うち当期純損失）	(46)
	合計	3,721

第３期決算公告　令和７年５月27日

兵庫県神戸市中央区下山手通２－13－３

株式会社アスク関西

代表取締役社長　佐藤　正徳

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,150
	固定資産	0
	合計	66,150
負債及び純資産の部	流動負債	20,145
	固定負債	105
	株主資本	45,900
	資本金	10,000
	利益剰余金	35,900
	その他利益剰余金	35,900
	（うち当期純利益）	(11,336)
	合計	66,150

第22期決算公告

令和７年３月５日

東京都港区赤坂八丁目５番26号
住友不動産青山ビル西館７階

一般社団法人
日本スペシャルティコーヒー協会

代表理事　加藤　慶人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	59,900,284
	固定資産	949,937
	資産合計	60,850,221
負債及び純資産の部	流動負債	18,021,061
	負債合計	18,021,061
	基金	8,800,000
	剰余金	34,029,160
	純資産合計	42,829,160
	負債・純資産合計	60,850,221

第３期決算公告　令和７年５月27日

福岡県福岡市中央区天神１－15－５

株式会社アスク西日本

代表取締役社長　佐藤　正徳

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	83,819
	固定資産	0
	合計	83,819
負債及び純資産の部	流動負債	28,285
	固定負債	39
	株主資本	55,495
	資本金	10,000
	利益剰余金	45,495
	その他利益剰余金	45,495
	（うち当期純利益）	(16,820)
	合計	83,819

第36期決算公告

令和７年６月３日

千葉県市原市五井中央東２丁目23番地18

株式会社いちはらケーブルテレビ

代表取締役社長　長谷川達也

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	846,109
	固定資産	2,026,476
	有形固定資産	1,965,527
	無形固定資産	16,315
	投資その他の資産	44,633
	資産合計	2,872,586
負債及び純資産の部	流動負債	360,865
	（賞与引当金）	(11,280)
	固定負債	269,162
	（退職給付引当金）	(67,596)
	（役員株式給付等引当金）	(241)
	負債合計	630,027
	株主資本	2,242,558
	資本金	490,000
	資本剰余金	656,917
	資本準備金	416,917
	その他資本剰余金	240,000
	利益剰余金	1,095,640
	その他利益剰余金	1,095,640
	（うち当期純利益）	(150,574)
	純資産合計	2,242,558
	負債・純資産合計	2,872,586

第73期決算公告　令和７年５月20日

石川県白山市横江町5377番地

株式会社横山商会

代表取締役社長　横山信太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,064
	固定資産	1,777
	合計	6,841
負債及び純資産の部	流動負債	3,769
	（うち引当金）	(71)
	固定負債	132
	株主資本	2,940
	資本金	60
	利益剰余金	2,880
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	2,865
	（うち当期純利益）	(253)
	合計	6,841

令和６年度決算公告

令和７年６月４日

大阪府摂津市千里丘１丁目３番17号
505号室

一般財団法人フィールド・サポートem.

代表理事　栗原　久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,198
	固定資産	233,968
	合計	236,166
負債及び純資産の部	流動負債	236
	固定負債	—
	負債合計	236
	基金	—
	指定正味財産	3,000
	一般正味財産	232,930
	正味財産合計	235,930
	合計	236,166

第 37 期 決 算 公 告

2025 年 5 月 30 日

長野県諏訪市大字湖南6585番地２

ヨシトミ・マーシン株式会社

代表取締役　佐藤　浩二

貸借対照表の要旨

(2025年３月31日現在)　(単位：千円)

科	目	金額
資産の部	流動資産	437,158
	固定資産	234,767
	有形固定資産	217,714
	無形固定資産	9,001
	投資その他の資産	8,052
	資産合計	**671,925**
負債及び純資産の部	流動負債	110,581
	賞与引当金	12,060
	その他	98,521
	固定負債	47,489
	役員退職慰労引当金	1,380
	その他	46,109
	負債合計	**158,070**
	株主資本	513,093
	資本金	78,000
	利益剰余金	435,093
	利益準備金	19,500
	その他利益剰余金	415,593
	(うち当期純利益)	(38,292)
	評価・換算差額等	762
	その他有価証券評価差額金	762
	純資産合計	**513,855**
	負債・純資産合計	**671,925**

第 36 期決算公告

2025年５月28日

大阪府泉佐野市りんくう往来北２―21

株式会社Ｋグランドサービス

代表取締役　青戸　一登

貸借対照表の要旨(2025年３月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の部	流動資産	1,938,640
	固定資産	248,424
	合計	**2,187,064**
負債及び純資産の部	流動負債	1,192,252
	固定負債	903,133
	株主資本	91,680
	資本金	96,000
	資本剰余金	24,000
	その他資本剰余金	24,000
	利益剰余金	△28,320
	利益準備金	24,000
	その他利益剰余金	△52,320
	(うち当期純利益)	(829,074)
	合計	**2,187,064**

第 3 期 決 算 公 告

2025 年 6 月 3 日

愛知県豊田市西広瀬町小麦生635―26

トヨタ紡織広瀬株式会社

代表取締役　星原　直明

貸借対照表の要旨

(2025年３月31日現在)　(単位：千円)

科	目	金額
資産の部	流動資産	8,773,615
	固定資産	7,056,132
	合計	**15,829,747**
負債及び純資産の部	流動負債	12,822,632
	固定負債	601,760
	株主資本	2,405,354
	資本金	400,000
	利益剰余金	2,005,354
	その他利益剰余金	2,005,354
	(うち当期純利益)	(1,314,780)
	合計	**15,829,747**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年６月４日

東京都港区赤坂２丁目17番46号

ＳＡＭＵＲＡＩ　ＡＳＳＥＴ　ＦＩＮＡＮＣＥ株式会社

代表取締役　原　知之

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,735,389	流動負債	13,335,360
固定資産	278,744	固定負債	9,160,283
有形固定資産	71	**負債合計**	**22,495,644**
投資その他の資産	278,672	株主資本	518,490
		資本金	90,000
		資本剰余金	151,602
		資本準備金	151,602
		利益剰余金	276,887
		その他利益剰余金	276,887
		純資産合計	**518,490**
資産合計	**23,014,134**	**負債・純資産合計**	**23,014,134**

損益計算書の要旨

(自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	1,762,388
売上総利益	1,762,388
販売費及び一般管理費	501,340
営業利益	1,261,047
営業外収益	472,122
営業外費用	1,264,591
経常利益	468,578
特別損失	190,542
税引前当期純利益	278,036
匿名組合損益分配金	58,777
法人税、住民税及び事業税	290
当期純利益	218,968

第 36 期 決 算 公 告

2025 年 6 月 3 日

東京都江東区塩浜二丁目２番10号

東京ベイネットワーク株式会社

代表取締役社長　井守　正樹

貸借対照表の要旨

(2025年３月31日現在)　(単位：千円)

科	目	金額
資産の部	流動資産	1,407,361
	固定資産	2,363,783
	資産合計	**3,771,144**
負債及び純資産の部	流動負債	614,439
	(賞与引当金)	(29,544)
	固定負債	517,977
	(退職給付引当金)	(258,912)
	(役員株式給付引当金)	(4,346)
	負債合計	**1,132,417**
	株主資本	2,638,727
	資本金	400,000
	資本剰余金	1,170,777
	資本準備金	8,327
	その他資本剰余金	1,162,449
	利益剰余金	1,067,949
	利益準備金	45,655
	その他利益剰余金	1,022,294
	(うち当期純利益)	(158,774)
	純資産合計	**2,638,727**
	負債・純資産合計	**3,771,144**

第 62 期 決 算 公 告

令和７年６月４日　広島市西区南観音町22番13号

ダイハツ広島販売株式会社

代表取締役　松本　耕二

貸借対照表の要旨(令和７年３月31日現在)(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,155	流動負債	18,908
固定資産	7,583	賞与引当金	397
		役員賞与引当金	12
		固定負債	1,239
		退職給付引当金	1,000
		役員退職慰労引当金	9
		株主資本	4,590
		資本金	80
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	4,510
		利益準備金	19
		その他利益剰余金	4,490
資産合計	**24,739**	**負債・純資産合計**	**24,739**

損益計算書の要旨

(自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	26,203
売上原価	18,696
売上総利益	7,507
販売費及び一般管理費	6,597
営業利益	909
営業外収益	163
営業外費用	278
経常利益	793
特別利益	36
特別損失	22
税引前当期純利益	807
法人税、住民税及び事業税	350
法人税等調整額	△　67
当期純利益	525

第 10 期 決 算 公 告

令和７年６月４日

群馬県前橋市城東町五丁目14番３号

株式会社アビア

代表取締役　ミヤナリレスリークロリベル

貸借対照表の要旨(令和６年４月30日現在)

科	目	金額(円)
資産の部	流動資産	64,102,511
	固定資産	35,121,462
	資産合計	**99,223,973**
負債及び純資産の部	流動負債	3,558,528
	負債合計	**3,558,528**
	株主資本	95,665,445
	資本金	13,000,000
	利益剰余金	82,665,445
	その他利益剰余金	82,665,445
	(うち当期純利益)	(7,427,675)
	純資産合計	**95,665,445**
	負債・純資産合計	**99,223,973**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日の後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

効力発生日は令和七年七月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年五月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月四日

群馬県前橋市城東町五丁目一四番三号

株式会社アビア

代表取締役　ミヤナリレスリークロリベル

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百八十万円減少し二百二十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月四日

埼玉県さいたま市見沼区大和田町二丁目四八五番地の一

株式会社大真

代表取締役　小林　豊

第41期決算公告

令和７年６月４日

埼玉県さいたま市見沼区大和田町二丁目485番地の１

株式会社大真

代表取締役　小林　豊

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,656,320
	固定資産	259,424
	合計	**8,915,744**
負債及び純資産の部	流動負債	264,500
	株主資本	8,651,244
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△1,348,756
	その他利益剰余金	△1,348,756
	（うち当期純利益）	(407,727)
	合計	**8,915,744**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社トライブフォース（東京都港区浜松町二丁目四番一号世界貿易センタービルディング南館一七階）に対して当社の放送・通信事業、株式投資事業、オンラインビジネス事業、タレント等のマネジメント事業、広告関連事業及びコンサルティング事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年六月四日

東京都港区芝大門一丁目四番四号

エクイティ・マネジメント・システム株式会社

代表取締役　上念　司

第20期決算公告

令和７年６月４日

東京都港区芝大門一丁目４番４号

エクイティ・マネジメント・システム株式会社

代表取締役　上念　司

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	92,850
	固定資産	204,158
	繰延資産	7,488
	資産合計	**304,497**
負債及び純資産の部	流動負債	45,378
	固定負債	12,080
	株主資本	247,038
	資本金	10,000
	利益剰余金	237,038
	その他利益剰余金	237,038
	（うち当期純利益）	(3,842)
	負債・純資産合計	**304,497**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年六月四日

神戸市西区竜が岡三丁目九番地の一〇

（甲）株式会社エポムｅｎｔ

代表取締役　杉尾　寿城

神戸市西区竜が岡三丁目九番地の一〇

（乙）株式会社エポム

代表取締役　杉尾　寿城

第41期決算公告

令和７年６月４日

神戸市西区竜が岡三丁目９番地の10

株式会社エポム

代表取締役　杉尾　寿城

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,096
	固定資産	83,063
	合計	**87,160**
負債及び純資産の部	流動負債	13,519
	固定負債	134,689
	株主資本	△ 61,048
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 71,048
	その他利益剰余金	△ 71,048
	（うち当期純利益）	(613)
	合計	**87,160**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載紙　津山朝日新聞

掲載の日付　令和七年五月十四日

掲載頁　三頁

令和七年六月四日

岡山県苫田郡鏡野町馬場七七二番地

（甲）株式会社中西工業所

代表取締役　柴田義弘

岡山県苫田郡鏡野町馬場七六七番地

（乙）株式会社大建

代表取締役　中西省吾

第47期決算公告

令和７年６月４日

岡山県苫田郡鏡野町馬場772番地

株式会社中西工業所

代表取締役　柴田　義弘

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	255,927
	固定資産	44,612
	繰延資産	432
	合計	**300,971**
負債及び純資産の部	流動負債	106,919
	固定負債	24,334
	株主資本	169,718
	資本金	20,000
	利益剰余金	165,718
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	159,718
	（うち当期純利益）	(8,957)
	自己株式	△ 16,000
	合計	**300,971**

第104期決算公告

2025年６月４日

川崎市川崎区池田二丁目２番３号

京急電機株式会社

取締役社長　長島　勲

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,477,432
	固定資産	1,668,138
	資産合計	**14,145,570**
負債及び純資産の部	流動負債	5,137,742
	（うち賞与引当金）	(83,796)
	（うち役員賞与引当金）	(13,680)
	固定負債	513,732
	（うち退職給付引当金）	(510,628)
	負債合計	**5,651,474**
	株主資本	8,434,771
	資本金	100,000
	資本剰余金	66,000
	資本準備金	66,000
	利益剰余金	8,268,771
	利益準備金	21,600
	その他利益剰余金	8,247,171
	（うち当期純利益）	(574,879)
	評価・換算差額等	59,325
	その他有価証券評価差額金	59,325
	純資産合計	**8,494,096**
	負債・純資産合計	**14,145,570**

第42期決算公告

令和７年５月29日

新潟県新潟市中央区天神１丁目12番３号

株式会社メビウス

代表取締役　加藤　幸久

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,321,048
	固定資産	310,670
	資産合計	**1,631,719**
負債及び純資産の部	流動負債	534,242
	賞与引当金	208,682
	役員賞与引当金	7,400
	その他	318,159
	固定負債	53,348
	役員退職慰労引当金	23,925
	その他	29,423
	負債合計	**587,590**
	株主資本	1,044,129
	資本金	240,000
	資本剰余金	124,199
	資本準備金	104,254
	その他資本剰余金	19,945
	利益剰余金	719,654
	その他利益剰余金	719,654
	（うち当期純利益）	(58,478)
	自己株式	△ 39,725
	純資産合計	**1,044,129**
	負債・純資産合計	**1,631,719**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月四日

広島県三原市城町二丁目二番一号
勝原不動産株式会社
代表取締役　勝原　康治

第58期決算公告

令和７年６月４日
広島県三原市城町二丁目２番１号
勝原不動産株式会社
代表取締役　勝原　康治

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,323
	固定資産	29,143
	合計	57,466
負債及び純資産の部	流動負債	25,908
	固定負債	5,319
	株主資本	26,239
	資本金	24,000
	利益剰余金	2,239
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△ 2,761
	（うち当期純利益）	(244)
	合計	57,466

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月七日であり、株主総会の決議は令和七年五月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月四日

東京都中央区銀座三丁目一一番一一号
株式会社マーブルホールディングス
代表取締役　髙野　慎一

第３期決算公告

令和７年６月４日
東京都中央区銀座三丁目11番11号
株式会社マーブルホールディングス
代表取締役　髙野　慎一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	13,046,609
	固定資産	477,616,761
	合計	490,663,370
負債及び純資産の部	流動負債	787,800
	固定負債	4,453,672
	株主資本	485,421,898
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	465,686,461
	資本準備金	465,686,461
	利益剰余金	9,735,437
	その他利益剰余金	9,735,437
	（うち当期純利益）	(3,342,172)
	合計	490,663,370

第29期決算公告

令和７年６月３日
愛媛県西条市石田364番地１
株式会社東予ガスセンター
代表取締役　福田　浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	162
	固定資産	75
	合計	237
負債及び純資産の部	流動負債	39
	固定負債	1
	株主資本	196
	資本金	90
	利益剰余金	106
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	105
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	237

第56期決算公告

令和７年６月４日
東京都港区芝公園２－４－１
ＮＳコーポレーション株式会社
代表取締役社長　若松　雅弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	980,860
	固定資産	407,690
	合計	1,388,550
負債及び純資産の部	流動負債	334,228
	固定負債	174,115
	株主資本	880,207
	資本金	50,000
	資本剰余金	445,000
	利益剰余金	385,207
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	372,707
	（うち当期純利益）	(33,911)
	合計	1,388,550

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月四日

東京都葛飾区東新小岩二―一九―三―二Ｆ
三元株式会社
代表取締役　羅　艾

第４期決算公告

令和７年６月４日
東京都葛飾区東新小岩２―19―３―２Ｆ
三元株式会社
代表取締役　羅　艾

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	26,945,614
	繰延資産	487,646
	資産合計	27,433,260
負債及び純資産の部	流動負債	243,829
	負債合計	243,829
	株主資本	27,189,431
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△2,810,569
	その他利益剰余金	△2,810,569
	（うち当期純利益）	(294,861)
	純資産合計	27,189,431
	負債・純資産合計	27,433,260

第４期決算公告

令和７年６月４日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
ＬＩＴ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　ハイメ・コーエン・ステレンタル

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,017
	固定資産	2,903
	合計	9,920
負債及び純資産の部	流動負債	44,006
	株主資本	△34,085
	資本金	100
	利益剰余金	△34,185
	その他利益剰余金	△34,185
	（うち当期純損失）	(7,228)
	合計	9,920

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月四日

岡山県笠岡市笠岡二三二五番地
（甲）株式会社戸田商店
代表取締役　戸田泰二朗
岡山県笠岡市笠岡五〇七番地の六八
（乙）有限会社レオナ
取締役　戸田泰二朗

第71期決算公告

令和７年６月４日
岡山県笠岡市笠岡2325番地
株式会社戸田商店
代表取締役　戸田泰二朗

貸借対照表の要旨（令和６年12月20日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	8
	固定資産	125
	合計	133
負債及び純資産の部	流動負債	48
	固定負債	77
	株主資本	8
	資本金	10
	利益剰余金	△2
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	△3
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	133

「決算公告」は、信頼と実績のある「官　報」をご利用ください。
独立行政法人　国立印刷局

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月四日

千葉県柏市大島田四四四番地一
（甲）いろはケンキョー株式会社
代表取締役　田中　宏樹

千葉県柏市大島田四四四番地一
（乙）株式会社Ｓ－ｕｐ
代表取締役　田中　宏樹

第４期決算公告

令和７年６月４日

千葉県柏市大島田444番地１
株式会社Ｓ－ｕｐ
代表取締役　田中　宏樹

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,596
	固定資産	259
	合計	17,855
負債及び純資産の部	流動負債	9,230
	固定負債	12,097
	株主資本	△3,471
	資本金	1,000
	利益剰余金	△4,471
	その他利益剰余金	△4,471
	（うち当期純損失）	(1,395)
	合計	17,855

第５期決算公告

令和７年６月４日

千葉県柏市大島田444番地１
いろはケンキョー株式会社
代表取締役　田中　宏樹

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,823
	固定資産	5,069
	繰延資産	968
	合計	70,861
負債及び純資産の部	流動負債	7,449
	固定負債	65,525
	株主資本	△2,113
	資本金	4,500
	利益剰余金	△6,613
	その他利益剰余金	△6,613
	（うち当期純利益）	(5,045)
	合計	70,861

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月四日

東京都千代田区西神田一丁目三番七号
河本ビル三Ｆ
（甲）株式会社ティー・ワイステップ
代表取締役　山田　武彦

東京都千代田区西神田一丁目三番七号
河本ビル三Ｆ
（乙）株式会社ティー・ディーエックス
代表取締役　山田　武彦

第13期決算公告

令和７年６月４日

東京都千代田区西神田一丁目３番７号
河本ビル３Ｆ
株式会社ティー・ディーエックス
代表取締役　山田　武彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,251
	固定資産	177
	合計	4,428
負債及び純資産の部	流動負債	26,725
	固定負債	61,450
	株主資本	△83,746
	資本金	9,000
	利益剰余金	△92,746
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	△92,836
	（うち当期純利益）	(1,611)
	合計	4,428

第33期決算公告

令和７年６月４日

東京都千代田区西神田一丁目３番７号
河本ビル３Ｆ
株式会社ティー・ワイステップ
代表取締役　山田　武彦

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,004
	固定資産	14,364
	合計	55,369
負債及び純資産の部	流動負債	924
	固定負債	87,217
	株主資本	△32,771
	資本金	10,000
	利益剰余金	△42,771
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△45,271
	（うち当期純損失）	(17,817)
	合計	55,369

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月四日

長野県東筑摩郡山形村五五八三番地一
（甲）長野県貨物株式会社
代表取締役　田中　素子

長野県東筑摩郡山形村五五八三番地一
（乙）フジサービス株式会社
代表取締役　藤牧　泉

第30期決算公告

令和７年６月４日

長野県東筑摩郡山形村5583番地１
フジサービス株式会社
代表取締役　藤牧　泉

貸借対照表の要旨
（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,269
	固定資産	13,088
	合計	31,357
負債及び純資産の部	流動負債	44,882
	固定負債	49,130
	株主資本	△62,655
	資本金	10,000
	利益剰余金	△72,655
	その他利益剰余金	△72,655
	（うち当期純利益）	(6,649)
	合計	31,357

第37期決算公告

令和７年６月４日

長野県東筑摩郡山形村5583番地１
長野県貨物株式会社
代表取締役　田中　素子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	225,363
	固定資産	643,880
	合計	869,244
負債及び純資産の部	流動負債	560,194
	固定負債	192,593
	株主資本	116,455
	資本金	10,000
	利益剰余金	106,455
	その他利益剰余金	106,455
	（うち当期純利益）	(69,032)
	合計	869,244

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月四日

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目二番一五号
（甲）株式会社ベストライフ
代表取締役　西川　雄太

沖縄県うるま市石川東山二丁目三〇番二一号
（乙）株式会社Ｍａｋｅ　Ｐｌａｃｅ
代表取締役　垣花　恵人

第１期決算公告

令和７年６月４日

沖縄県うるま市石川東山二丁目30番21号
株式会社Ｍａｋｅ　Ｐｌａｃｅ
代表取締役　垣花　恵人

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	固定資産	100,000
	合計	100,000
負債及び純資産の部	流動負債	40,700
	固定負債	774,269
	株主資本	△714,969
	資本金	100,000
	利益剰余金	△814,969
	その他利益剰余金	△814,969
	（うち当期純損失）	(814,969)
	合計	100,000

第12期決算公告

令和７年６月４日

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目２番15号
株式会社ベストライフ
代表取締役　西川　雄太

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	379,678,136
	固定資産	200,936,963
	合計	580,615,099
負債及び純資産の部	流動負債	126,948,103
	固定負債	486,953,680
	株主資本	△33,286,684
	資本金	15,000,000
	資本剰余金	10,000,000
	資本準備金	10,000,000
	利益剰余金	△58,286,684
	その他利益剰余金	△58,286,684
	（うち当期純損失）	(44,733,959)
	合計	580,615,099